

平成26年3月10日

◎梶原委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(10時0分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。

また、委員長報告の取りまとめについては、3月17日月曜日の委員会で協議をしていただきたいと思ひます。

お諮りいたします。

日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎梶原委員長 それでは、まず総務部について行います。

まず最初に、議案について総務部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願います。

◎小谷総務部長 総括説明に先立ちまして、まず職員の不祥事について御報告を申し上げます。

今月の5日に、文化生活部まんが・コンテンツ課の職員石元滉主事が、窃盗事件により逮捕されました。県民の皆様のご信頼を損なう事態を招き、まことに申しわけございせんでした。深くおわび申し上げます。

全ての職員に対しまして、職員は県民全体の奉仕者であり、率先して法令を遵守し、職務に専念しなければならないということの自覚を新たにするとともに、今後、このような不祥事が繰り返されることのないよう綱紀の肅正を徹底いたしますとともに、県民の皆様のご信頼に対する信頼を回復するように努めてまいります。

なお、内容につきましては、後ほど、改めて人事課長のほうから御報告をさせていただきます。

それでは、総括説明をさせていただきます。

初めに、平成26年度当初予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料のうち、2つ目の総務部という青いインデックスのついた総務委員会資

料、議案補足説明資料、こちらの1ページ、平成26年度当初予算編成の概要のほうをお願いいたします。

まず、一番下の総計（1）足す（2）の欄をごらんいただきたいと思います。平成26年度の一般会計当初予算案につきましては、県勢の浮揚に向けまして5つの基本政策を中心に、課題解決先進県を目指した取り組みをさらにバージョンアップいたしました結果、総額で4,527億円余りの計上となっております。これは本年度予算と比較して70億円余り、1.6%の増で、対前年度予算6年連続の増となったところでございます。当初予算額が4,500億円を超えるのは、平成17年度以来9年ぶりのことでございます。

また、資料の中ほどにございます財源不足額の欄をごらんいただきますと、平成26年度の財源不足額は約104億円となっております。歳入確保と事業の見直しの徹底などにより、本年度の約141億円から大幅に圧縮ができたところでございます。

上の表の（1）歳入の一般財源につきましては2,981億円余りと、本年度比で30億円余りの増となっております。主な増減といたしましては、右のほうの比較欄のほうをごらんいただきますと、景気の回復等に伴いまして県税が20億円余り、地方消費税清算金が19億円余り、地方譲与税が22億円余りと大きく増加いたします一方、それらの伸び等が反映された形で、地方交付税については34億円余り減少しております。

特定財源につきましては1,545億円余りと、本年度比で40億円余りの増となっております。主な増減としましては、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の交付が終了したことなどによりまして、国庫支出金が53億円余り減少いたします一方、基金化しましたいわゆる地域の元気臨時交付金やグリーンニューディール基金など、基金からの繰入金が増加などによりまして、その他が141億円余り増加しております。また、財政調整基金であります減債基金（ルール外分）からの繰入金につきましては、財源不足額の圧縮によりまして、本年度と比べて37億円余り減額できているといったところが特徴的なところでございます。

下の表、（2）歳出の表をごらんいただきますと、経常的経費は3,510億円余り、本年度比74億円余りの減となっております。主な増減としましては、人件費につきましては、職員の定数削減や新陳代謝等によりまして14億円余りの減、公債費につきましては、必要な償還額を積み上げました結果、30億円の増、その他につきましては、地域の元気臨時交付金の基金への積み立てや、三セク債を活用した道路公社、競馬施設公社の債務処理が完了したことから、96億円余りの減となっております。

投資的経費につきましては1,016億円余りと、本年度比で144億円余りの増となっております。こちらは、既に着手しております南海トラフ地震対策関連事業や、計画的に進めております新図書館整備などの大規模建設事業がピークを迎えます結果、当初予算比で見ますと事業費が大幅に伸びたものでございます。なお、国の経済対策補正予算を加えました

事業費ベースで見ると、本年度の1,140億円に対しまして、来年度が1,079億円と、ほぼ同程度の予算規模となっております。

以上が平成26年度の一般会計当初予算の概要でございます。

続きまして、2月補正予算の概要につきまして御説明します。資料は2ページのほうです。平成25年度2月補正予算編成の概要、こちらのほうをお願いいたします。

まず、表の一番下の総計（1）足す（2）の欄をごらんいただきたいと思います。

今回の補正予算は、6億円余りの増額補正となっております。具体的には、入札減や補助先の予定変更に伴う事業費の減など、例年、この時期に行っております通常の減額分と国の経済対策補正予算を受けました各種基金への積み立てや南海トラフ地震対策を初めとする防災・減災事業の加速化などの増額分を合計しました結果、若干の増額補正となったものでございます。

また、今回の補正予算では、将来に備えて財政調整的基金の残高を一定確保する観点から、上段の表（1）歳入の特定財源のうち、下から2番目、減債基金（ルール外分）につきまして、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用しまして、約69億円の取り崩しを取りやめたところでございます。

以上が2月補正予算の概要でございます。

続きまして、3ページの資料、平成26年度における消費税率引き上げへの対応のほうをよろしくをお願いいたします。

御案内のとおり、この4月から地方消費税率が引き上げられます。その引き上げ分につきまして、本県として、どういう考え方で、どういう事業に活用するのか、御説明をしたいと思います。

まず、1、平成26年度における消費税率引き上げの概要をごらんいただきますと、この4月から消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴いまして、地方消費税率につきましても、現行の1%から1.7%へと0.7%引き上げられます。この引き上げ分の地方消費税収入につきましては、消費税率引き上げの趣旨を踏まえ、地方税法上、社会保障4経費、その他社会保障経費に充当することとされているところでございます。

次に、資料の中ほど、2、引き上げ分の地方消費税収入の用途をごらんいただきたいと思います。

平成26年度当初予算における本県の社会保障施策に要する経費は総額で約543億円、一般財源ベースでは約482億円となっているところでございます。一方で、平成26年度において社会保障施策に要する経費に充当すべき本県の引き上げ分の地方消費税収入につきましては、地方税法の規定により機械的に算出しますと13.5億円となっているところでございます。この引き上げ分の地方消費税13.5億円につきましては、その全額を社会保障施策に充当したいと考えております。具体的には、本年度予算と比較し経費が増加した施策に

充当することとし、中でも国の制度とあわせた社会保障の充実につながる施策に優先的に充てた上で、残額を社会保障の安定化に充当したいと考えているところでございます。

充当を予定しております具体的な施策につきましては、その下に記載しておりますように、まず社会保障の充実といたしまして、子ども・子育て支援や医療・介護施策の充実するための経費として8.6億円、また社会保障の安定化といたしまして、国民健康保険事業や介護保険給付事業などに要する経費に4.9億円を充当したいと考えております。

以上が平成26年度における消費税率引き上げへの対応でございます。

続きまして、組織改正の概要について御説明を申し上げます。

4ページ、平成26年度の主な組織改正の概要のほうをごらんください。これに基づきまして概略を説明申し上げます。

まず、基本的な考え方としまして、平成26年度は「飛躍への挑戦」に向け、重点課題への対応を強化するとともに、地域へのさらなる展開を図るなど、課題解決の先進県を目指した体制づくりを推進することといたしました。また、引き続き東日本大震災被災地への職員の派遣、これは15名でございますが、これを継続しますとともに、その上で行政改革プランに沿って簡素で効率的な組織を構築しまして、行財政の健全性と課題解決の両立を図ることといたしております。

次に、組織改正の主なポイントについて御説明します。

まず、資料左側でございます地域へのさらなる展開でございますけれども、県内各地域における防災対策を大幅に強化するため、南海トラフ地震対策推進地域本部を設置いたしまして、地域本部長ほか専任職員、これは17名でございますが、これを配置いたしまして地域の応急対策活動の拠点となる総合防災拠点を整備するとともに、市町村の防災対策を支援したいと考えております。

また、集落活動センターの取り組みをさらに拡大させますため、各産業振興推進地域本部に課長補佐級の地域支援企画員総括集落支援担当を配置し、市町村や地域へのきめ細かなサポート体制を充実・強化したいと考えております。資料の下の図は、各地域本部の設置状況でございます。

次に、資料右側でございます重点課題への対応につきましては、まず、高知家プロモーション推進室を地産地消・外商課内に設置し、全国における「高知家」の認知度のさらなる向上を目指して、戦略的なプロモーション活動の展開と県産品の販売拡大や本県への誘客の取り組みを強化いたします。

次に、移住促進課を設置し、人財誘致の推進など移住促進策を抜本強化いたします。

次に、農業担い手育成センターを設置し、新規就農者の確保と本県農業を支える人材の育成を強化しますとともに、先進技術の実証・普及を推進いたします。

次に、木材利用推進課を設置しまして、全国に先駆けたCLT建築の取り組みの推進と

再生可能エネルギーである木質バイオマスの利用を促進いたします。

次に、医療政策・医師確保課を、医療政策課と医師確保・育成支援課に再編いたします。医療政策課は、救急医療連携体制の強化や在宅医療を推進し、医師確保・育成支援課は、地域医療を担う医師の確保対策や若手医師のキャリア形成の支援を強化いたします。

また、医療政策課内に災害医療対策室を設置しまして、南海トラフ地震による多くの負傷者の命を救うことを目指し、被災地に近い場所での医療活動の展開など、災害時における医療救護体制の強化を図ります。

こうした組織改正によりまして、来年度の知事部局の所属数は、本庁の課が一つふえ90課となります。また、職員数につきましては、昨年4月よりも30人ほど少ない3,330人程度となる見込みでございます。

5ページでございますけども、以上申し上げましたほかに、資料の左側のほうをごらんいただければと思いますが、南海地震対策課につきまして、その名称を南海トラフ地震対策課に変更します。次に、ねんりんピック推進課につきまして、ねんりんピックよさこい高知2013が終了したことに伴い、廃止いたします。

資料の右側でございます。地域づくり支援課を改編し、先ほど御説明いたしましたとおり、移住促進課を設置するとともに、あわせて地域支援企画員を含む地域づくりを支援する業務につきまして、これは地域アクションプランの推進に取り組んでおりますが、計画推進課の地域産業を支援する業務と一体的に取り組むため、業務を計画推進課のほうに移管したいと思っております。

次に、林業改革課につきまして、原木生産の拡大を着実に実行するため、木材産業課から原木増産に係る業務を一元化することとし、名前を木材増産推進課に変更いたします。

資料をもう一枚おめくりいただきますと、6ページでございますけども、4月からの知事部局の組織機構一覧を載せております。黒地に白抜き箇所が、今回再編のあった課でございます。

組織改正については以上でございます。

続きまして、総務部に関する予算につきまして、総括して御説明をいたします。

まず、平成26年度当初予算でございます。

お手元の右上に②とあります議案説明書（当初予算）、この資料の8ページのほうを開きいただければと思います。

一般会計の総務部予算総括表でございます。

平成26年度の列の一番下の計でございますが、総額で1,153億6,200万4,000円をお願いしております。このほか3つの特別会計がございます。額だけ申し上げますけれども、収入証紙等管理特別会計では税務課所管分として7億7,142万1,000円、県債管理特別会計では1,199億5,858万1,000円、土地取得事業特別会計では管財課所管分として2,599万

7,000円をお願いしております。

また、平成25年度の補正予算につきましては、今度はお手元の右上に④とあります議案説明書（補正予算）の5ページでございます。

一般会計の総務部補正予算総括表でございますけれども、一般会計総額で10億9,021万6,000円の増額をお願いしております。このほか特別会計といたしまして、また額だけになります。収入証紙等管理特別会計では5,000万円の増額、県債管理特別会計では9億9,673万5,000円の減額をお願いしております。

以上が総務部が所管する予算の概要でございます。各課の予算の詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから御説明を申し上げます。

次に、総務部関連の条例その他議案でございます。

お手元の右上に⑤とございます高知県議会定例会議案（条例その他）のほうをお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、目録のほうをごらんいただければと思います。⑤の目録、表紙の次の目録をごらんいただければと思います。

この中で総務部からは、条例議案といたしまして第41号、第42号の2つを、またその他議案といたしまして、次の次のページになりますけれども、右下でございます。第96号を提出させていただいております。それぞれの詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。今回、御報告いたしますのは、政策企画課のほうから秦南団地のシキボウ跡地の利活用基本計画（案）について、人事課から、冒頭御説明いたしました職員の不祥事についてでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課のほうから御説明申し上げます。

最後に、主な審議会等の状況としまして、総務部に关します本年1月から3月までの開催状況について御説明いたします。

資料は、お手元の資料のうち、A4サイズ1枚紙の平成25年度主な審議会等の状況、総務部平成26年1月から3月のほうをごらんいただければと思います。

初めに、高知県公益認定等審議会でございます。

1月21日に開催いたしまして、最後の移行申請案件でございました財団法人太平洋福祉協会について、答申が決定されたところでございます。その結果、高知県で、新たな制度のもとで公益法人への移行を申請し審議会において認定の答申を得た法人数は110件、一般法人への移行を申請し認可の答申を得た法人は119件となっております。

なお、当審議会は、2月18日にも開催し、2件の変更申請に答申が決定されました。本年度中にと2回開催を予定しており、変更認定申請案件や立入検査計画等について審議していくこととなります。

次に、高知県行政改革フォローアップ委員会でございます。

こちらの委員会は、高知県行政改革プランについて、その進捗状況を検証し、より効果的で実効性のある行政改革に取り組んでいくため設置をしているところでございます。本年度2回目の委員会を3月25日に開催する予定となっております。

私からは以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

◎梶原委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈秘書課〉

◎梶原委員長 それでは、秘書課からの説明を求めます。

◎沖本秘書課長 秘書課でございます。

平成26年度の当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.②の当初予算の説明書の9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、歳入でございます。。

平成26年度の当課の歳入予算額は、総額で253万9,000円を計上いたしております、対前年度比146万5,000円の増となっております。主な要因といたしましては、南海トラフ地震対策の一環といたしまして行います知事公邸の外壁ブロック塀の耐震工事に充当しますため、高知県県有建築物南海トラフ地震対策基金から173万2,000円を繰り入れすることによるものでございます。

続きまして、次の10ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度の歳出予算額につきましては、総額で1億4,335万2,000円を計上いたしております、対前年度比100.3%、40万円の増となっております。

その内訳でございますが、まず特別職給与費が4,068万1,000円となっております、これは知事、副知事、2名の給与費でございます。

次に、人件費の7,990万8,000円は、秘書課職員10名の給与費でございます。

次に、秘書費でございますが、2,276万3,000円でございますけれども、これは、まず記載がございます警備委託料といたしまして94万4,000円を計上しております。これは知事公邸の機械警備に要する経費でございます。

次に、先ほども申し上げましたが知事公邸の外壁ブロック塀の耐震改修工事を実施するための経費といたしまして、耐震改修設計委託料を38万4,000円、そしてその下にございます耐震改修工事請負費134万8,000円の、合わせまして173万2,000円を計上しております。この金額は、先ほど歳入で御説明いたしました基金繰入金の金額と一致するものでございます。知事公邸につきましては、平成21年度に建物部分の耐震改修工事については実施をいたしておりますけれども、今回、南海トラフ地震対策の充実・強化・加速化の一環といたしまして、強い揺れによります倒壊のおそれがあります知事公邸の外壁ブロック塀につきまして、近隣の住民の皆様方の避難路の確保のため、そして何より通行される方の命

を守りますために耐震改修をするものでございます。

最後に、事務費といたしまして、2,008万7,000円を計上しております。内容は、秘書課2名の非常勤職員の人件費や、秘書業務を遂行する上で必要な事務経費や旅費でございます。

また、この予算以外に、知事、副知事の交際費といたしまして、財政課所管の財政費の中に、前年度と同額の171万円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎桑名委員 細かいことなんですけども、監査のときもちょっとお話ししたんですけども、知事室にお客さんが来られたときに、お茶を出したりするときどんな器を使っているんだと聞いたら、普通の瀬戸物を使っていますということなんですけども、やっぱり高知の陶芸品とかそういったものを使ったら、高知で一番有名な方が来る応接室なんで、そういったものを購入したらということをお指摘もしたんですけども、来年度予算ではそういった形で。

◎沖本秘書課長 御指摘は十分踏まえておりますけども、今ちょっと在庫と申しますか、結構ございますのと、あと、まず真っ先にお茶のほうを、高知産のお茶をまず使おうということで土佐あぶり茶、大変好評で香りもいいもんですから、まずはお茶なんかをかえまして、ちょっと割れたりとか年に何個かありますので、それとあわせて少し充実をしていこうかなというふうに考えております。

◎桑名委員 高価な器とかじゃなくても、高知県の陶芸品ってあると思うんですよね、内原野とかああいったもの。やっぱり話題性もあると思うし、そのお茶も生きてくると思うんで、それはぜひお願いをしたいと思います。やっぱり高知の顔ですからね、知事室に来られるお客さんにお相手することは。また、そういったところも踏まえて検討してもらいたい。

◎沖本秘書課長 予算の状況も見まして、少しずつでもまたそろえて、お客様にそういった御披露ができるようにしていきたいと思っております。

◎梶原委員長 よろしいですか。

(なし)

◎梶原委員長 それでは、質疑を終わります。

〈政策企画課〉

◎梶原委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎竹崎政策企画課長 政策企画課でございます。よろしくお願いいたします。

当課からは、平成26年度の当初予算と平成25年度の補正予算について御説明をさせていただきます。

まず、平成26年度の当初予算でございますが、右肩に②と番号がございます高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、9款の国庫支出金でございます1総務費補助金の国宝重要文化財等保存整備費補助金846万5,000円につきましては、文化庁の補助事業に係る国庫補助金を計上しております。詳細につきましては、後ほど歳出の中で御説明をさせていただきます。

14款諸収入でございます5の総務部収入52万4,000円につきましては、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る本人負担分の共益費などを計上しております。

次に、歳出でございますけれども、13ページをお願いいたします。

一番上の欄でございますが、平成26年度の当初予算額は、全体で4億2,597万9,000円、前年度の当初予算額と比較いたしまして939万3,000円の増額となっております。その主な要因といたしましては、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けた取り組みに係る経費の増等によるものでございます。

主なものにつきまして、右の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1の人件費でございますけれども、これは政策企画課15人分の職員の給与費でございます。

次に、2の政策企画総務費でございますが、庁議及び政策調整会議の運営であったり、政府への政策提言活動、人口問題への取り組み、地方分権の推進などに関する経費などを計上しております。そのうち地方行財政調査会負担金548万3,000円でございますけれども、地方公共団体を会員といたします一般社団法人地方行財政調査会の会費でございます。同調査会から提供されます資料等を庁内に配布するなど、さまざまな行政資料として現在活用しているところでございます。

次に、3の連携推進費でございますが、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す取り組みであったり、全国知事会、四国知事会などの活動経費、また四国4県の連携を推進するための経費などを計上しております。このうち札所寺院調査等委託料1,655万8,000円につきましては、四国4県で連携して取り組みを進めております四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す取り組みを進めます中で、県内の札所寺院について史跡指定を受けるために必要となる調査等を行う経費でございます。文化庁の補助事業を活用いたしまして、教育委員会の文化財課に配当がえをいたしまして、執行することとしております。

次の四国知事会分担金と全国知事会分担金につきましては、それぞれの活動、運営に要する経費に対する分担金でございます。

次の四国4県連携推進費負担金375万円につきましては、四国4県が一体として取り組むことによりまして、四国の総合力の向上や効率的な対応が期待できる事業に対しまし

て、4県がそれぞれ負担する負担金でございます。

次の四国遍路世界遺産登録推進4県協議会負担金400万円でございますけれども、先ほど申し上げました札所寺院調査等委託料と同様、四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す取り組みを進めます中で、史跡指定ではない保護手法を確立するために、重要文化的景観の候補地のリストアップ調査を4県共同で実施するための負担金でございます。

14ページをお願いいたします。

4のこうちふるさと寄附金事業費178万4,000円でございますが、平成24年度にスタートいたしましたこうちふるさと寄附金制度の広報経費であったり、寄附をいただいた方への謝礼などを計上しております。

次の5東京事務所管理運営費でございますが、東京事務所職員20名分の人件費のほか、事務所の賃借料や職員宿舍の借り上げに係る費用、事務的経費など、東京事務所を運営するために必要な経費でございます。

次の6東京事務所活動費でございますが、東京事務所全体に共通する活動費であったり、企業誘致、観光客誘致のための活動経費、また平成21年度から高知県の応援団づくりを目的に実施しておりますこうちふるさとミーティング事業に係る費用などを計上しております。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成25年度の2月補正予算の御説明をさせていただきます。

右肩に④と番号がございます高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、本年度のこうちふるさと寄附金の収入見込み額につきまして、11の寄附金として2,500万円、あわせて基金の運用益を10の財産収入としまして9万2,000円計上しております。

なお、本年度のこうちふるさと寄附金につきましては、2月末時点でございますけれども、489件、1,670万円弱の御寄附をいただいておりますが、大口の寄附があることも想定をいたしまして、予算といたしましては2,500万円を計上させていただきます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

右側の説明欄でございますけれども、まず、1の政策企画総務費△153万1,000円につきましては、不用となりました事務費を減額するものでございまして、2の東京事務管理運営費△146万3,000円につきましても、事務費を減額するものでございます。

最後に、3のこうちふるさと寄附金基金積立金につきましては、先ほど歳入で御説明し

ましたこうちふるさと寄附金を基金に積み立てるものでございます。

以上で政策企画課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 東京事務所の活動費の関係で、幾つか負担金がありますよね、その中で広報駆け込み寺年会費というのは、広報駆け込み寺というのはどんなことか、ちょっと教えていただきたいのと、あと土佐二十日会、これちょっとどんな会なのか教えてください。

◎竹崎政策企画課長 今、手元に資料ございませんので、後ほど資料のほうを提出させていただきますと思います。

◎北村総務部副部長 都市圏で活動されるマスコミの方に、高知県を売り込むために会をやっております。その経費でございます。二十日会のほうは、高知県出身の方、かなりいろんな方面にいらっしゃる、その方に集まっていただいて高知県のいろいろな応援をしていただく、寄附金であったり高知県のPRであったり、いろんな政策のアドバイスとかそういうことをお願いをしている、そういう会でございます。

◎坂本（茂）委員 さっきの広報駆け込み寺のほうは、そういう会があって、年会費が割り当てられていて年会費納めるのと、何か会をやるときの負担金として15万円ということなのか。二十日会のほうであれば、別にこれ負担金とも何とも書いてないんですけども、例えば渡し切りの金なのかどうか、そこらあたり、負担金というふうに書いているものと、会費というふうに書いているものと、何にも書いてないものがあるんで、その辺ちょっとこう、きちんとしておいていただきたいなという気がするんですが。

◎竹崎政策企画課長 お話にございました土佐二十日会につきましては、基本的に年会費1万円でございます。それと広報の駆け込み寺の部分につきましては、年会費が6万円。それに加えて、参加負担金といたしまして9万円ということで予算計上させていただいています。それ以外につきましても、基本的に年会費がございまして、あと各種会議負担金は、まとめてというふうな形で計上させていただいております。

◎梶原委員長 よろしいですか。

◎坂本（茂）委員 はい。

◎岡本委員 1点、歳入で、寄附金で2,500万円の寄附金を見込んでいますよね。大口が期待できるということで説明があったところですがけれども、昨年度をちょっと聞き漏らしましたけど、481件で1,700万円でしたかね。ちょっと多い、この差ですよね。大口というのは、ある一定見込まれた人がおるのか、団体があるのかを教えてください。

◎竹崎政策企画課長 現時点、2月末時点で1,670万円弱でございます。実は昨年度、24年度の部分におきましても、少し大口の方がございまして、今回補正予算を編成する際にどうしようかなということで検討いたしまして、例えば、昨年末の部分で約1,600万円

ございました。加えて、1月から3月の過去最高額で430万円ぐらいございました。加えて、やはり大口の部分があったときに、これ歳出の部分でございますので、やっぱり余裕を見込んでちょっと計上しておかないと、予算上しんどいだろうということで、今回は2,500万円。特段大口の当てがあるということではございません。

◎岡本委員 それでうまいこと賄うわけですね、2,500万円も入れ込んでおけば、ということでの説明でよろしいですかね。

◎竹崎政策企画課長 基本的に、このふるさと寄附金のいただいたものにつきましては、翌年度の事業に充当する。基金として1回積まさせていただきます、翌年度事業に充当することにしておりますので、例えば26年度の当初予算におきましては、現時点で2,200万円程度をそれぞれの各課の事業に充当することとしております。ただ、この2,200万円につきましても、繰越金、基金の繰り越しがございますので、一定、例えば1,670万円弱で終わったとしても、来年度の事業に当たって収入が不足するといったことはございません。

◎岡本委員 わかりました。

◎西森（雅）委員 関連なんですけども、今1,670万円弱で、補正で2,500万円ですので、800万円余りの余裕が出ているということです、枠としてですね。これ、もしその枠以上の寄附金があった場合はどういうふうになるのか。

◎竹崎政策企画課長 例えば2,500万円以上、2,600万円とか2,700万円があった場合には、歳出の部分で不足をいたしますので、うちの課の、例えばほかの歳出の部分を集めてきて、そちらのほうの寄附金に、足るんであれば充当するというふうな形になります。

例えば極端にオーバーするということであれば、歳出のほうで、調整といいますか、専決という形になるんじゃないかなとは思っております。

◎小谷総務部長 年度末、どうしても歳入も歳出も確定しますんで、そこで年度末時点で専決とかさせていただいて、あとは決算となってきますけども、減額については、割と専決というのは、これは議会でお認めいただいた範囲内でやりやすいんですけども、増額というのは、ちょっと余り例もないし、余り適当じゃないんじゃないかと思っておりますので、今回2,500万円ということで、かなり枠も見たところでございます。でも仮にですね、非常にうれしいことで、それを上回るということがあれば、またちょっとそのタイミング等を見て、議会で御相談させていただきたいと思っております。

◎西森（雅）委員 あと、札所寺院の調査等委託料、これは文化庁の補助金をもらってやるということですけど、これ補助率というのはどんな形になっているのか。

◎竹崎政策企画課長 補助率は2分の1です。

◎西森（雅）委員 あとの2分の1は県の持ち出しということですか。

◎竹崎政策企画課長 そうです。

◎西森（雅）委員 あと、これはどういったところに委託とかということになるんでしょうか。

◎竹崎政策企画課長 現時点では、これは一般競争入札にかける予定でございまして、この委託の中には、1つは、札所寺院の測量、敷地の測量をするものが一つと。あとは文化財の調査をする。基本的には、2つの委託ということで考えております。

それで測量の部分につきましては、当然県内の業者いろいろございますけれども、文化財の調査自体につきましては、現時点では、県内の事業者はちょっといないというふうな報告をいただいております。

◎西森（雅）委員 わかりました。

◎米田委員 西森（雅）委員とのかかわりで、現在、その史跡指定を受けたところはないのかということ。あと、この調査の結果を踏まえて今後どういうスケジュールで、また財政的にあとどうなっていくのか、教育委員会かなと思うけど、ここの予算で出ちゃうんです。

◎竹崎政策企画課長 まず、札所寺院の部分につきましては、現在史跡指定という部分で言いますと、四国のお遍路の関係で言いますと、国分寺のほうはもう従前、大分以前に史跡指定を受けております。それに以外につきましては、札所寺院については、史跡指定を受けておるところは現在ございません。

史跡指定を受けるための測量であったり文化財の調査をさせていただくのが、今回の委託料でございまして、来年度以降のお話になるわけなんですけれども、場合によっては2カ年かかる可能性もあると。実際、現地へ入ってみたいとわからないというふうな状況もございまして、現時点では単年度でお願いをさせていただいておりますけれども、場合によっては2カ年かかるかもしれないというふうなことでございます。

◎米田委員 その史跡指定を受けることによって、どういう効果があるのかということと、率直に言うたら、こればあ文化遺産にしようと、それから遍路道を打ち出してきながら史跡指定も、極端な言い方したら、開けた話していないのかというて、今さらながら思うたりもするんですけど、それは四国全体がそうだとしたことだと思っておりますけど、そこから辺はどんなふうを受けとめたらいいですかね。

◎竹崎政策企画課長 この四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録の取り組みにつきましては、経過から少しお話をさせていただきますと、もともと平成18年の11月に、まずは4県で共同提案書を文化庁に提出をいたしました。その際には継続審議ということになりました。翌平成19年の12月に、再度4県と、今度は沿線の58市町村で文化庁に再提出をさせていただきました。そのときに主な課題として文化庁からいただいたのが、まず、顕著な普遍的な価値というものをきちんと証明することが必要だということ。それともう一点は、文化財の指定とかそういった選定を含めて、保護措置をきちんとやってくださいと

いうふうなことで、課題が2点上がってございました。

それで行政のほうとしましては、どちらかというところ、その文化財の指定、選定に向けて、それ以降、取り組みを4県で進めてきたところではございますけれども、官民でつくっております世界遺産の登録推進の協議会の総会が今年の6月に開催をされまして、その時点で中期目標、世界遺産登録に向けた中期目標というのが決定されました。内容としましては、平成28年度の世界遺産暫定一覧表の記載を目指していくということの決議がされまして、具体的には、まず各県1カ所以上、遍路道と札所寺院を一体的に史跡に指定するモデル地区を確立していくと。それとあわせて、史跡以外の四国遍路にふさわしい保護手法を、考え方をつくっていくということが今年の6月、協議会の中で確認をされまして、それに基づきまして、うちの県では、先ほど申し上げましたように史跡指定といったものが、札所寺院、遍路道、双方ともございませんでしたので、まずは史跡指定を目指しまして、来年度札所寺院の調査委託をやっていくということでございます。

それとあわせて、4県の負担金という形で、史跡以外の方法、重要文化的景観の可能性についても検討していくというふうな流れでございます。

◎米田委員 最後に、その寺院の負担とかはないんですかね、それは。

◎竹崎政策企画課長 基本的に寺院の負担はございません。いろいろ調査に入らせていただくときにお手伝いいただく部分はございますけれども、金銭的な負担はございません。

◎西森（潮）委員 高知県には、八十八箇所の札所が16寺あるんだけど、それを全部やるのか、手が挙げるところをやるのか、大体調査、県が把握しているところでどこがふさわしいと、史跡とかということで、より込み入った調査をしようとするのか、そのあたりはどうなの。

◎竹崎政策企画課長 4県の中で一定札所寺院について、史跡指定になる可能性が高いといったような基準といったものを、一定はつくっております。その内容としましては、1つは、境内にあります本堂と大師堂の両者が戦前までのもの、それと遍路道に古道の景観が残っていること、場所が移動していないこと等々が、一定4県の中で、そういったものであれば史跡指定の可能性はあるんじゃないかというふうな基準を設けまして、ちなみにうちの県、16カ寺ございますけれども、その基準に少し照らし合わせてみると4カ寺だけでございます。

今回、来年度の予算に当たりましては、1つは、もう既に史跡指定を受けております国分寺でございます。その他の3カ寺につきましては、予算上は2カ寺について御了解をいただいて、来年度調査にかかるというふうなことでございます。

◎西森（潮）委員 2カ寺はどこ。

◎竹崎政策企画課長 2カ寺御了解いただいておりますのは、1つは竹林寺さん、もう一つは土佐市の清瀧寺でございます。

◎梶原委員長 よろしいですか。

そしたら1点、ふるさと寄附金事業なんですけど、全国の都道府県市町村等々の自治体で獲得争奪戦というか、県産品の贈答なんか、逆にこのお返しの部分がちょっと過熱しているような動きなんか報道等々でもよく耳にしますが、新年度、何かこの寄附金事業で、これまでと違う、新たに寄附いただいた方に対する何か取り組みをするようなことはありますか。

◎竹崎政策企画課長 来年度から予算上、特に出ている部分で言いますと、1つは、記念品のパンフをカラーにすること。それと、現在5,000円以上御寄附をいただいた方に記念品をお贈りをさせていただいております。今年度からは、まず4月からは10品、それから11月からはプラス6品して、16品から選んでいただくという形をとってございます。それも5,000円以上記念品、5,000円であろうが、10万円であろうが、基本的には1品ということでもございましたけれども、ちょっと今年度、金額の分布状況を少し見まして、来年度からは、まず5,000円からは1品でございますけれども、2万円以上の方については2品にしようかと。それと10万円以上の方については3品という形で、少し選んでいただく品数をふやしたいなというふうに思っております。それにあわせて、現在16品でございますけれども、もう少し来年度につきましては、まるごと高知であったり、地域支援企画員であったり、そういった方にももう少し品を御紹介させていただいて、品数を多くしようかなというふうなことを考えております。

それも、実はことしの2月、寄附者へのアンケートを実施させていただきました。その際に記念品につきましては、例えば、200人ぐらいしか母数はないんですけども、そのうちの30人の方については、記念品を気に入って別途自分で購入をされた方が30人もいらっしゃる。それと、記念品の販売元から別の品を購入された方という方も19人ぐらいいらっしゃる。あわせて、今度はリストの中から送られてきた記念品とは別の品を購入された方という方が13人いらっしゃいましたので、一定品数をまずふやすということ、それとリストをふやす、選んでいただくことをふやすという部分で、ふるさと寄附金自体は収入という話になりますけれども、地場産品の宣伝と、広報と、啓発といった部分も含めて、そういった部分で拡充していきたいなというふうに思っております。

◎梶原委員長 はい、わかりました。

よろしいですか。

(なし)

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈広報広聴課〉

◎梶原委員長 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎行宗広報広聴課長 広報広聴課でございます。よろしくお願いをいたします。

まず、26年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料No.②の議案説明書（当初予算）の15ページをお開きください。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。

10財産収入の1財産運用収入640万円は、県が保有しております民間放送局3局の株式の配当金でございます。

次に、14諸収入、8雑入といたしまして約378万円余りを計上いたしておりますが、内容といたしましては、県の広報紙やホームページへの広告掲載料収入360万円などがございます。

なお、この雑入の予算計上につきましては、本年度実施をされました決算特別委員会におきまして、諸収入の雑入のうち一般財源分に該当するものを、予算は財政課のほうで一括計上して、決算は各課で計上していることから、各課の予算額と決算額に乖離が生じているため、今後は予算と決算を同一課で計上するよう検討を求めるとの御意見をいただきましたことから、来年度予算から該当する予算につきまして、当課においても計上するように変更したことなどもございまして、前年度比221万円の増となっております。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

16ページをお願いします。

右側の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

2広報広聴費の1つ目、広報紙編集等委託料と、その下にございます広報紙配布委託料は、いずれも県の広報紙さんSUN高知の発行のための経費です。発行部数は約34万部ですけれども、県民の皆様にはわかりやすく、より親しんでもらえる広報紙づくりを目指して取り組んでいるところでございます。

まず、上段の広報紙編集等委託料につきましては、さんSUN高知のデザイン・レイアウトや表紙の企画など、編集業務の一部を民間の事業者へ委託するものでございます。

次の広報紙配布委託料は、各御家庭への広報紙の配布を26の市町村に委託する経費でございます。なお、市町村の事情によりまして、市町村経由で配布ができていない残り8市町村の御家庭に対しましては、後ほど御説明いたしますけれども、事務費の中で、新聞への折り込みなどにより各戸への配布を行っております。

また、さんSUN高知の発行に関する経費としましては、これらのほかに別途印刷代がございます。これも後ほど事務費のところの説明をさせていただきます。

次の新聞広告制作委託料は、県の政策やお知らせなどを新聞広告に掲載するに当たりまして、そのデザインとかレイアウトを広告代理店のほうに委託するための経費でございます。

次の番組制作放送委託料は、県の広報番組の制作放送を県内の民間放送事業者へ委託するための経費でございます。テレビでは、日曜日の朝に15分間、月曜から木曜の夕方に5

分間の定時番組を放送しますとともに、特別番組として、産業振興計画や日本一の健康長寿県づくりなどの基本政策を中心といたしまして、取り組みの内容を詳しくお伝えをしていきます。また、ラジオでは、週2回の対談番組と日曜日を除く毎日、お知らせ番組を放送しております。

次の県ホームページ運用保守委託料は、県のホームページに関しますシステムの運用保守や、職員からの操作方法の問い合わせへの対応を委託するための経費でございます。

なお、県のホームページに関しましては、今年度、5年ぶりの再構築ということでシステムの開発を行ってまいりましたが、この4月からのリニューアル公開に向けて、現在最終的な調整を行っているところでございます。

次のインターネット動画配信事業委託料は、インターネットを活用しまして、知事の記者会見の映像や県の広報番組「おはようこうち」のほか、観光や食といった本県の魅力を情報発信するための動画コンテンツの制作及び配信システムの運用のための経費でございます。

次の県民世論調査委託料は、県民の意識やニーズなどを把握しまして、県政運営の基礎資料とするために毎年行っている世論調査の実施経費でございます。

次の受付案内業務等委託料は、本庁の玄関と県民室での案内業務や代表電話の交換業務などを、民間事業者へ委託するための経費でございます。

17ページをお開きください。

最後に事務費といたしまして、5,300万円余りを計上させていただいていますが、そのうち主な内容を説明させていただきます。このうち最も金額の大きいものといたしましては、先ほど少し触れましたけれども、広報紙さんSUN高知の印刷費が約2,900万円ございます。なお、このさんSUN高知の印刷業務につきましては、昨年6月及び10月の総務委員会におきまして、会計管理局から御報告をさせていただきましたとおり、昨年8月の入札から入札方法を見直しまして、従来の指名競争入札から一般競争入札に変更いたしております。来年度の印刷費につきましては、その入札結果も踏まえまして、25年度当初予算と比較をいたしますと1,500万円余りの減となる、先ほど申し上げました約2,900万円を計上させていただいております。

そのほか、事務費といたしましては、さんSUN高知の新聞折り込みの手数料が約290万円、また県のお知らせなど新聞広告のための紙面の掲載料が約1,500万円などが含まれております。

また、官民協働の県政を進めていくために、県民の皆様から県政への御意見をお寄せいただきます「知事への手紙」や、知事が各市町村の現場を一日かけて訪問させていただいて、県民の皆様と対話させていただく「対話と実行行脚」などの広聴活動に要する事務的な経費なども含んでおります。県民の皆様からは、地域の実情や課題など貴重な御意見を

頂戴しておりまして、いただいた御意見は庁内で共有して、具体的な政策の検討につなげていくこととしております。

以上、平成26年度の当課の予算は総額で2億6,300万円余り、前年度と比較をいたしまして5,200万円余りの減となっております、その要因は、先ほど御説明をいたしましたホームページの再構築の終了に伴う委託料の減とさんSUN高知の印刷費の減などによるものでございます。

続きまして、25年度補正予算について御説明をいたします。

資料No.④の議案説明書（補正予算）の9ページをお開きください。

3 広報広聴費につきましては、3,090万円の減額をお願いしておりますが、これは先ほど御説明をさせていただきました県ホームページ再構築委託料やさんSUN高知の印刷費の入札残のほか、経費の節減などにより不用となる事務費を、それぞれ減額をさせていただくものでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

債務負担行為の補正について御説明をさせていただきます。

追加が1件、それから変更が1件の2件の補正をお願いするものでございますが、内容はいずれも消費税率の引き上げに伴うものでございます。

まず、上段の受付案内業務等委託料の債務負担行為の、これは追加ですけれども、先ほど当初予算の中で御説明をさせていただきましたが、当課では本庁の玄関と県民室での案内業務、それから代表電話の交換業務などを民間業者に委託しておりまして、3年ごとにプロポーザル方式により委託先を決定しております。現在の委託業者との契約期間は、平成25年度から27年度末までとなっております、関連する予算につきまして、平成24年の2月議会で限度額6,085万8,000円の債務負担行為の議決をいただいております。今回の追加は、4月からの消費税率の引き上げに伴いまして、本委託料に関する税額のアップ分3%分として116万円を追加する補正をお願いするものでございます。

同様に、下の段の県ホームページ再構築及び運用保守委託料の変更ですが、こちらは現在構築中の県ホームページの運用保守の経費として、昨年3月議会で限度額1,785万円の債務負担行為の議決をいただいておりますが、消費税率の引き上げに伴いまして限度額を、ここに記載しております1,801万円に変更させていただく補正をお願いするものでございます。

補正予算については以上でございます。

以上で広報広聴課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 先ほどのさんSUN高知の印刷費が1,500万円ほど減額ということですが、それは単に入札の改善をした結果なのか、それとも、それによって業者が言えば相

当値を下げんといかんということで、負担になるとかというようなことはなかったんですか。

◎行宗広報広聴課長 昨年の8月に一般競争入札に変更いたしましたので、以降、8月とそれから12月に入札をしております。4カ月分ごとに入札をすることにしておりますので、そういうことになっておるんですけども、2回とも、昨年の総務委員会に御説明をさせていただきましたとおり、県外の輪転機を保有している業者に下請に出すというふうなことを前提で落札が、同じ業者が決まっております。ですので、現在のところ、余りそのことによつて下請なり、あるいは入札に参加する業者の負担になっているというふうなことはないと思います。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

(な し)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈文書情報課〉

◎梶原委員長 次に、文書情報課の説明を求めます。

◎中野文書情報課長 文書情報課です。よろしくお願ひいたします。

文書情報課の平成26年度当初予算及び平成25年度の補正予算について、あわせて御説明させていただきます。

まず、平成26年度当初予算でございます。

お手元の資料№②当初予算の議案説明書18ページをお開きください。

まず、歳入予算について御説明させていただきます。

14諸収入の(4)文書情報課収入につきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、公文書の開示請求をされた方に御負担いただく公文書写しの交付費用と、当課で雇用いたします臨時職員の雇用保険料の本人負担分でございます。先ほど広報広聴課のほうからも説明がございましたが、予算計上のあり方を見直しました結果、対前年度よりも100万円の増となっております。

続きまして、歳出予算について御説明させていただきます。

19ページをお開きください。

平成26年度の予算額は、総額で7,027万5,000円となっております。前年度当初予算額と比較いたしますと、額で363万7,000円の減、率にして約4.9%の減となっております。その主な原因につきましては、職員の人件費の見込みが減少したことによるものでございます。

それでは、右側の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

まず、1の人件費は、当課の職員8名に係る人件費でございます。

次に、2文書情報費でございます。まず、上の3つの公文書開示審査会など計22名の委

員報酬でございますが、これは当課が所管しております情報公開や個人情報保護に関する不服申し立てに対応する審査会などの委員に対する報酬でございます。

次に、文書情報システム運用保守委託料の294万円です。これは文書の起案や保存など一連の文書事務に係る、また情報公開のインターネット請求に対応するための文書情報システムの運用保守、それからシステム操作などの問い合わせに対応するための経費でございます。

次に、受付案内業務等委託料の680万3,000円です。当該委託料は、本庁舎の1階にあります県民室の運営委託などに係る経費のうち、書庫の管理業務に係る経費を文書情報課で予算計上するものでございます。具体的な業務内容といたしましては、書庫の巡回や清掃、公文書の各課からの受け入れと管理及び閲覧、貸し出しの対応、そして保存年限を過ぎた文書の廃棄等の業務を委託するものでございます。

この委託業務は、平成25年度から平成27年度までの3カ年契約でございまして、平成24年2月議会におきまして、債務負担行為の議決をいただいております。

次に、一番下の事務費でございます。その主な内容は、臨時的任用職員の雇用に係る経費に212万円、公文書開示審査会などの開催に係る会場借り上げや議事録作成に係る経費に116万円、書庫整備に係る経費に107万円、あと情報公開に係る全国大会ですとか講座などへの参加に係る経費、旅費等で計545万9,000円を計上しております。

以上が文書情報課の平成26年度当初予算の概要でございます。

続きまして、平成25年度補正予算について御説明させていただきます。

資料No.④の補正予算の議案説明書の11ページをお開きください。

文書情報費143万6,000円を減額するものでございます。

右の説明欄をごらんください。主なものを説明させていただきます。

まず、上の3つの委員報酬でございます。当該報酬は公文書開示審査会を初めとする委員報酬ですが、会議の開催回数が当初の見込みを下回りましたことにより、計66万6,000円を減額するものでございます。

次に、事務費の減額でございます。内訳としましては、公文書開示審査会などの開催回数が見込みを下回ったことにより、これに係る議事録作成経費及び会場借り上げ経費を減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明させていただきます。

14ページをお開きください。

先ほど平成26年度当初予算で御説明いたしましたように、当該委託料は平成25年度から平成27年度までの3カ年の契約をいたしておるものでございますが、平成26年度から消費税が3%アップいたしますため、その差額として、平成26年度18万9,000円、27年度18万9,000円の合計37万8,000円の債務負担の追加をお願いするものでございます。

以上が平成25年度補正予算に係る文書情報課の説明でございます。

これで文書情報課の資料説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 補正の関係で、公文書開示審査委員会の委員報酬が減額されていますが、これ予算からいうと半分ぐらい減額されているわけですね。審査会そのものが、審査会の全体会が何回で、小委員会が何回、それぞれ予定は5回と20回なんですけども、実際行われたのはどういう状況、回数なのか教えてください。

◎中野文書情報課長 今ちょっと全体会と小委員会の詳細の資料を持ち合わせていないんですが、全体の回数、予算計上で言いますと全部で34回、3つの審査会合わせまして34回の開催を見込んでいたんですが、実績といたしましては22回の開催で終わっております。

その内訳でございますけども、公文書開示審査会ですが、全体会が2回、第1委員会、第2、第3と、3つの小委員会がありますが、これをまとめて10回、計、公文書の開示審査会の回数は12回でございます。あと、個人情報保護の審査会のほうですけども、この開催回数が計2回、それから個人情報保護制度委員会の開催数が4回の計6回ということで、合わせまして実績18回の開催になっております。

◎坂本（茂）委員 さっき最後に言うた個人情報保護審査会、制度委員会は2回で、保護審査会は6回言いましたかね。

◎中野文書情報課長 保護審査会が2回、それから制度委員会のほうが4回でございます。

◎坂本（茂）委員 合わせて6回という意味か。わかりました。

公文書開示の審査そのものが減っているという状況でしょうか。

◎中野文書情報課長 まず、公文書のいわゆる情報公開のほうの審査会ですけども、ここ数年、大体同じようなといいますか、申し立てが、24年度がちょっと多くて9件ございまして、25年度は3件というような状況でございますが、おおむね1桁台の不服申し立ての件数になっております。

それから、個人情報のほうですけども、過去10年ほどで4件ほどしかなかったんですが、こっちのほうはここ二、三年、毎年不服申し立てが上がるようになってきてまして、こっちのほうがちよっと上昇、件数自体が大幅アップというわけじゃないんですが、今まで年間率でいくと0.何回ぐらいだったのが、2件、3件という形でこの二、三年上がってきております。

◎坂本（茂）委員 はい、わかりました。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

（な し）

◎梶原委員長 では、質疑を終わります。

〈法務課〉

◎梶原委員長 それでは、続きまして法務課の説明を求めます。

◎次田法務課長 法務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、法務課の平成26年度当初予算につきまして説明させていただきます。

資料番号②の当初予算議案説明書20ページをごらんください。

まず、当課の歳入です。

主なものといたしましては、10財産収入の188万1,000円があります。これは高知弁護士会への県有地の貸付収入です。

次に、21ページをごらんください。

当課の歳出です。

5 法務費について、右端の欄の説明に沿って御説明します。

1 人件費は、当課の11名の職員の給与費です。

それから、2 法制管理費は、主に条例や規則の審査、県広報の発行などに要する経費や公益法人の変更認定等の審査に係る経費です。

まず、公益認定等審議会委員報酬ですが、法人の公益性の審査等をしていただく民間有識者から成る高知県公益認定等審議会の委員4名の報酬です。平成25年11月30日の移行の申請期限が過ぎ、審議会による移行の答申は、先ほど部長のほうからの説明ありましたように平成26年1月21日の審議で終了しました。結果として、公益法人への認定の答申が110件、一般法人への認可の答申が119件され、そのほかに自主解散が89法人、国所管への変更が2法人で、平成25年12月1日に、法律に基づきみなし解散となった法人は11法人でした。

新制度が始まり、しばらくは移行がなかなか進まず、審議会の審議が申請期限以後も相当長引くことを懸念していましたが、四国内では最も早く移行の答申が終了し、迅速な処理に御協力いただきました法人の関係者の方々に感謝しているところです。

平成26年度は、公益事業の事業内容の変更や追加、廃止などに伴う変更認定の審議などのため、引き続き月1回程度の審議会の開催を見込んでいます。

次に、法令例規システム保守管理等委託料の233万3,000円です。これは法令例規システムの運用に要する経費です。この法令例規システムによりまして、県民の方々や県職員が県の条例などをパソコン上で検索閲覧できますし、また、職員が規則などの改正作業を効率的に行うことができます。

次に、例規事務委託料の290万8,000円です。これは職員の事務処理の負担軽減を図るため、例規改正に係る事務のうちデータの機械的な入力等の作業を、法令例規システムの開発会社であります株式会社クレストックに委託するものです。

次に、宗教法人管理システム開発委託料の356万1,000円です。これは県内の宗教法人約

2,800について、宗教法人法により義務づけられています毎年の役員名簿、財産目録、収支計算書等の提出の有無をチェックし、提出がされない場合には督促状を発し、また長期間にわたり提出がないときには、不活動状態であることを確認して裁判所に解散命令を請求するなど、宗教法人についての管理を确实かつ効率的に行うためのシステムです。

これまでは、平成9年ごろに職員が開発したものを利用してきていましたが、他県において使い勝手のよいものが利用されていることも確認できましたので、平成26年度にシステム開発を委託しようとするものです。

3 訴訟費は、県が当事者となる訴訟に関する経費や、法律相談員の弁護士に関する経費です。

まず、訴訟事務委託料の400万円です。これは、訴訟事務の処理を弁護士に依頼するときに払います着手金です。次に、事務費の700万8,000円です。これは主に訴訟事件が終了したときに弁護士に支払います報酬が400万円、知事部局の法律相談員の弁護士4名への年間の法律相談に要する謝金が280万円となっております。

なお、平成26年度からは、法律相談員の弁護士を1名増員することとしております。これは、行政として一定の判断をするに当たり非常に困難な事案も多く、複数の弁護士からアドバイスをいただきたいという庁内の要望などを踏まえてのものであります。

以上のとおり、平成26年度は増加要因がありまして、歳出予算額の合計は、次の22ページにございますように、前年度当初に比較して149万3,000円の増となっております。

以上で法務課の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 宗教法人管理システムの開発委託料ですけども、今まで、平成9年に職員が作成したシステムを使っていたみたいですが、今度業者に委託すると、どんな部分が違ってくるんです。大体名簿の管理みたいなところなんで、内容的なものは余り変わらないと思うんですけども。

◎次田法務課長 まず、職員の負担が大きく変わります。といいますのは、今のシステムは古い関係で、実際にその提出書類が来たときに、来たという情報を入れるだけでも非常に時間がかかっています。そこが、当然新しいシステムで簡単に入力できます。

それからあと、基本的にいろいろ、それぞれの宗教法人の情報、例えば、この法人は提出書類以外に、不動産の取得のときの非課税証明をいついつ取りに来ましたとか、それからこういう形で相談がありましたとか、それぞれの個別法人の情報も入力することができます。そういうふうに従来なかった機能も、他県のシステムを見ますと入力できるようになっていますし、また最終的には、今現在、宗教法人のいろんな古い書類が県庁の地下に保管されているんですけども、そういう文書情報を取り込みましてデータベース化して、そのシステムに取り込むというようなこともできるようなシステムにしたいと思っていま

す。

◎坂本（茂）委員 当初スタートしたときは、それほど公益法人の認定業務も、大変見通しも含めて厳しい状況があった中で、四国でも一番早く迅速にできたということで、大変御苦労があったことだろうと思います。

そういった中で、確かにこの業務は一旦終了して、今後、変更、追加等の業務に応じて月1回程度開催していくという説明が今あったんですけども、それに伴って、この業務全体そのものは終わったということで、1名定数を削減するという話になっていると思うんですけども、それは今後継続する業務との関係で対応できますか。

◎次田法務課長 まず、職員の負担で一番大きかったものは、移行の申請に伴う膨大な書類の審査でした。これは基本的に今までなかった制度ですので、法人がつくる書類そのものもたくさんありました。それをチェックするのに、非常に職員の負担がかかっていました。今後は、今申しましたように変更ですので、従来書類をベースにどこの部分が変わったかという、その変わった部分だけを見るという、そういう事務処理になっていきますし、もちろん、もともとの出てくる書類の件数そのものも、変更があるときにだけ出してくるわけですので、従来全ての法人が出してきたのと違って、そういう面で件数的にも、もちろんはっきり想定ができるわけじゃありませんけれども、個々の書類の審査も減りますし、件数自体も全体に減っていくということで、1名減になりますけれども、何とか対応ができるんじゃないかというふうに考えております。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

（な し）

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈行政管理課〉

◎梶原委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎原行政管理課長 行政管理課です。よろしくお願いいたします。

まず、平成26年度の当初予算について御説明をいたします。

お手元の資料右肩②とあります議案説明書（当初予算）の24ページをお開きください。

まず、当課の平成26年度の歳出予算総額は9億5,838万2,000円でございます。前年度比で1,455万9,000円の減額となっております。

内訳につきまして、右側の説明欄に沿って御説明をいたします。

1の一般管理費につきましては、知事部局全体の職員の時間外勤務手当等でございます。

次の2の人件費でございますが、これは当課の職員14名分の人件費でございます。

次の3の行政管理費でございます。これは特別職報酬等審議会の委員報酬、ハラスメント対策相談業務委託料及び事務費でございます。

ハラスメント対策相談業務委託料といたしますのは、職員からのハラスメントに関する相談の受け付けや相談者へのアドバイスなどの業務を、ハラスメントに関する専門知識やノウハウを持つ民間の事業者に委託をして実施しているものでございます。

次の事務費として計上しております3,000万円余りのうち主なものは、職員の人事異動に伴います赴任旅費でございます。これも、当課が知事部局全体の赴任旅費を一括して計上しております。これが2,480万円余りとなっております。その他の経費としましては、ハラスメントの防止に関する研修に要する経費や外部相談員への報償費などを含んでおります。

外部相談員への報償費につきましては、11月の決算特別委員会におきまして、相談件数や活動の実態を踏まえ、必要性及び費用負担のあり方を検討することを求めるとの御意見をいただきました。委員会の後、改めて外部相談員の方に直接面談をして、活動の実態を確認しまして執行部で検討しました結果、予算につきましては、これまでと同様に計上させていただきたいと考えておりますけれども、経費の支払いにつきましては、月ごとの活動の実態をしっかりと確認をした上で、活動の実績が認められた月のみ報償費を支払うように改めさせていただきたいと考えております。

次に、4の外部監査費でございます。これは、地方自治法で都道府県に義務づけられております包括外部監査に要する経費としまして、委託料1,200万円を計上しております。この経費の支払いにつきましては、監査に要した日数等に応じて実績によりお支払いすることとなっております。上限額として1,200万円を計上しているものでございます。

なお、来年度の包括外部監査契約の締結に関します議案につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

続きまして、条例その他議案について御説明いたします。

お手元の資料右肩に⑥とあります議案説明書（条例その他）の31ページをお開きください。

第41号の知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について、議案要綱により説明をさせていただきます。

この条例は、本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮いたしまして、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額を平成26年度の1年間、時限的に減額しようとするものでございます。

具体的な内容は、表の中に記載しておりますとおり、知事につきましては、122万円の給料月額が20%の減額により、減額後の額は97万6,000円とあります。また、副知事は7%、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長は5%の減額で、それぞれ記載しております給料月額となります。

なお、その表の3行上にただし書きがございます。ただし書きのとおり、手当の額につ

いては、減額前の給料月額を基礎として算出することとしております。また、現在、常勤の人事委員会の委員はおいでません。

この減額率につきましては、地方交付税の減額による本県の財政運営への影響等を踏まえまして、昨年7月から、知事については30%、副知事は15%、常勤の監査委員、教育長等は10%に引き上げて適用しておりますが、その引き上げ前の平成25年6月までの減額率と同じ率でございます。

最後に、施行期日については、平成26年4月1日から施行することとしております。

また、現在行っております一般職の職員の給料の減額措置につきましては、3月末をもって終了をいたします。

条例議案の説明は以上でございます。

最後に、第96号包括外部監査契約の締結に関する議案について御説明させていただきます。

右肩に⑤とあります議案（条例その他）の資料の207ページをお願いします。

この議案は、地方自治法で義務づけられております包括外部監査を、本年度に引き続き、弁護士松本隆之氏と契約しようとするものでございまして、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

先ほど当初予算の中で御説明しましたとおり、契約の金額は、上限額として1,200万円としております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 ハラスメント対策相談業務委託料の19万9,000円ですけれども、これは相談によって、この予算がふえたり減ったりしていくんでしょうか。それと関連して、どのようなハラスメントの相談があつて、増減ですよ、特徴的なことがあつたら関連して教えていただけますか。

◎原行政管理課長 まず経費としましては、月幾らという契約と、それと相談の件数に応じて1件当たり幾らというふうな契約の内容となっております。それを合わせまして、予算を計上させていただいております。

相談があります内容につきましては、やはりパワーハラスメントに関するそういうふうな思いをお持ちのおられるけれども、その解決策についての助言等を求めたいというふうな相談が中心になっております。

◎岡本委員 推移ですね、この相談件数、減っているのかとか、ふえているのかとか、解決については円滑にいつているのかどうか、そんなあたりも。

◎原行政管理課長 ハラスメントの対策につきましてはさまざま、またその対策を充実させてきております。これまでも庁内でも対応しておりましたけれども、この委託をしての

窓口といたしますのは、平成24年の7月から新たに窓口をふやして対応しておるものでございます。それぞれの窓口にいろんな相談がありますけれども、この委託業者への相談件数というのは、実はそんなに多くはありません。昨年7月以降と今年度の推移で言っても横ばいの状況です。

できるだけ県庁の中だけでないところになら、安心してといいましょうか、相談もできるのではないかとということで新たに設けたものでございますが、また相談件数の推移などを見て、その必要性などについては、また検討していくことも必要かと思っております。

◎岡本委員 わかりました。

◎坂本（茂）委員 関連しますけども、本会議でもこの件にお尋ねしたんですけども、その際部長が、管理職研修の中で把握しているのが、パワーハラスメントがあるという回答が10%前後あるというふうな回答でした。

管理職等の研修ですので、じゃ、それ以外の職員の声というのは把握できているかというのと、そうではない。いろんな形で情報として入っているとして、私が言った実態の把握というのをもっとより広げて、さらにはより効果のある方法で、なかなか難しい面もあろうかと思うんですけども、そこらあたりは、本会議での答弁の中では余り明確に答えられてなかったんで、できたら、もう少し実態把握について、この相談業務をやるということも一つ大切なことですが、全体の実態把握をどのようにしていくのか、多分あす、あさっての警察の中では、今回行われた報告などもあって議論もされると思うんですけども、知事部局等では、どういうふうに今後やっていくおつもりなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎小谷総務部長 御質問いただきましてお答えしました中の一つが、管理職等、研修を受けた職員に対して、パワハラ定義とかいろいろなことを説明した上で、見聞きしたことがあるかということで、研修終了後にアンケートをとっておりまして、その結果というのが、先ほど委員がおっしゃった10%でございました。

それ以外にも、さまざまな方法で現状把握には我々として努めておりまして、まず1つは、本県の場合、部下が所属長を評価する方式でございます。そこにいろんな項目ありまして、例えば、パワハラに近いような項目としては、部下に威圧的な態度をとるとか、感情的になるとか、いろんな項目とかも入れておりまして、そういったもので部下が上司を評価して、所属長の気づきを促すようなシステムを持っております。そういったこともございますし、先ほども話がありましたけども、相談体制についての拡充というのも行っております。先ほど申しましたように、これまでも庁内での相談ですとか、あとは保健師とか産業医に対して相談が寄せられるようなこともありますし、人事課、行政管理課等で受けるようなこともございますけども、それから外部相談員の制度というのは平成24年度に、先ほど申したように新たに設けたりしております。そういったところに対する相談という

のも、一定ございます。

このように、これまでも現状把握には努めておるところでございますけれども、御質問で今県警の話も出ましたが、県警の全職員へのアンケートのことだと思います。そういったことを進めていくかどうかというのは、その進め方、非常に難しいところもあるのかなと思っています。といいますのは、パワハラとかは、非常に難しい問題です。我々、パワハラとかがないと思っているわけじゃございませんで、一定あるんだろうとっておきまして、情報が入ってきたものについては責任持って対応しておるつもりです。

ところが、非常に難しいのは、外部に相談される方もそうですし、我々に来る方もそうなんですけども、我々がどうしてもやっぱり一定対応しようとする、事実確認でございます。その事実確認をするときに、本人から申し出があつて、本人から話をよく聞くのは当然として、例えば当事者と思われる相手方ですね、これから話を聞いてみなきゃいかんし、職場の周りの者からも聞いてみて、そのように事実確認をした上で対応するということとなりますけども、相談の中でよくある相談が、「こういうふうに言っているけども、何とか異動までは我慢しますから、異動のときはよろしく」とか、「私が相談したことを本人に伝わらないように、そこだけはくれぐれもお願いします」とか、そういう相談もかなりありまして、そういったときに、ちょっと本人を呼んで話を聞くというのは非常に困難になります。周りの者を呼ぶのも困難になりまして、それは当該所属の関係部長とかに、こういう話もあるんでよく見ておいてほしいとか、そういう話をして終わっているようなやつもあります。

これをきっちり対応するためには、やっぱりどうしてもその事実確認をどうしていくかという話の一つあるかと思ひますし、あと、我々きっちり対応したいと思つて現状把握します以上は、余り特定できないような、ふわふわしたような情報だけいただいても、それじゃ困ってしまいますんで、例えば、どこで何が起きているのかを、どの程度きっちり把握できる方法でやるのがいいのか、例えばアンケートじゃなくてちゃんと書いていただいて、どこで何が起こったか書いていただいたほうがいいのかどうか、ただ、そういうやり方をしますと、今度はちょっと書くのがちゅうちょされるとなつたときに、逆に、アンケート全職員にとつたけども全然上がつてこなかつたから、じゃハラスメントはないのかというと、必ずしもそうでもないかもしれんと。いろいろちょっと難しい問題あるかなと思つていまして、やるならやるで、どういう方法でやるかと、こういうのは検討していきたいなと思つています。

いずれにしても、最近セクハラというのは、きっちり定義もあり、きっちりというんなルートで申し出るようなこともありますので、それほどひどくなつていくということはないんですが、パワハラというのは新しい概念で非常に難しいし、捉え方も非常に幅がある概念です。いずれにしても、ハラスメントがあるときは、これは職場環境にも影響

ありますし、職員にとっても非常に被害を受けられた方、それから職場の周りの方にとっても問題ありますので、きっちりと対応はしていきたいと考えておまして、その前段として、どういう情報収集ができるのか、これは広く我々としては情報収集に努めております。その中でそのアンケートについてはちょっと、やるとしたら、どういう方法がいいのか等慎重に検討したいと、このように考えております。

◎坂本（茂）委員 今言われた中で上司への評価ですね、これは、大体上司への評価というのはどれぐらい出されていて、そのうちで先ほど言われた威圧的な態度という、まあハラスメント的なものと理解されるような項目について、どのような状況になっているか、そこはどうなんですか。

◎吉村人事課長 本年度も、部下による所属長評価というのを実施いたしまして、課員数が5人以下の場合であったりというのは対象にはしないんですけども、合わせましておよそ160の所属から評価が上がってきております。その中でコメントも書いていただくことにしているんですけども、コミュニケーションが足りないですとか、もっと早目早目の指示が欲しいですとか、もう少し情緒を安定させて指導してほしいというようなコメントを寄せていただいているのが14の所属、私ざっと数えましたが、およそ10%弱、今年度そういう計数が上がってきております。

◎坂本（茂）委員 ぜひ、先ほど部長言われたように、今後どういう形で実態把握をしていくか。そして実態把握した以上、それが職場の改善、職員の間関係の改善につながるような形に持っていかんと、ある意味、意味がないかもしれませんので、そこらあたりぜひ十分に検討されて、職員の声を踏まえた形のアンケートなり実態調査をしていただくようお願いしておきたいと思っております。

◎西森（雅）委員 外部相談員のことについて、去年の決算特別委員会でも少し言わせていただいたんですけども、今2名の相談員をお願いをしておることですけども、実際、去年1年間の相談件数というのを、もう一回ちょっと確認をしておきたいと思うんですけども、去年というか今年度ですね。

◎原行政管理課長 今年度ですか。

◎西森（雅）委員 去年でも構いません。

◎原行政管理課長 去年は、お二人合わせて18件でございました。

◎西森（雅）委員 その2人の何件何件という振り分けはどんな形なの。

◎原行政管理課長 年度によって、それぞれ件数ございますが、昨年度はお一人の方が17件で、お一人の方は1件でございました。

◎西森（雅）委員 本当にそういう状況を考えると、2人、果たして必要なんだろうかという思いもありますけども、そのあたり今回、昨年と同じ予算を計上する中で、どういった議論がされたのか。

◎原行政管理課長 先ほど御説明しましたとおり、直接面談をしまして、活動の内容をお聞きしました。件数として報告していただいている内容についてお聞きする中でも、例えば1件として報告している内容が、実は特定の職員からのメールが18回あって、その答えを9回返したとか、そういった詳細な回数を把握すると、それをも含めて1件というふうに報告されているので、活動の内容が報告されている件数以上にあるということもわかりましたし、また、件数として報告をしていただけない内容につきましても、職員からの相談というのはもう毎月のようにあっていると。ただ、それを外部相談員としての報告というものについて、報告することをためらっておられるという状況があるということでした。

といいますのも、これはモード・アバンセ事件を契機としまして、県政改革の一環として設置したものでございますので、職員からの相談の内容もそうですし、職員から秘匿扱いにしてもらいたいというふうな希望があれば、そういった意向を尊重するようにというふうに要綱のほうでも書かせていただいております、それによって報告があった件数もそうなんですけれども、相談の内容につきましても、これはお二方ともそうなんですけれども、相談の内容そのものが秘匿であったりとか、職員の誰それということも秘匿扱いというような報告があったりもしております。

特に、昨年件数が少なかった相談員の方につきましては、市民団体の代表の方でいらっしやいまして、相談員をお引き受けいただいております。その方は、特に御専門といいたししょうか。御本職が、地域づくりの支援業務といいたししょうか。官民協働でまちおこしなどを主に行っておられる方でいらっしやいまして、そういった分野の職員研修の講師もいただいております。そういったところから、職員との接点が多くある方でいらっしやいます。

そういったことで、もともとの仕事上の付き合いのあるような職員から、仕事上の不安とか悩みといったものの相談があるけれども、できれば行政管理課とか人事課とかに聞こえるような形での相談があったというふうなことを伏せておいてもらいたいといったような職員の意向を尊重して、詳細については報告を控えておるというふうなことの御説明でございました。

今後につきましては、その仕事の仕方、不安の相談そのものが、そもそもこの制度の発端でございますので、そういったこともきちんと報告してもらいたいし、我々としても毎月きちんと確認をしていきたいというふうに考えております。

◎西森（雅）委員 しっかりとやっぱり報告をさせるということはしていつてもらいたいと思いますし、また、それが報告があって、その内容についても、やはり単なる、何というんですかね、仕事の不満のはけ口みたいな形で終わってしまったら、全然この外部相談員の意味をなさないというふうに思いますので、そこはきちっと、その相談を受けた内容

を踏まえて、その部署でどう解決していくかということも、きちっと取り組んでいかないといけないというふうに思いますけども、どうでしょう。

◎原行政管理課長 御指摘いただきましたこと、ごもっともだと思います。我々としても、その制度の運用につきまして、しっかりとそういった把握にも努めていきたいと思えますし、また相談の対応についても、しっかりと職員に返せるような形につなげていきたいと思っております。

◎西森（雅）委員 本当、私は1名でもいいのではないかなというふうに思いますね。ただ、やっぱり女性の相談の方が必要でありますので、そういう面からいうと女性の弁護士が一人おれば、そういった相談というのは対応できていけるんじゃないかというふうに思いますので、そのあたり、また今後どういうふうに検討されていくのか、見ながらやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎米田委員 外部監査のということですが、結局、この間いろいろ報告もされて、率直に言って、すごいテーマだなとか思うときもいろいろあって、結局その外部監査の方は、最終的に本人が判断されると思うんですけど、監査項目、対象、県政にとって重要なということからすれば、行政の意見も聞いて、監査の意見も聞きながら、この外部監査が、一定系統的に監査に入るという姿がええと思うんですけど、そのテーマなり監査項目は誰が決めて、どんなふうに県行政とのかかわりで入っているんですかね。

◎原行政管理課長 テーマの選定に当たりましては、外部監査人の方からの幾つか候補も上げていただきますし、そのことについての行政の内部での状況の御説明を私どもからもさせていただきます。これまでの監査はさまざまなテーマで行っておりますので、重複などもないようにということもあって相談をいたしまして、監査委員事務局のほうにもテーマの選定に当たりましては、一応打診もした上で最終的に決めますけれども、監査人さん御本人がテーマは選定をされます。

◎米田委員 それで通常、弁護士とか公認会計士ですから、非常に県政についても造詣も深いし、関心というかそういう点もあると思うんですけど、2年か3年に一回新しい弁護士選んでいますよね。その県側が選ぶ基準ですよ、あの弁護士、どんなふうに考えよるかは、普通はよくわかりませんわね。それで、手挙げ方式で参加してくれているのか、そこら辺はどんなふうに新たな弁護士、公認会計士を、県として選んでこられているのか。

◎原行政管理課長 弁護士会からの推薦はもちろんいただきますけれども、県の顧問弁護士の方と、ちょうど更新のタイミングなどの際には御推薦といいたまいますか、打ち合わせなども行った上で人選をしております。その後で、弁護士会からの御推薦はもちろんいただきます。

◎米田委員 主は大体弁護士会の推薦で決まっているんですか、主は。この間どうです。

◎小谷総務部長 今回、2年続けてです。大体2年ぐらい続けてお願いしようと思ってい

ます。去年かわるときに、今委員おっしゃったように、やはり資格要件決まっていますので、弁護士、公認会計士の中から選んでおりまして、公認会計士お願いしたら、次弁護士ということやっておりましたけども、ちょっと事情があって、予定していたより早く前の方がやめられたので、弁護士、引き続き後任の方、誰かいないかなという話はしておりますけども、基本的には推薦いただいた方をお願いしています。

かなりやはり、監査委員もそうですけど、外部監査は手間とられますので、みんながみんな引き受けてくださるわけでもなく、そういった中で、こういった県に対して協力をさせていただけるという意向のある方の中からでないと、やっぱりちょっと実際かなり手間とられますんで回っていかない中で、推薦いただいた弁護士の方、あるいは公認会計士の方をお願いしてきておるといのがこれまででございます。

今は弁護士の方をお願いしておりますけども、また次どうするかというのは、またそれぞれの弁護士会なり公認会計士協会と相談して、人選は進めていきたいと考えております。

◎米田委員 テーマを見て私らも、関心のあるテーマとかという場合は一生懸命読んだりしますよね。やっぱりテーマをどうするかということと、そして県民、また県行政に、その監査結果報告がやっぱりどう返って生かされるかというのが一番大事なところだと思うんですけど、最終的には弁護士が、監査の人が任意で選んだテーマをやるわけで、地方自治法の改正で必置みたいになっちゅうわけよね。しかし、お金は1,200万円というて、なかなかの多額なんですよ。だから、もともと制定した趣旨がいまいちよくわかりませんが、これはどうしても外部監査を実施ずうっとしていかんものなのかどうか、そこら辺、全国的にはどんな状況ですかね。

◎小谷総務部長 まずテーマの選定ですけども、先ほど課長が答弁しましたけども、実際はもう完全に外部監査人の方が選ばれます。そういう趣旨でございまして、例えば我々から、こんなことはうちやっていませんけども、都合よく何かを見直したいんで、これどうでしょうかと持っていくようなことは全くやっておられません。

外部監査人の方に一通り行政の説明をした後、ちょっと考えられて、こういったテーマでという候補を幾つかいただいています。それに対しまして、先ほど課長も答弁しましたように、これは実は何年度にこのテーマでやっていただいていますとか、それからこれについてはこういう仕組みでやっております、例えば極端な話、これは国にかかわるもので県の裁量ありませんとか、そういうようなこともあるかと思えます。そういう御説明はしておりますけども、テーマの選定というのは、これは外部監査人の方がされております。その途中でも、我々とか監査委員事務局にも意見照会とか照会来ますけども、それでお答えしておる内容というのは、ほとんど今のようなものです。

外部監査人の方がその制度趣旨からテーマを選んで、チームで入って監査されていまし

て、1,200万円上限の中で、どの程度のメンバーでこういった日数で監査いただいたかによって額はお支払いしております、今年度につきましても1,200万円、若干やったかな、ちょっと減っておる分です。

それから、制度として、今年度も監査いただいております、議会の閉会日ぐらいに、我々と同時に議長にも報告いただくとお思いますけども、弁護士さん、公認会計士さん、割と県民感覚に従ったテーマを、特に松本先生にはいただいておりますのかなと思います。いろいろ新聞等で話題になったところで、これについて聞きたいというので、今年度分の監査についてはテーマを選定いただきまして、その中でことしのテーマを選んでいただいておりますので、テーマの選定については、割とそういう外部監査の趣旨に沿ったテーマになっておるかなと思っています。

また、外部監査ですけれども、自治法のほうで都道府県については義務づけになっておりますので、ほかの都道府県同様、高知県もその義務づけに従って毎年度お願いするということになっております。

そのテーマの選定のところですけども、確かにいろんなテーマございますけども、その時々に応じて外部監査の方が選ばれておるテーマでございまして、それに対してこちらから、なかなか言いにくいところはございます。そういったものです。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

(なし)

◎梶原委員長 それでは、質疑を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(昼食のため休憩 11時59分～13時0分)

◎梶原委員長 それでは、午前中に引き続きまして委員会を再開いたします。

〈人事課〉

◎梶原委員長 人事課の説明を求めます。

◎吉村人事課長 人事課の吉村です。よろしくお願いいたします。

当課の平成26年度当初予算と平成25年度2月補正予算について御説明をさせていただきます。

まず、当初予算でございます。

お手元の資料No.②の当初予算の議案説明書25ページをお開きください。

当課の歳入予算でございます。

一番最初の7分担金及び負担金、右に行っていただきまして、(1)人事費負担金9,000万円余り計上してございますが、市町村との職員の人事交流などを行っております

市町村、宮城県に派遣をします県職員の人件費を派遣先の自治体に御負担いただく金額で
ございます。

1つ飛ばしまして、9の国庫支出金、(2)人事費補助金243万7,000円、その下の12繰
入金、県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入金の6,000万円余り計上させていただいて
おりますが、これは後ほど歳出予算のところで御説明いたします。来年度に職員研修施設
の耐震改修等工事と管理委託を予定しておりますので、この施行に要する経費に充当が可
能な国庫補助金243万7,000円を差し引いた額に対しまして、南海トラフ地震対策基金から
6,000万円余りの繰り入れを受ける財源対策でございます。

次に、27ページをおあげください。

歳出予算でございます。

7人事費、右端の説明欄をごらんください。人件費は、人事課課員に合わせまして、市
町村、国の省庁、民間企業、他県などに派遣をしております職員を合わせました35名の
人件費でございます。

2番目の人事管理費1,300万円余りでございます。職員の服務、倫理の確保、採用選考
試験の実施のほか、知事表彰、職員表彰、叙位叙勲といった栄典に係る経費を主に計上し
てございます。倫理委員会審査委員報酬でございます。職員倫理条例に基づき設置をして
おりますこの審査会の開催に係る委員報酬でございます。

次のページ、28ページをおあげいただきまして、一番上に選考試験問題作成等委託料と
いうのがございます。獣医師ですとか薬剤師といった資格や技術力を要します専門職種の
採用試験、人事課において採用選考試験を実施しておりますので、この実施の際に試験問
題の作成ですとか採点を委託する場合の経費でございます。

職員録作成委託料の次の中小企業診断士研修負担金は、この資格をっておる県職員の
資格維持のために必要な研修費用を負担するものでございます。

事務費に1,200万円余り計上しておりますが、これは県勢発展の功労者への知事表彰、
叙位叙勲の伝達などの栄典の経費ですとか、業務で成果を上げました所属等に対する賞
与、採用選考試験の実施に係る経費のほか、旅費、需用費といった当課の事務事業の運営
費が主なものでございます。

3番目の人事企画費は、自治大学校や国の省庁、民間企業などへの職員の派遣研修に要
する経費が主なものでございます。

派遣研修負担金は、自治大学校に7名の派遣枠で、専門的な講義を受講することに必要
な負担金でございます。

次の研修費1,500万円余りですけれども、これは県外で職員が研修に要します旅費です
とか、職員宿舍の借り上げ料などが主なものでございます。事務費については、県の人事
評価の仕組みであります人事考課制度に習熟するための研修を、新任の考課者を対象に行

っておりますので、その研修の実施に要する経費でございます。

4番目の人材育成費です。こちらは職員の能力、専門性を押し上げるために、職員能力開発センターという施設におきまして、職員の職位に応じた階層別の指名研修などの集合研修の運営と当該施設の管理に要する委託料が主なものでございます。あわせまして、来年度は施設の耐震改修等工事を予定しておりますので、そうした経費を主に計上しております。

職員研修管理システム保守管理委託料は、研修の受講手続、そして受講履歴の管理をシステムで行っておりますので、その保守管理に必要な経費、委託料でございます。

職員研修等委託料5,800万円余り計上しておりますけれども、平成19年度から民間の人材育成機関に研修の運営と施設の管理をあわせて委託を行っております。現在は、およそ3カ年の複数年契約で外部委託を行っております。現行の委託契約が本年2月末をもちまして満了でしたことから、契約満了以降の、改めておよそ3年間の外部委託のための所要経費、こちらにつきましては本年度の当初で債務負担行為予算をお認めいただいておりますので、昨年、公募型プロポーザル方式で事業者を募りまして、県内の大学や経済団体など庁内外5名の委員によります審査会におきまして、新たな外部委託先の候補者という選定作業を行いました。応募は2者ございまして、最終的に一般社団法人日本経営協会・株式会社ダイセイ連合体を選定し、その後の契約協議の結果、この連合体と契約をしております。

審査会は、4回にわたり行いまして、そのうち1回は応募者からのプレゼンテーション、その質疑応答といったことも行っております。

今回委託先と決定させていただいた連合体からは、研修の実施項目ですとか内容につきまして、政策形成、チームワーク、マネジメント力を上げていきたいという県の方針等の整合性もよくとれておりまして、質疑応答を含めての説明も明確なものでしたので、評価がよくなったところがございます。

もう一つの連合体につきましては、企画提案書に基づきます説明の内容が、研修プログラムの狙いですとか内容についての具体的な説明が少なく、不明確な点がありましたことから、評価が伸びなかったということがございました。

一般社団法人日本経営協会・株式会社ダイセイ連合体との間で、およそ3カ年の総額1億6,600万円余りの契約をこの1月にさせていただいております。

説明欄に戻りまして、職員研修等委託料の5,800万円は、ただいまの複数年契約に伴います債務負担行為予算の歳出予算化でございます。後ほど2月補正のところで、消費税率の引き上げに伴います債務負担行為予算の変更を願いますので、この5,800万円は消費税の引き上げを見込んだ金額としてございます。

来年度の研修計画は、67の研修、延べ4,100万円余りの研修を実施する計画でございます。

す。

職員研修等委託料の下に耐震改修等工事監理委託料、耐震改修等工事請負費、給水装置新設分担金という3つ並んでございます。こちらは、この職員能力開発センターの施設の耐震と改修を来年度に行うということで計上させていただいております。

総務部の青いインデックスのつきました総務委員会資料議案補足説明資料の、赤い人事課のインデックスのページをお開きいただきましたら、耐震改修の概要というまとめにしてございます。

昭和42年の建築の施設でございまして、平成5年度から職員研修の施設として活用しております。

耐震改修の取り組みの経過といたしまして、平成23年度に耐震診断を行いまして、その結果、1階の部分、3階の研修室の天井の部分に補強が必要という診断になりましたので、昨年度の3月補正予算におきまして、耐震改修設計委託料とその全額の繰り越しをお認めいただいた上で、本年度に耐震改修工事のための設計を行っております。

(2)の②のところに、主な耐震改修の項目と工事請負費の額を整理しておりますけれども、耐震補強自体は、1階の壁の増設、柱の補強ということと3階の研修室の天井の落下防止の工事をするのが主なものでございます。

耐震補強に伴いまして、2番目の関連の附帯改修ということで、電気設備、機械設備の改修がございます。

4つ目に、施設の経年劣化等に伴う改修ということで、およそ6,200万円の工事請負費のうち3,600万円を見込んでおります。給水施設の老朽化、トイレ設備の老朽化、それから配管設備の老朽化ということで、この機会に更新をさせていただくということと、それから車椅子を使って研修に参加をしてもらっている職員も複数名おりますので、身体障害者用のエレベーターも設置をさせていただくということで、およそ6,200万円の工事請負費ということをお願いしております。

工事監理委託料は120万円余り、それから給水装置新設分担金は、給水設備を更新しますので、口径を大きくするということから限り経費でございまして、高知市への分担金でございまして。

議案説明書の28ページの説明欄にお戻りいただきまして、28ページの説明欄の一番下に公務人材開発協会等負担金というのは、2つの協会に対します年会費を計上しております。

研修費、29ページの研修費600万円余りにつきましては、職員が職員能力開発センターで集合研修参加に要する旅費を計上しております。

最後の事務費は、研修の実施に必要な書籍等の購入ということで計上してございます。

以上が人事課の平成26年度当初の歳出予算でございまして、総額は3億9,373万8,000円

で、前年度と比較いたしまして、およそ7.7%の増となっております。

続きまして、25年度2月補正予算について御説明させていただきます。

2月補正の補正予算議案の資料No.③の13ページをお開きください。

13ページの上から2つ目に、職員研修等委託料でございます。28年度までの債務負担行為予算につきまして、消費税率の引き上げに伴い変更をお願いするものでございます。

以上が資料に基づきます人事課の説明です。よろしく申し上げます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 1つは、職員研修施設の耐震改修の関係で、工事期間中の際は、研修をそのままやりながら工事ができるのかということと、もう一つ、北側の道路が狭いので、工事期間中、あそこの道路はどういうふうになるのかということ、その2点と、もう一つ、人事管理の事務費の関係で、職員昇給異議審査会ですけども、予算的には年3回ということで計上されていますけど、開催件数がどれぐらいかということと、異議申し立てが何件ぐらいあっているかというのを教えてくださいませんか。

◎吉村人事課長 工事は大体、今のところ工期を6カ月と見込んでおりますので、8月あるいは9月には発注をしまして、その発注以降は外部に研修施設を借り上げて、一旦移転をするという計画でございます。

それから、道路のことでございますが工程管理につきましては、業者側と詳細な話をこれからする段階でございますので、まだ契約の相手方も決めておりませんが、契約の相手方が決まる前に、まずは建築課サイドとどういう工程になっていくのかということ踏まえて、また契約締結後、業者側とも綿密に打ち合わせをしていきたいと思っております。

それから、昇給異議審査会ですけども、平成20年4月に設置をしております。それで平成23年度に1件、昇給異議審査会への申し立てがございました。件数としてはその1件。そして開催回数も、事前に委員と打ち合わせなりをさせていただきましたけれども、開催回数としては1回でございます。

◎坂本（茂）委員 そしたら耐震改修のほうは、いわゆる会場を別に借り上げるということですから、それはどこかへ予算的には組んでいますか。それとも、県庁の所有の例えば勤労センターの中なんかの会議室とか、その会議室代というのはどっか予算にありますか。

◎吉村人事課長 ことしの債務負担行為予算を平成25年3月議会でお認めいただいた際に、外部に借り上げる現年度予算もお認めいただいておりますので、その分を合わせて契約をしております。

◎坂本（茂）委員 はい、わかりました。

◎梶原委員長 よろしいですか。

(な し)

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎梶原委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎森下職員厚生課長 職員厚生課でございます。よろしくお願ひいたします。

右肩の番号②の議案説明書（当初予算）の30ページをお願いいたします。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

7の分担金及び負担金の節の欄にございます（2）の職員福利厚生費負担金でございます。職員健康診断等にかかります公営企業局の職員分の負担金を受け入れるものでございます。下のページになりますが、15県債の（1）の退職手当債は、26年度の退職手当の財源に充当するものでございます。

次の（2）職員住宅等整備事業債は、歳出で御説明しますが、神田職員住宅の改修事業の財源に充当するものでございます。

次に、歳出予算の主なものについて御説明させていただきます。

32ページをお願いいたします。

8の職員福利厚生費が当課の歳出予算となります。右端の説明欄の内容に沿って説明をさせていただきます。

まず、1の人件費のうち、3つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害、通勤災害に遭った職員に対しまして、医療費や補償費を給付する制度の原資としまして、職員の給与総額の一定割合を負担するものでございます。

次の公務災害補償費は、非常勤職員や臨時職員など地方公務員災害補償基金の対象となっていない職員が、公務災害で被災した場合の補償費を計上いたしております。

次に2の退職手当につきましては、下から2行目をごらんいただきたいと思います。退職手当の26億5,900万円足らずは、警察、教育委員会、公営企業局を除く知事部局などの退職者に対して支給をするものでございまして、26年度は定年退職93名、勸奨退職25名、普通退職等22名の計140名分と臨時職員187名分を見込んでおります。

次の33ページの1行目、3恩給及び退職年金は、地方職員共済制度が発足しました昭和37年以前に退職をされた職員に対して、恩給法及び職員の退隠料等に関する条例に基づきまして、退職年金等を支給するものでございます。26年度は、警察職員、教員を含めた合計で139名分を見込んでおります。

次の4職員福利厚生事業費は、地方公務員法第42条の趣旨に基づきまして、職員の元気回復等を目的に福利厚生を増進を図るための経費でございます。具体的には、2つ目にございます職員福利厚生事業費補助金によりまして、球技大会などの事業に対して助成をするものでございます。

5の福利厚生施設整備費は、職員住宅の整備や管理などに要する経費でございます。

まず、職員住宅管理委託料は、県の職員住宅の維持管理等を高知県住宅供給公社に委託をするものでございます。

次の設計等委託料は、高知市の旭職員住宅敷地が建築基準法に基づきますいわゆる2項道路に接しております、セットバックの工事を行う必要がありますことから、測量、設計の経費を計上しております。

次の改修工事監理委託料とその次の物品搬送等委託料は、後ほど御説明いたします神田職員住宅等の改修工事に伴い必要となる経費でございます。

次の職員住宅賃借料は、職員住宅を建築する際には、これまで債務負担行為の議決をいただきました上で地方職員共済組合本部の資金を活用して整備を行いまして、県がその償還金見合いの賃借料を支払って借り受け、償還が終わった時点で、県が無償譲渡を受けるという方式をとっております。26年度は、職員住宅2カ所分の賃借料を支払うことになっております。その経費でございます。

次の改修工事請負費は、神田職員住宅の改修工事といの職員住宅の下水道接続工事の経費でございます。神田の住宅の改修は、若い職員の増加に伴いまして、高知市内では、新規採用時や人事異動の際に単身用住宅に入居できない職員が少なくないといった状態が続いておりますので、老朽化し居室面積も狭いため入居率が低くなっています神田の世帯用住宅2棟のうち、1棟24戸を単身用住宅に改修する計画でございます。今年度実施設計を行っております。来年度に改修工事を行おうとするものでございます。

下から2行目の6職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費でございます。

まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、特殊健康診断などの健診の実施や結果通知、保健指導などを健診機関へ委託するものでございます。

次の34ページをお願いいたします。

3つ目になりますが、健康管理費負担金は、地方職員共済組合が実施します人間ドック事業に対して、個人負担5,000円を除いた費用の2分の1を負担するものでございます。

最後の事務費は、主にメンタルヘルス職員研修や健康相談事業などの経費でございます。

メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づきまして、早期発見、早期対応ができるような体制づくりと働きやすい職場づくりを進めています。相談事業につきましては、引き続き職員厚生課スタッフや専門相談員の精神科医、産業カウンセラーが連携して相談を受けまして、職員が重症化する前にカウンセリングや治療等の適切な対応ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、職員みずからが参加して、ストレスが少なく、働きやすい職場づくりを目指しま

す職場ドックの取り組みにつきましては、ほとんどの職場で取り組まれており、情報共有や仕事のしやすさの工夫、執務環境の整備といった面で効果が出てきていますので、来年度も引き続き、この取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、職員厚生課の平成26年度当初予算総額は32億7,819万7,000円で、25年度と比較しますと4,598万4,000円、約1.4%の増となっております。増額の主な要因は、神田職員住宅等の改修工事でございます。

続きまして、25年度の補正予算について御説明いたします。

右肩の資料No.④の議案説明書（補正予算）の14ページをお願いいたします。

まず、歳入の不動産売却収入の6,000万円余りでございますが、高知市にありました愛宕公舎の跡地を入札により売却した収入でございます。

次に、歳出につきまして、15ページの右側の説明欄をごらんください。

1の恩給及び退職年金の1,900万円の減額でございますが、受給者数の減少に伴う減額でございます。

最後の建築等工事請負費の1,000万円余りの減額は、職員住宅の修繕工事の実施設計に伴う減及び入札の減でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

福利厚生施設整備費は、安芸市といの町の職員住宅2棟の外壁補修及び屋根防水工事を行うものでございますが、今年度は9月以降の建設工事の入札不調、また不落の急増への対応といったことがありまして、計画調整に日時を要しまして、年度内の完了が見込めなくなったため、事業を繰り越さざるを得なくなったものでございます。

補正予算は以上でございます。

続きまして、条例議案を御説明させていただきます。

資料No.⑥の議案説明書（条例その他）の33ページをお願いいたします。

新旧対照表のほうで御説明させていただきます。

42号議案の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案のうち、当課所管分の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についてでございます。

この条例は、地方公務員災害補償法の規定に基づきまして、この法律の対象とならない議会の議員、非常勤職員等の公務上の災害及び通勤による災害の補償について定めた条例でございます。

今回の改正は、下のほうの下線の部分でございます。これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に伴いまして、同法の引用規定の条項が繰り上がったため、その整理をしようとするものでございます。条例の内容は、実質的

に変更はございません。

条例に関しては以上でございます。

職員厚生課からは、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 職員の健康管理費のところですけども、心と体を健全に保つということでの事業費ですが、重症化を防ぐという早期の発見、早期の治療ということですけども、どうなんでしょうね、現状。過去からのずうっとの経過の中で、この事業費がどのように役立ってきたのかというところは説明できますでしょうか。健康管理費の7,200万円ですか。これは心と体ですかね、健康を保つための事業費だという説明だったのですが。

◎杉原職員健康推進監 ほとんどが健康診断の費用、人間ドックの費用、それからメンタルの研修ですとか相談の費用という形になります。それが全てメンタルヘルスのためというものではなくて、ほとんどが義務的経費で、健康診断のためのものです。

◎岡本委員 その心の部分というのは、どっかでつかんでいるということあるんですか。これは通常健康診断ということですけども、これはないんですかね、今の説明ではそういうふうにとれたんですけど。

◎杉原職員健康推進監 それは、例えば相談件数ですとか、そのお休みの人の人数ということでしょうか。

◎岡本委員 鬱病になったりとかを早期に見つけて、重症化を防ぐというふうにとったんですけど、それは違いますかね。

◎杉原職員健康推進監 1カ月以上の病休の方が、何人かいらっしゃるかという統計を毎年とっていますので、大体年間、四、五年前は100人余りの方がお休みをされていて、そのうち大体半分ぐらいが精神・行動の障害ということになる。それが、平成23年度は全体で1カ月以上の病休の方が89名、そのうちいわゆるメンタル不全の方が39名、平成24年度は全体1カ月以上が77名で、メンタルヘルス不全ということで分類した人が38人ということで、四、五年前よりは、少しずつですけど減ってきているような状況だというふうに思っています。

◎岡本委員 メンタル的な部分も支えながら、この事業というのは行われているというふうに判断してよろしいですかね。

◎杉原職員健康推進監 早目に相談を受けることで、早目にお休みをして、余り長いお休みにしないというケースもありますし、お休みをしない、どうやったら続けてやっていけるかとか、やっぱりハラスメントの話も出ましたけど、人間関係のところだったりとか仕事の部分での悩み、相談もありますので、そういうところは調整を、外部の相談員とそれからうちの中とで相談をしながら、どうやって調整ができるかというところでは、早目に手が打てるようになってきたのではないかなというふうに考えております。

◎森下職員厚生課長 ちょっと補足して構いませんか。

先ほど予算の説明するときに、事務費については非常に簡素に説明させていただきましたので、少し関連するところを補足して御説明させていただきたいと思っておりますけれども、事務費の中では、さまざまな健康づくりの取り組みをしておりますけれども、その中でメンタルヘルスの関係で申しますと、メンタルヘルスの研修をさまざまな段階でしております、例えば来年度は新規採用者を中心に若い人のストレス耐性を高めるということで、ストレスケアの研修を行いますですとか、また初めてチームを引っ張っていく立場になるチームに、班長になられる方の研修ですとか、また管理職の研修といったようなことで、さまざまな段階でそういった研修。また、健康づくりにつきましては、テーマごとにも健康づくり講座のようなものを開催しております、そういった中で、この事務費の中で健康づくりのさまざまな取り組みというものを進めるようにしてございます。

◎岡本委員 じゃ、確実にそういう点で、四、五年前からいけば成果が出てきているということの判断でよろしいんですかね。数字的に。

◎森下職員厚生課長 さまざま、そういう予防を段階的に試行錯誤しながらやってまいりました。そういうものの手応えというのを感じてはいますけれども、非常に複合的なメンタルヘルスについては要因もございまして、一つの研修が具体的にどういう数字に結びついたかというような分析までは、ちょっとなかなかできないところはございますけれども、これまでやってきた研修なり職場ドックの取り組みもそうですけれども、そういった取り組みに関しては、一定、試行錯誤重ねながらやってきておりますので、効果があるというふうに思っております。

◎坂本（茂）委員 職員住宅の関係で、これ危機管理部になるのか、ちょっとどうかかわらんのですけれども、職員住宅を改良して、とりわけ旭の住宅ですね、そこで危機管理部の職員なりをそこに住んでもらって、いざというときに登庁してもらおうというふうな体制を考えていきたいというて、かつて言ったと思うんですけれども、それに向けた体制整備みたいなのは、この職員宿舎の改修費とか、そんなところにはまだ出てくるような状況じゃないがでしょうか。

◎森下職員厚生課長 お話にありました旭の職員住宅は現在2棟、24戸ずつございます。そのうち1棟を、危機管理部の所管になりますけれども、防災対策用の住宅に改修することで、危機管理部のほうで今議会に工事費を、予算を出させていただいておるといふ状況でございます。

◎坂本（茂）委員 それは、これ見たらわかる形で出ていますか、予算書を見たら。そちらではわかりませんか。

◎森下職員厚生課長 ちょっと確認をさせてください。

◎坂本（茂）委員 また所管がえみたいなのをせにゃいかんがですか。する必要はないが

ですか。

◎森下職員厚生課長 まず、順を追って御説明させていただきます。

危機管理部のほうで予算を確保した上で、旭に関しましては、先ほども申しあげましたように、2棟のうち1棟をそういった防災対策用の住宅にするということで、管理上、2つの棟を一体的に管理する部分もございますし、それと先ほど少し御説明させていただきましたけど、敷地のセットバックの工事があるということもあって、危機管理部から予算の配当がえを当課のほうに受けまして、工事としては当課のほうで実施をして、完成した後に危機管理部のほうで管理運営をしていくというような方向を考えております。

◎梶原委員長 坂本委員、よろしいですか。

◎坂本（茂）委員 よろしい。

◎米田委員 僕は、セットバックは神田の住宅かと思いつたけど、旭の住宅。

◎森下職員厚生課長 旭の住宅でございます。旭の住宅の主に東隣の道路になりますけれども、こちらのほうがセットバックにかかっておりまして、約85センチ敷地を引く必要が生じております。そのための工事の設計経費を、26年度に予算をお願いしたいということでございます。

◎米田委員 それだけのセットバックするのは、拡張工事とか建てかえ工事とかのときに普通やりますよね、今回は特に地域の方から、そういう2項道路に接しちゅうき、中心線から2メートル引きなさいよという、そういう住民の皆さんの思いがあって、セットバックということになったんですか。

◎森下職員厚生課長 先ほど御説明しました1つは、防災住宅にするために大規模改修をするということが1点ございます。それと、それに伴いまして倉庫等も移す必要がありますので、その工事にあわせてセットバック工事を行うという考えでございます。

◎米田委員 わかりました。

それともう一つ、この職員住宅の賃借料、どんな説明されましたかね、これ。

◎森下職員厚生課長 職員住宅、現在新築、改築は行わないという方針でやっておりますけれども、以前、改築等をする場合には、県で職員住宅を建てるのではなく、共済組合の年金資金ですけども長期資金を活用しまして、共済組合の高知県支部のほうで建物を建てまして、県がそれを借り受けて、その償還金、それから火災保険、それから固定資産税相当の経費を賃貸料として毎年払っていくと。償還が終わった時点で、県が無償譲渡を受けて、県の所有物として管理運営していくという方法をとっておりましたので、もうだんだんに少なくなってきたおるんですけども、あと2棟分、その賃借料を支払う必要があるという内容でございます。

◎米田委員 そしたら、今日までそういう手法でやってきた分の最終的な支払い関係ということで、今後またこうやって活用していくという意味ではないがよね、そういう状況で

はないということ。

◎森下職員厚生課長 27年度で、全てこの賃借料は償還しまして、全て県の所有のほうに移る予定になっております。新築とか改築とかしておりませんので、共済組合のほうでは、まだこの制度はあるようですけれども、現在のところ、新たにこの方式でやるというような計画はございません。

◎西森（潮）委員 ここで聞くのが適切かどうかちょっとわからんけど、いろんなところに県の職員住宅なんかがありますよね。その職員住宅におられる職員さんが、その地域の町内会とか自治会の活動への参加ちゅうのがほとんどないと。これだけ災害の問題で、防災組織とかこういうことを言われているときに、本当なら県職員とか市職員とか、そういう人が主導になってやらんといかんと思うのね、そういう点の指導なんかはされていますか。僕は前にも一回言うたことあると思うんだけど。

◎森下職員厚生課長 おっしゃりますようなお話もお伺いしております、入居する職員には注意事項として、積極的にそういう町内会などの地域の活動にも参加するようにということで、お話はしておりますけれども、いまだにそういったお話も聞きますので、さらに実効性があるような形にするには、どうしていったらいいかということは考えていきたいというふうに思います。

◎西森（潮）委員 これは人事課だけの問題でもないんだろうと思うけどね、やっぱりこれだけ防災のことが言われて、それぞれの地域、町内会で自治組織、防災組織をつくって、いつ何どきであっても地域の住民がまず協力し合っているとこのことを言っているときに、この議会なんかでも南海トラフ巨大地震のことがほとんど質問出るようなときに、地域でそれぞれ住んでおる、あるいはその職員住宅に限ることはないけど、県庁職員がそれぞれの地域にいるわね、そういう人はやっぱりそういう活動にも積極的に参加して主導するというぐらいにしないとね、なかなか、特に高知市なんかは今、防災組織なんか低いわね、組織率が。ぜひそういうふうにしてもらいたい。

一つ感心なのはね、県におった黒瀬さん、京都の総務部長やっておられた。今はフランスへ行っておられるけど、黒瀬さん、京都へ行って、みずから消防団員になる。地域に自分もかかわろうと。逆に消防団から、府の部長さんまでやっている人が団員じゃといたら、余りだということで断られたと。けど、私は極力協力すると言ってね、みずから手を挙げて参加して、非常に勉強になったということをおられた。だからそういった意味で、やっぱりこれだけそのことを言うんなら、職員住宅に関係する人のみならず、県の職員がそういうことにも積極的にかかわっていくということが大事だということ、申し上げておきたいですね。

◎高橋委員 この財産収入のところなんですけど、買い手が見つかってよかったと思います。

この処分する折によね、坪数であったり、それから現状のまま買っていたのか、解体をして買っていたのか、坪当たり幾らになるのか、それから買い手はどういった方が買われたのか、もし披露できるんだったらお聞きしたいと思いますけども。

◎森下職員厚生課長 敷地面積等については、ちょっと手元に今データはございません。それは確認をして御報告させていただきたいと思っておりますけれども、今回の愛宕公舎につきましては、競争で売却をいたしましたので、実際に購入されたのは不動産会社です。2つに分けて売却いたしましたけど、両方とも不動産会社でございます。

1つの区画が約453平米で、売却価格が2,860万円ほどになります。もう一つの区画が約420平米で、3,150万円ほどの金額とお聞きしております。

◎高橋委員 坪にしたら幾らぐらいですか。それと、現状のまま買っていたのか。

◎森下職員厚生課長 いずれも建物がついておりまして、建物込みで、現状のまま売却しております。建物は古かったですので、実際購入されたところはどうも解体をされたようです。

最初に申し上げましたほうが、坪単価にしまして20万8,300円ですね。もう一つのほうが24万7,500円でございます。

◎高橋委員 ここ、住宅だけよね。

◎森下職員厚生課長 はい、住宅です。

◎高橋委員 はい、結構です。

◎坂本（茂）委員 さっきの旭の住宅の関係、お話し聞きよったら、やっぱり危機管理部の改修の関係とセットバックというのは一体的なもん、それもあってセットバックをするというお話やったですよ。

◎森下職員厚生課長 セットバックに関しては、建物が既に建っていて、2項道路にかかっている、工事をする際になければ、直ちにセットバックをして工事をするという義務まではないということで、高知市さんともそういう確認のもと、工事をする際にはセットバックをしますということで、これまで来ております。

今回、旭のほうの危機管理部所管の公舎に改修をするということと、それに伴いまして一部倉庫も移転をすると。倉庫を移転して別の場所に移すというのは、建築基準法上の手続が必要になってまいりますので、そうしますとセットバックをする必要があるということに今回なっております、工事の工程の関係もありまして、セットバック工事自体は26年度に設計を行って、実際の工事は27年度に、今のところなるような予定でございますけれども、そういう工事をやることに伴って、セットバックの潜在化していた義務が今回やらなければならないようになったと、そういうようなことでございます。

◎坂本（茂）委員 それともう一つは、危機管理部の所管のほうの棟とそうでない棟は、片やが改修をして、片やがもう一切手つけんということですか。同じように手はつけるん

ですか。

◎森下職員厚生課長 現在のところ、具体的に、もう一棟のほうを改修するというような予算にはなっていないです。

◎坂本（茂）委員 けど、同じ敷地内で同じ老朽度やったら、この際にきちんと改修するのが、片や危機管理部の所管やから、例えばきれいなところに入っちゃう。片やはそうでないからということも、どうなんですかね、そこら辺。

◎小谷総務部長 旭の職員住宅は浸水区域にない、この県庁舎に近い中で、浸水区域にない数少ない庁舎です。その活用について、2棟あるうちの1棟については、待機宿舎として危機管理時の対応ということで、今危機管理部が待機宿舎としてきっちりと整備していくということをやっていますが、もう一棟についてどうするかについては、今後危機管理部等と議論していきたいと思います。今の段階では、方針未定ということです。

◎坂本（茂）委員 もう一棟は危機管理部と協議していくということは、もう一棟も危機管理部の所管にすることもあり得るという意味ですか。

◎小谷総務部長 そのとおりです。

◎坂本（茂）委員 そしたら、全部合わせたら何世帯分になりますかね。

◎小谷総務部長 そのあたりについても、まず何か起こったときに、初動態勢としてどれだけの人数が必要で、そのために一体どこに誰がいるべきかということを経験していかなくちゃいけないので、今の段階では全く何もないということになります。

◎坂本（茂）委員 そしたら、今入居している方についてですよね、その旨とかはきちんと周知されて入居していただいているのかどうか。例えば、何年後には、結論出たときには、出てもらいますよということなのかどうかとか、そこら辺の手だてはされてるがですか。

◎森下職員厚生課長 今回工事を予定しています棟に関しては、昨年から職員とも話をしてきました、同じ高知市内で、ほかの職員住宅へ転居を希望する職員に関しては、そちらのほうへ入居できるようにということで、多くの職員は、もう一棟の工事をしないほうに移りたいという希望が多うございまして、そちらのほうへ今移ってもらうような形で話を進めております。

◎坂本（茂）委員 ほやから、そこも移ったけれども、もう何年後かにはまた出にゃいかんかもしれないということになるかもしれないわけやから、そこら辺をきちんと言うてあげる必要があるんじゃないですか。

◎小谷総務部長 まだ検討していますんで、どうなるかわかりませんので、職員住宅として、こちらのほうが手配しとるもんですから、それは公務の必要性があったときには、そういうことは当然あるかと思います。

ただ、今課長答弁したように、移ってもらったりもしていますんで、そういったところ

で、二度手間になるならんという話はあると思いますので、今後、危機管理部と話をする中では、そういったことも踏まえた上で慎重に検討していくということになります。今の段階では、まだ何も決まっていません。

◎森下職員厚生課長 補足しまして、なお、同じ旭の中で移っていただくという方については、移っていただいた後に、またそういった計画ができたときには、再度移っていただくということもあるということは、事前にお話をさせていただいております。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

(な し)

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈財政課〉

◎梶原委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎山本財政課長 財政課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、平成26年度の当初予算から御説明をさせていただきます。

お手元の資料の右上に②と書いてあります議案説明書（当初予算）の35ページをお開きお願いいたします。

一般会計の財政課所管分の歳入になってございます。

まず、歳入につきまして、主なものを御説明させていただきます。

3 地方譲与税につきましては、143億9,100万円を計上しておりまして、前年度比22億4,100万円の増という形になってございます。こちらにつきましては、その少し下でございしますが、1 地方法人特別譲与税につきまして、地方財政計画での伸び率等も踏まえまして、22億9,400万円の増加を見込んでいるということによるものになってございます。

下に移っていただきまして、下から2つ目、5 地方交付税につきましては1,728億円余りを計上いたしてしておりまして、前年度比21億円余りの減ということになってございます。こちらにつきましては、地方法人二税など県税収入の伸びによりまして、県の基準財政収入額、交付税算定におけます収入額でございますけれども、こちらが増加をするというふうに見込んだことによるものになってございます。

なお、後ほど県債のところに出てまいります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画の計上額など踏まえまして、12億円余りの減少を見込んでいるところでございまして、普通交付税と臨時財政対策債を合わせました実質的な地方交付税、こちらにつきましては34億円の減少を見込んでおりますが、おおむね全国の地方交付税の動向に沿った見込みといたしているというところになってございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

中段あたり、9 国庫支出金の2 国庫補助金でございますが、こちら前年度から皆減というふうになっておりますけれども、こちらの前年度は、いわゆる国の経済対策に伴います地

域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の受け入れがあったということで、これを財政課のほうで計上いたしていたものでございまして、そちらがなくなつたということによるものでございます。

続きまして、下から2段目、10の財産収入でございますが、こちらにつきましては財政課が所管しております各基金の利子収入を合計いたしまして、1億3,200万円余りを計上いたしているという内容になっているところでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

中段あたり、繰入金につきましては149億4,900万円余りを計上しているところでございます。このうち財源不足に対応するというための基金の取り崩しにつきましては、減債基金の繰り入れ129億円余りのうち43億円余りと、財政調整基金繰り入れの20億円、合わせて63億円余りという形になっておりますが、財源不足額を26億円圧縮したということによりまして、前年度から37億円余りの減という形になっているところでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

14の諸収入の8の雑入をごらんいただければと思いますが、この雑入につきましては、1億1,800万円余りの減となっておりますが、こちら、先ほど他課からも御説明ありましたように、従来各課の一般財源分の雑入につきまして、便宜上財政課のほうで予算上一括計上して、決算では各課で計上するという取り扱いをいたしておりましたけども、平成24年度の決算審査において、予算と決算を同一課で計上するように検討を求めるといふ委員会からの御意見をいただきましたので、26年度の当初予算から各課の予算で計上するという方法に変えました結果、財政課分の雑入が減少しているという形になってございます。

続きまして、39ページ、県債でございますけども、県債につきまして、14の臨時財政対策債でございますが、こちら297億円余りを計上いたしておりますけども、こちら先ほど少し申し上げましたとおり、地方財政計画の計上額が実際減っているといったことも踏まえまして、12億円余りの減を見込んでいるということになってございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

40ページをお願いいたします。

歳出ですが、まず、9の財政費の説明欄をごらんいただければと思います。

2の一般管理費でございますけども、こちらは知事、部局長などの交際費ですとか、職員が病休、産休などによりまして臨時職員を雇う場合などに充てる全庁の調整的な経費を財政課のほうで計上させていただいているものになっております。

その下、3の財政管理費でございますけども、こちらは財政課の事務費と部内の総務事務経費を計上しておりますけども、その一番下の宝くじ協議会分担金から、次の41ページにお移りをいただきまして、その上から3つ目までにつきましては、各種団体への分担金・

負担金、こちらは例年計上させていただいておりますけども、そういったものを計上させていただいているということになってございます。

41ページの上から4つ目の事務費でございますけども、こちらは総務部内の総務事務の集中化分としまして、臨時的任用職員の賃金、コピー代、あるいは電話代などを計上させていただいているという内容になってございます。

次に、16の公債費につきましては、1の元利償還金の説明欄にも書いてございますように、そのほとんどが2県債管理特別会計繰出金ということで、地方債の元利償還金等に充てるために県債管理特別会計のほうに繰り出しをいたしているものでございまして、そちらが756億3,500万円余りということで、前年度より30億円余りの増という形になってございます。こちらにつきましては、後ほど県債管理特別会計の部分で詳細に御説明をさせていただきますと思います。

次に、42ページをお願いいたします。

2の基金のうち、1減債基金の積立金でございますが、こちら77億2,200万円余りと、前年度より4億5,200万円余りの増という形になってございます。こちらは民間金融機関から借り入れております、いわゆる満期一括方式の県債の借り入れにつきましては、将来の返済に備えまして毎年積み立てを行っておりますが、この積立金が増となったということによるものになってございます。

なお、4地域経済活性化・雇用創出臨時基金、いわゆる地域の元気臨時交付金の基金につきましては、平成25年度は、先ほど歳入で受け込みました交付金を原資として積み立てを行っておりますが、26年度はその運用益を積み立てるという形にさせていただいているところでございます。

次に、その少し下、3の公営企業支出金でございますが、まず、1の電気事業会計支出金につきましては、児童手当に伴う地方負担分につきまして、電気事業会計で必要になる所要額を一般会計のほうから繰り出しをさせていただいているという内容になっておりまして、2の工業用水道事業会計あるいは3の病院事業会計でも同様に計上させていただいているという内容になってございます。

次に、2工業用水道事業会計支出金につきましては、昨年の12月の補正予算で御承認をいただきまして、一般会計からの補助金によりまして、中筋川ダム関連工業用水と、あと香南工業用水の対外的な債務を解消させていただくということになっておりまして、その結果、工業用水道事業会計への一般会計からの貸付金が、平成25年度で終了いたしますことから、2億8,500万円の減ということで、そこは数字が大幅に減っているという形になってございます。

次に、3の病院事業会計支出金ですが、こちら36億5,800万円余りと、前年度より1億7,100万円余りの減という形になっております。

説明欄をごらんいただきますと、内訳としましては、病院事業会計負担金ということで、救急や高度医療、建設改良等に要する経費などを、国が定めた繰り出しルールに基づきまして負担をいたしているものが31億4,000万円余りということで、前年度より3,100万円余りの減ということになっておりますが、こちらは企業債の元利償還金などの建設改良に要する経費などが減ったということに伴いまして、繰り出しが減ったというような形になってございます。

また、その2つ下の病院事業会計貸付金につきましても4億400万円余りと、前年度より1億3,400万円余りの減という形になっておりますが、これは安芸総合病院の本体の施設の整備が完了したということによりまして、その貸し付けが減になったということによるものでございます。

以上が一般会計でございますけれども、続きまして、県債管理特別会計について御説明をさせていただきます。

同じ資料の745ページをお願いいたします。

県債管理特別会計のまず歳入でございますけれども、歳入といたしまして、県債管理収入ということで計上いたしておりますが、一般会計からの繰入金757億1,600万円余りと、満期一括償還ですとか、あるいは定時償還に伴います借換債を442億4,200万円余り計上させていただいているという形になってございます。

次に、746ページにお移りいただきまして、歳出でございますけれども、歳出につきましては、地方債の元利償還金ということで1,198億7,700万円余りと、前年度から328億7,200万円余りの増という形になってございます。こちらにつきましては、過去に発行しました地方債の元利償還金、これを機械的に積み上げをいたしました結果、満期一括償還方式による地方債の元金償還が、26年度は非常に増加をしたということになっておりますが、こちらにつきましては借換債を活用することなどによりまして、一般会計の負担を平準化しているという対応をさせていただいているところでございます。

以上が当初予算分の御説明ですけれども、続きまして25年度補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料の右上の④と書いてございます議案説明書の補正予算の17ページをお願いいたします。

こちらが一般会計分になってございますけれども、まず歳入でございます。

歳入につきましては、3地方譲与税の1地方法人特別譲与税を8億5,100万円余り増額をさせていただいておりますが、これは景気が全国的に回復をしてきたということに伴いまして、この譲与税の配分的前提となります国の地方法人特別税収入が全国的に増額されたということに伴いまして、本県分も増額をしたという内容になってございます。

次に、その中段の5地方交付税につきましては、14億3,600万円余りを減額するという

ことにしております。この主な要因といたしましては、臨時財政対策債の各県への配分方法の見直しが行われておりますが、これによりまして臨財債が見込みを上回ったということに伴いまして、結果として、真水の普通交付税が見込みを下回ったということでございますが、普通交付税と臨時財政対策債を合わせました実質的な地方交付税の最終的な額につきましては、大体見込みを約6億5,600万円余り上回っているということになっておりますので、全体として25年度は、交付税総額は確保できたかなというふうに考えているところでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

9 国庫支出金の2 国庫補助金についてでございますが、こちら28億2,600万円余りを増額させていただいております。こちらは先ほども申し上げました地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の最終的な交付額が見込みを上回っていたということで、その分を追加で、財政課のほうで歳入として受け込むということで増額をさせていただいているというものになってございます。

次に、中ほどの12の繰入金金の2の基金の繰入金につきましては、先ほど部長からも御説明させていただきましたとおり、予算の効率的な執行などによりまして生じた財源を活用しまして、財政調整として行います減債基金の取り崩し、こちらを68億4,800万円余り取りやめて減額をさせていただいているというような内容になってございます。

次に、19ページをお願いいたします。

15 県債の14の臨時財政対策債は25億9,200万円余りを増額するというようにしておりますけれども、少し先ほど言及いたしましたとおり、あの臨時財政対策債の配分方法が見直されたということによりまして、結果的に、最終的な決定額が増加になったということによるものになってございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

こちらが補正予算の歳出になってございます。

まず、2 総務費の9の財政費でございますけれども、こちらは800万円余りを減額をさせていただくということにしております。こちらは知事部局総務部の調整的な経費でございますけれども、病気休暇、出産休暇等の職員の代替臨時職員の賃金等を、実際の見込みに応じまして減額をさせていただくという内容になっております。

次に、16の公債費の1 元利償還金につきましては、説明欄に書いてございますように、県債管理特別会計繰出金につきまして9億9,600万円余りを減額することといたしておりますが、こちらは実際の借入金利が当初の見込みを下回ったということで、特別会計のほうの利子償還金が実際見込んでいたものよりも減少したということによりまして、繰出金が若干減ったということによるものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

17諸支出金のうち、2の基金についてでございますけれども、こちらは28億5,000万円余りを増額することといたしております。こちらにつきましては、先ほど歳入で御説明をさせていただきましたけれども、4の地域経済活性化・雇用創出臨時基金、いわゆる地域の元気臨時交付金基金でございますけれども、こちらは追加で基金に積み増しをするということによる増額補正という形になってございます。

次に、その下、3の公営企業支出金につきましては、3の病院事業会計支出金を4,800万円減額をするという形にしておりますけれども、こちらの病院事業会計におきまして、いわゆる遊休資産の売却によって一定雑収入が生じたということで、その相当分につきまして貸付金を減額したというような内容になっているところでございます。

続きまして、県債管理特別会計の補正予算分を御説明いたします。

354ページをお願いいたします。

354ページが、県債管理特別会計のまず歳入になってございますけれども、こちら県債管理収入ということで、後ほど出てまいります歳出の減額に対応する形で、一般会計の繰入金金を9億9,600万円余り減額をさせていただくという内容になってございます。

次に、次の355ページをお願いいたします。

こちらが特別会計の歳出でございますけれども、元利償還金を9億9,600万円余り減額をさせていただくということにしておりますけれども、こちら先ほど一般会計の公債費でも御説明いたしましたとおり、借入金利が当初の見込みを下回ったということで、その分の利払い分を減らさせていただくというような内容になってございます。

以上で財政課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎米田委員 財政課に直接関連しているかどうかちょっとよくわからんけど、財政考えるに当たって、最初総務部長が説明してくれたこの消費税のことでちょっと教えてもらいたいけど、結局、引き上げ分の地方消費税収入の使途ということで、現行1%のとき、それから1.7%分よね、これ平成25年度、それから来年度、トータルとして何ぼで、結局県も公共投資に消費税分どっさり払わんといきませんよね、そういう分を差し引いて残りが、ここに書いてくれちゃう13億円とかという意味ですかね、そうじゃない。

◎山本財政課長 いわゆる地方消費税の増収分とここに書いている13.5億円につきましては、さっきおっしゃられた歳出の増分との差し引きとかではなくて、純粋に地方税法上、税率の引き上げに伴ってふえる地方消費税収入がこれだけあって、それを社会保障経費にこれだけ充てるということで算出したものでありますので、中身としては純粋に地方消費税の税率の引き上げに伴うものだというふうにお考えいただければというふうに思います。

◎米田委員 そしたら、0.7%分上がりますよね、その分がこれに該当するというんです

かね。

◎山本財政課長 そこに少し米印で、2の中段の初めの3行目に米印で書いておりますけれども、これ地方税法の規定で、こういう計算式で機械的に算出をしろということで定められた計算式で出しておりますので、実際の地方消費税の増収額と若干のずれはあろうかと思いますが、基本的におおむね同じような額になろうかというふうに考えております。

◎米田委員 すると、ずっと今回も消費税分の引き上げのいろいろ出ていますし、公共投資に消費税額何億円と出ていますよね。そういう税込、消費税の1.7%の税込にかかわって、収入はあるけど、実際、工事に消費税分を行政が負担しゆうわけですよね、その計算というのはされてないんですか。

◎山本財政課長 今委員御指摘の点は、恐らく今回の消費税率の引き上げに伴って、例えば県としての歳出がふえる分もあるだろうという、お話だと思いますけれども、正直、県の歳出のうち、消費税の対象になるもの、ならないものがございますので、厳密に計算難しいところあるんですけども、ただ、少なくとも人件費ですとか公債費ですとか、そういった確実に消費税がかからないようなものを除いていきますと、県の歳出増に寄与する数字というのは、そう大きくはないだろうと。いわゆる消費税の引き上げ分を全部食ってしまうようなほど大きい影響はないのじゃないかというふうに分析しておりますが、ただ、手元で幾ら実際プラスというのは、計算はできておりません。

◎米田委員 また計算できたら、教えてもらいたいかと。

それと、本会議でもちょっと議論になって、13億5,000万円を充実と安定化というふうに言われているわけですが、僕らからしたら、今まで一般財源で、これまで他の一般財源で充てていたものをつけかえというふうにとれるじゃないかと。ほんで言いたいのは、この社会保障の充実と右の安定化と書いちゅう、例えばこの中で新規分が、新規事業がありますよとか、そんなんはありますか。

◎山本財政課長 今回地方税法上で決められておりますルールというのは、社会保障施策に充てればよいということですので、当然、将来をにらんで安定化分に全て充てても、それは構わないということなんですけど、ただ、委員おっしゃりましたように、やはりこれからふえていくものに充てていく必要があるだろうということで、本県が採用しておりますのは、その引き上げ分の考え方の1つ目に、具体的に書いておりますが、まず25年度比で経費がふえている項目にしか今回充てないという取り扱いをしております。ですので、例えばその下に幾つか項目書いておりますけれども、こちらについては、項目として新規でないもの、もちろんございますが、少なくとも25年度、26年度が、経費がふえているというものをピックアップ仕立てておりますので、少なくとも既存のものへの埋め込みというような運用にはならないように、本県は特に工夫をさせていただいているというような形をとらせていただいた上で、特に社会保障の充実分につきましては、当然新しく今後見せて

やっていくという分も多いものですから、そちらに特に重点的に配分をしているというような取り扱いをしております。

◎米田委員 わかりました。

量的にふやしていったやつもあるという意味よね。ただ、その場合に、例えば自然増でふえていく分もあるじゃないですか。ここで言うたら、ひよっとしたら、社会的養護の充実とかというのは、一定自然増に関する、そういうことも含めてここに書かれちゃうという理解でいいですか。

◎山本財政課長 もともと、今回の国の消費税率引き上げの考え方も、社会保障関係経費が自然増にも伴ってふえていくという考え方もございますので、特にこの社会保障の安定化分の中につきましては、今後ふえていくだろうという項目も少し考えながら、検討して充当しているという形になっています。

◎米田委員 ちょっと他の条例とのかかわりもあるんであれですけど、地方自治体、地方公共団体は、いわゆる納税の義務そのものは発生していないですよ、納税義務そのものはね。それで、この間ずっと指定管理者制度とかいろいろあって、指定管理者制度をとると、当然その団体が払わんといかんわけで、直で経営したりする場合、消費税を納税するものないですから、という理解でいいですか、そういう解釈で。

◎山本財政課長 県が納税者云々という議論よりも、実際、誰に最終的な消費税の転嫁をするかというところは、今回の一番の問題だと思うんですけども、国のほうからも、要は最終的には消費者に転嫁をするということと言われておりますので、例えば指定管理者のいわゆる料金等につきましても、必要に応じて増税分はきちっと上げるというようなことも一定対応しておりますので、そこは県として適切に対応させていただいているんじゃないかというふうに考えております。

◎米田委員 まあまあ、後でまた議論しますので、ただ、今度の消費税8%へ引き上げるということで、きのうの高新も森永卓郎さんが、インフレ景気失速へと、間違いなくなりますよという指摘もされちゃうわけですけど、県として、今度の8%によってどれぐらい県民、事業者負担をしていくのかということについての、そういう試算みたいなものはされていますかね。

◎山本財政課長 当然、増税に伴って実際事業者の方の負担がふえる分ってあるかと思いますが、その分が幾ら厳密に発生するかというのは、県として試算はしておりません。

◎米田委員 わかりました。

◎梶原委員長 よろしいですか。

(な し)

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

〈税務課〉

◎梶原委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎塩崎税務課長 税務課でございます。よろしくお願いいたします。

税務課が提出しております議案は、平成26年度の一般会計当初予算案と平成25年度補正予算案、平成26年度の収入証紙等管理特別会計当初予算案と平成25年度補正予算案の4件でございます。

まず、平成26年度一般会計当初予算案から御説明を申し上げます。

お手元の資料№②当初予算議案説明書の44ページをお願いいたします。

来年度の税収は、今年度中の景気の回復状況が一部に反映されますことと、地方消費税率の引き上げなどもございますことから、本年度当初予算よりも20億円程度、率にしまして3.9%ほどの増収、534億円余りと見込んでおります。

主な税目につきまして御説明を申し上げます。

まず、上から3番目の個人の県民税でございます。東日本大震災からの復興住民税といたしまして、個人県民税均等割への500円の上乗せが26年度から始まりますことや、企業業績の回復に伴います配当の増加などが見込まれますことから、本年度当初予算より4億3,000万円余り、率にして2.3%ほど上回ります195億円余りと見込んでおります。

その下の法人の県民税と一番下の法人の事業税、いわゆる法人二税でございます。消費税率引き上げの影響による景気の下振れも懸念されておりますが、反動減を緩和しまして、経済成長を持続させる経済対策も用意されておりますことや、一部に今年度中の景気の回復状況が反映されますことと、さらにはここ2年ほど大きく所得を減らしておりました一部の大口法人の業績の回復が見込まれておりますことなどから、2税で本年度当初予算よりも18億円余り、率にして22.2%ほどの大幅な増収となります100億円余りを見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

地方消費税につきましては、税率1%から1.7%に引き上げられますことから、この税率引き上げによる増収分などを見込みまして、今年度当初予算より2億6,000万円余り、率にして3.8%増の71億円余りと見込んでおります。

次の不動産取得税につきましては、不動産取引の減少傾向に歯どめがかかりつつありますことから、本年度当初予算と比べまして7.3%増の10億9,000万円余りと見込んでおります。

次に、県たばこ税についてでございます。

たばこ税の課税本数は、長期にわたりまして減少傾向が続いております上、消費税率の引き上げに伴いまして、小売価格値上げの情報もございますので、4.2%減の9億3,000万円余りと見込んでおります。

次に、自動車取得税でございます。この4月から税率が引き下げられ、あわせてエコカ

一減税が拡充されますことから、58%の大幅な減収となります3億4,000万円余りを見込んでおります。

一番下の軽油引取税でございます。軽油を含む燃料油全体の需要は、物流の合理化や低燃費車両の普及によりまして、長期的に減少傾向が続いておりまして、軽油引取税もここ数年減少傾向が続いておりましたが、経済対策による公共工事の増加や景気の回復などを考慮いたしまして、3.5%増の49億9,000万円余りを見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

自動車税でございます。消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動を受けまして、来年度の新規取得時の自動車税は減少するものと思われませんが、本年度中の駆け込み需要分が定期課税の増ともなりますので、今年度当初見込みとほぼ同額の79億2,000万円余りを見込んでおります。

一番下の地方消費税清算金でございます。地方消費税清算金は、県税に区分されませんが、地方消費税は、一旦国から受け入れた後に、最終消費地に税収を帰属させるために、商業統計や人口、従業者数などで都道府県間で清算をいたします。これは、高知県が他県から払い込みを受ける額でございます。先ほどの地方消費税と同様に税率の引き上げがございますので、今年度と比較しまして13.5%増となります163億円余りを見込んでおります。

各税目とも、直近の実績や景気動向、個別の変動要因などを加味しながら見込んでおりますが、なお、今後の動向には十分注意してまいりたいと考えております。

以上で歳入の御説明を終わります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

49ページをお願いいたします。

税務費の総額は、本年度から改めて開始しております税務総合システムの開発に要します経費の26年度分によりまして、全体で2%ほど増の26億円余りとなっております。

歳出の主なものについて、右の説明欄に沿って御説明を申し上げます。

人件費は、税務課と県税事務所を合わせました職員145名の給与でございます。

賦課徴収費は、税務課と県税事務所が県税を賦課徴収するための経費でございます。

賦課徴収費の上から3番目の自動車税収納業務委託料でございます。コンビニエンスストアでの自動車税の収納業務を平成21年度から収納代行業者に委託して行っておりまして、これに要します経費でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の地方税電子申告システム運用等負担金でございます。都道府県が共同で行っております法人二税の電子申告システムの運用に要する経費の負担金でございます。

次に、3つ下の地方消費税徴収取扱費負担金でございます。地方消費税は、国税の消費

税とともに国において賦課徴収され、県に納付されますが、この事務に要する経費を地方税法の規定に基づきまして負担するものでございます。

次に、納税促進費でございます。納税促進費は、県税収入確保のために市町村や特別徴収義務者に支払います交付金や納税促進のための啓発活動に要する経費でございます。

まず、納税促進費の2番目、個人県民税徴収取扱費市町村交付金でございます。これは、市町村が市町村民税とともに個人県民税の賦課徴収を行いますので、地方税法の規定に基づきまして、この事務取扱費に相当する額を交付するものでございます。

次の軽油引取税特別徴収義務者交付金は、軽油引取税の特別徴収義務者に対しまして、納入額に応じて制度で定められた一定割合を交付するものでございます。

次の税務電算事業費は、県税の賦課徴収に係る一連の事務を電算システムで処理するために要する経費でございます。

電算システム修正等委託料は、税制改正などに伴いまして必要となりますシステム改修等の委託料でございます。

次の電算システム運用管理等委託料は、税務電算システム全体の運用管理や保守の委託料でございます。

一番下の税務総合システム開発等委託料は、税務電算システムと自動車税システムを統合しました税務総合システムの開発の2年目に要します経費でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の収入証紙等管理特別会計繰出金でございます。自動車取得税と新規登録時の自動車税の納付につきましては、地方税法の規定に基づきまして、収入証紙の貼付にかえて証紙代金収納計器により行っております。これは収入証紙の売りさばき人に当たります収納計器取扱人に支払います取扱手数料でございます。収入証紙の売りさばき人に当たります収納計器取扱人は、証紙に相当します始動票札の交付代金のうち、収納計器取扱手数料を控除しました額を県に全納することになっておりまして、その交付代金の経理を収入証紙等管理特別会計で行っておりますので、取扱手数料相当額を特別会計に繰り出しするものでございます。

次の諸支出金でございます。諸支出金は、収納しました県税の清算や市町村への交付、過誤納金の還付などに要する経費でございます。

主なものについて御説明を申し上げます。

1の地方消費税清算金は、地方消費税の都道府県間での清算に際しまして、高知県が他県へ支払います清算金でございます。地方消費税率の引き上げに伴いまして、大幅な増額となっております。

次の利子割交付金から8の自動車取得税交付金までは、地方税法の規定に基づきまして、県税収入のうちから一定割合を市町村へ交付するもので、5の地方消費税交付金は

幅な増、8の自動車取得税交付金は大幅な減と、税収額に応じまして増減をいたしております。

9の利子割精算金は、県民税の利子割収入のうち、県外法人に関するものにつきまして、地方税法の規定に基づき、都道府県間で精算を行っております。これは、高知県が他県へ支払う精算金でございます。

次の10の県税還付金等支出金は、中間申告のある法人の法人事業税などで納め過ぎました税金の還付を行う場合や、誤って納めた税金の還付を行う支出金でございます。

以上が歳出予算の御説明でございます。

続きまして、平成25年度補正予算案について御説明を申し上げます。

お手元の資料No.④補正予算の議案説明書の22ページをお願いいたします。

まず、県税収入の補正について御説明を申し上げます。

本年度当初の税収を見積もりました昨年1月時点では、政府によるデフレからの脱却や緊急経済対策の取り組みが始まりました直後でございましたので、一定の景気の持ち直しを見込んでおりましたが、その後の円高の是正や株価の上昇など、想定しました以上に景気の回復が進みましたことから、個人県民税、法人二税などで増収となりまして、全体としましては、当初見込みと比較しまして4.7%の増、24億円余りの増収が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。

増減の大きな税目について御説明を申し上げます。

まず、1の1個人県民税でございます。11億2,000万円余りの増となっておりますが、右端の説明欄をごらんいただきますと、配当割と株式等譲渡所得割が大きく増加をいたしております。昨年中、株価の大幅な上昇が見られましたことと、昨年末で株取引に対する優遇税制が期限を迎えましたことから、昨年中の株式売却が急増いたしました。また、企業業績の回復に伴い配当が増加しておりますが、株価の急激な上昇により株式等の譲渡益が多かったことから、配当益と株式の譲渡損失とが相殺されずに、結果として配当割で2億9,000万円余り、株式等譲渡所得割で6億4,000万円余りの大幅な増収となる見込みでございます。ただ、これほどの大きな増収は、株価の急激な上昇と優遇税制の廃止とが重なったために生じたものでございますので、今年度限りの特殊事情によるものと考えております。

次の法人の県民税と一番下の法人事業税でございます。

景気の回復に伴いまして、製造業での業績が伸びましたほか、政府の金融政策によりまして円高の是正や株価の回復が進みましたことから、金融業や証券業などの非製造業でも増収となり、加えて、昨年度大幅減収となっておりました大口の法人が平年並みに回復いたしましたことなどから、法人の2税で19.5%、16億円余りの大幅な増収となる見込みでございます。

次のページの地方消費税でございます。景気の回復を見込みまして、平成24年度決算額と比べまして、5.3%程度の増収を見込んでおりましたが、昨年度中に景気回復に対する期待感から企業の設備投資が先行しましたため、結果的に本年度は消費税の還付が増加することとなりました。このため、当初と比べまして7.9%、5億5,000万円余りの減収となる見込みでございます。

次の不動産取得税でございます。事務所や共同住宅などの大口取引がございましたため、当初と比べまして10.5%、1億円余りの増収となる見込みでございます。

次に、県たばこ税でございます。たばこ税につきましては、長期にわたり減少傾向が続いておりまして、今年度も減少は見込んでおりましたが、税率の高いたばこの減少幅が思いのほか少なくなりましたため、当初見込みと比べまして3.4%、3,300万円余りの増収となる見込みでございます。

次に、自動車取得税でございます。消費税率引き上げ前の駆け込み需要を見込んでおりましたところ、販売台数そのものは、登録車両、軽自動車ともに伸びておりますが、軽自動車の非課税対象車が大きく増加しましたことから、右端の説明欄にございますように、結果として軽自動車分が減収となりまして、全体として1,600万円余りの減収となる見込みでございます。

一番下の軽油引取税でございます。公共工事の増加や景気の回復から、当初と比べまして3.7%、1億7,000万円余りの増収となる見込みでございます。

次のページの自動車税でございます。先ほどの自動車取得税で御説明申し上げましたように、新規の登録車がふえましたことから、9,500万円余りの増収となる見込みでございます。

次に、一番下の地方消費税清算金でございます。先ほど御説明申し上げました地方消費税と同様に、当初と比べまして2.8%、4億円余りの減収となる見込みでございます。

次に、歳出予算の補正でございます。

同じく資料No.④の26ページをお願いいたします。

歳入の補正予算案で御説明申し上げましたように、地方消費税が減収となりますので、右端の説明欄の地方消費税徴収取扱費負担金200万円余りと諸支出金としまして、高知県が他県に支出します地方消費税清算金3億6,000万円余りを減額するものでございます。

また、一番下の県税還付金等支出金は、法人の申告がほぼ確定しましたことから、不用となる見込みの額7,900万円余りを減額しようとするものでございます。

その他の項目につきましても、ほぼ確定しました不用となる見込みの額を減額しようとするものでございます。

以上が平成25年度補正予算の御説明でございます。

次に、平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計当初予算案について御説明申し上げます。

す。

お手元の資料No.②当初予算の議案説明書の728ページをお願いいたします。

この収入証紙等管理特別会計は、自動車取得税と新規登録の自動車税に関する始動票札交付料を経理するものでございまして、まず歳入でございます。

証紙収入としまして、7億7,000万円余りを計上しております。内訳としましては、収入証紙売払代金に相当します始動票札交付料が7億6,600万円余り、一般会計から繰り入れます収入証紙売りさばき手数料に相当します収納計器取扱手数料が500万円余りとなっております。自動車取得税の税率引き下げに伴いまして、今年度当初と比べまして28.5%、3億円余りの減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入の7億7,000万円余りの全額を、一般会計繰出金としまして税金とするものでございます。

次に、平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算案について御説明を申し上げます。

お手元の資料No.④当初予算の議案説明書の348ページ及び349ページをお願いいたします。

一般会計の補正予算案でも御説明申し上げましたが、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の影響がございまして、新規登録の自動車税が増加する見込みとなっております。このため、歳入の部で始動票札交付料を5,000万円増額いたしまして、歳出の部で同額を税金として一般会計へ繰り出ししようとするものでございます。

以上で税務課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎高橋委員 1件だけ。昨年、総務委員会で各税務署、県税事務所を回った折に、本庁では見かけん服装というかね、それから容姿も、たしかひげも生やしておったと思うんですが、ちょっとこう県の職員として自覚がどうなのかというふうに思ったことがございます。中央西県税事務所だったと思います。

それで、実は先日、中央東の県税事務所に自分がちょっと用事があって電話を入れました。それで女性の職員だったんですけど、臨時の職員ではないと、正規の職員ですと、女性です。それで自動車税のことについて僕がお聞きをするのに、非常に対応がぞんざいなというか、僕は自分の名前もしっかりお話をして、その女性の返事は全部、ええ、ええええと、こういう返事なのよ。それでちょっと余りにもぞんざいだと思って、それで何年になるの、正職員なのとこう聞いたら、正職員ですと言うからね、上司にかわっていただいた。森沢所長さんにかわっていただいた。基本的には、最近納税率も上がっているという

ことは、県民みずからやっぱり税を納めていこうと、そういう意識が高まってきたんだろうと思うけど、徴収をする職員さんというのは特にね、やっぱり払っていただく、税を納めていただくという、そういったことからいえば、特にやっぱり神経をそういった部分には、県民に対しての対応というか、そういうものはもっともっと気をつけて対応すべきだと思うのよ。

それで、10分か15分ぐらい所長にかわったりで、対応してしっかり指導しますということだったんだけど、総務部として職員の接遇等の研修、ここにも研修の費用が計上されているけど、どういった研修をしているのか、そういったところの批判がないのか、やっぱりもう少しこういったところに職員としての自覚を持って、非常に僕はその職員さんに腹立たしい思いがした。特に女性でね、あの方が24、25歳だと思う。僕の年齢からしても、自分も県議会の高橋ですということ自分でしっかり名乗って対応しているのにもかかわらず、ほいで上司にかわってと僕が話をしたらね、上司にかわるまで恐らく二、三分かかったね。それで出てきたのが、専門員おいでるね、あそこに。恐らく退職をした後、一度退職して再任用かなんかで入っておる方、その方が出られて、また対応している。全くもって対応になっていない。それで所長にかわってと、所長にかわるのにまた1分ぐらいかかって、それで僕が所長に、あなた、僕の電話を聞いて電話かわったのと言ったら、いや、何も聞いてませんと言う。何も聞いてなくて電話かわって、また同じことを僕が言わなきゃならないという話をしました。それで、一度そちらで調べて僕のほうに電話くださいという話をしたんだけど。

多分、あの調子だったら僕だけじゃなしに県民の方で、こういった県税事務所に対しての徴収の事務、そういったことに対して不安を持っている方は多分おいでると思う。やはりそこは、僕らも払っちゃるじゃないわね、払わしていただいています。県の職員も、納めていただきますという気持ちなら、もっと返事にしても、対応にしても、もっといいものにならなきゃいけないと思う。この辺について今までそういった苦情があるのか、どういった対応するのか、そのことに対して少し意見を聞きたい。

◎塩崎税務課長 高橋委員がおっしゃるように、県税事務所、税を最近非常に厳しくお願いしておる状況もございます。その反面、くれぐれも住民の方、県民の方から批判を受けることのないようということを常々言っております。ただ、そういった御批判があるということにつきましては、また東県税のみならず、ほかの県税にも、また当税務課内でも、くれぐれも県民の方に失礼のないように、あるいは払っていただく県民の方から、そういった批判を受けることのないよう心して対応するように、なお、今後の対応につきましても徹底してまいりたいというふうに思っております。大変申しわけございません。

◎高橋委員 服装も、本課の職員では見られんような服装だったのよ。それと中央西県税事務所の職員、ひげも結構生やしていた。税務課の職員の説明の折にも、テーブルにも着

いていた。人数が少ないので皆さん入っていたんだろうと思うけど、目が行き届かないのか、そういった意識が欠如しているのか、やっぱり県庁の職員違うなど、服装にしても容姿にしても、やっぱりきちっとしているなということでない、ちょっと本課を離れてどこかの事務所へ行くと、気が緩んでそういったことが見受けられるというのは、管理職がしっかりその職員を、服務規律を含めて見ていくことができてないということだろうと思います。

きょうあえて、ちょっとしたことだけど、お話をさせていただいて、それをきっかけに各税務事務所にそういったことがあったということをしっかり伝えていただいて、納税者が気持ちよく納税ができるような、そういったそれぞれの事務所をつくり上げていく、ぜひそういったことにつなげていただきたいと思います。よろしく。

◎吉村人事課長 先ほど高橋委員から御指摘のございました職員の服装ですとか接遇ですとか、公務員としての基本的な仕事に向き合う姿勢というところについて、県民の皆さんから信頼を損ねるような行為というのは、やはり厳に慎まないといけないということを思っております。

今、具体のケースというのをお教えいただきましたので、また人事課としても各所属長に対しまして、職員の服装、言動を含めまして、信頼を損ねることのないように徹底をしていきたいと思っております。

研修につきましても、各階層別に研修もしております。特に若手の職員に対しては、接遇ですとか応接マナーというところもやっているんですけども、また一般能力開発研修といいまして、応募型の研修の中でも、コミュニケーションですとか、クレーム対応ですとか、プレゼンテーションですとかという、丁寧に対応するということを意図しまして研修もやっておりますので、また研修の中でも、そうした県民の皆さんからの不信を買うようなことのないような接遇マナーに努めるということを徹底していきたいというふうに思っております。

◎米田委員 税務行政のちょっと基本姿勢にかかわってなんですけど、去年の11月27日に鳥取の児童手当差し押さえの裁判で、広島高裁で児童手当差し押さえは違法だということで、本人に返還しなさいという判決が出されて、県は上告せずに刑が確定しましたよね、御存じだと思うんですけど、それをどう受けとめられるのかということと、それを受けて総務省からも全国にこの1月24日に通知を出されたりして、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは執行停止も考えなさいと。しかも、各滞納者の個別具体的な実情をよく掌握しなさいよという、そういう文案が入っていたと思うんですけど、悪質な滞納者については毅然とやっぱり納税を求めることは必要ですけど、そういう人々、実態をやっぱり無視した徴税も、これは十分慎重にやらんといかんわけで、そこら辺どう受けとめられておられるのかということと、県として、滞納整理マニュアルがひょっとしてあればあれなんです

けど、そういう差し押さえ禁止財産、どう取り扱うかということについて、きちっと対応をまとめられたりしているのか、そこら辺はどんなにされています。

◎塩崎税務課長 今年の広島高裁松江支部の判決、私どもも承知はいたしております。

あの判決の内容は、子ども手当が入ると、子ども手当だということを県税事務所、鳥取県の当局が知っておったと。それに加えて、もともと何百円しか入っていなかった預金の口座に、13万円でしたですか、振り込まれたと。で、県の当局は13万何百円の全てを、その口座に入って何分後かに全て差し押さえをしたというようなことで、広島高裁のほうは、実質子ども手当を差し押さえたに等しいということで、子ども手当の法第15条に違反するということだったというふうに承知しております。

私どももその判決を聞きましたときに、個別の具体的内容につきまして、各県税事務所にこういうことですよという事実関係と、当然そのときに総務省から事実関係の情報も受け取りましたので、あわせて各県税事務所へその情報も流しております。

県としては、平成10年に最高裁のほうで、差し押さえ禁止財産であっても通常の口座の中に入れば、ほかと一緒にかわるところがないというのが、基本的なスタンスではございますけども、ただ、以前、生活保護費を押さえたことがございまして、米田委員のほうから予算委員会で御指摘もいただいたところでございます。

そのときには、当方といたしまして各県税事務所に、生活を困窮させるようなおそれのある場合には慎重に取り扱うようにと。で、地方自治法に基づく執行停止などの対応もきちりと考えるようにという通知を既に出しておりますので、基本的な姿勢は、そのときの姿勢と変わったところではございません、今も弱者に対する配慮と。知事が答弁等でも申し上げておりますが、生活を破壊してまでの取り立てはあってはならないという、そこは肝に銘じております。

◎米田委員 非常に大事な姿勢を課長さんも言われて、ぜひそういう姿勢で臨んでいただきたいし、市町村に対してもやっぱり支援、指導しないと、もう市町村でどっさり起こっています。

僕のこの前の、すぐ直近の例でも、別れてある郡部の町から高知市へ帰ってきて、奥さんが母子家庭で生活保護を受けられたんですよ、年金とか児童手当らもあったんですけどね、ある町が知らいで転居先の高知市の口座を差し押さえしてしもうたんですよ、児童手当だったんですけどね、それ今現状、離婚もされて里へ帰られて、こういう生活ですということ解除はしてもろうたわけですけど、やっぱり全然実情も掌握せずに、まだ市町村でもそういうケースがあり得ますので、裁判の判決やその後の県の対応も含めて、ぜひ市町村にそういう税務行政についての改善というか、充実を図っていただきたいなというふうに思うんですけど。

◎小谷総務部長 いま一度、趣旨を徹底していきたいと思います。

◎米田委員 よろしくお願ひします。

◎梶原委員長 ほかには、よろしいですかね。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

ここで3時15分まで休憩といたします。

(休憩 14時58分～15時15分)

◎梶原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

〈市町村振興課〉

◎梶原委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

なお、菊地市町村振興課長が所用で欠席のため、岡田課長補佐から説明を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

◎岡田市町村振興課課長補佐 市町村振興課の岡田です。よろしくお願ひします。

当課からの説明議案は、26年度当初予算及び25年度2月補正予算の2件です。

まず、平成26年度当初予算の御説明です。

資料No.②議案説明書の52ページをお開きください。

歳入予算についての御説明です。

総額は、53ページの下欄、計にございますとおり6億2,800万円余りとなっております。25年度当初予算と比べまして5億9,300万円余りの減額ですが、これは前年度計上されておりました参議院議員通常選挙の執行に必要な経費に係る委託金がなくなったことによるものでございます。

次に、歳出予算についての御説明です。

54ページをお開きください。

総額は、2総務費にありますとおり、13億4,400万円余りとなっております。前年度と比較いたしまして、4億8,200万円余りの減となっております。主な要因は、後ほど御説明申し上げますけれども、前年度計上されておりました参議院議員の通常選挙の経費がなくなったものによるものです。

当課の歳出予算は、市町村振興費と選挙管理費、選挙執行管理費の3つの科目より計上しております。

1つ目の市町村振興費の主なものについての御説明です。

54ページ、右の説明の欄をごらんください。

細目2の行財政運営支援費につきましては、市町村の行財政運営について適切な助言、支援を行うものの経費であります。普通交付税の算定事務委託料でありますとか事務費等

を計上しております。

一番下にあります市町村等事務処理交付金、こちらは高知県の事務処理の特例に関する条例等に基づきまして、市町村長等に権限移譲をいたしております事務の処理に要する経費を、地方財政法等に基づきまして交付するものとなっております。

55ページのほうに移りまして、細目3住民基本台帳ネットワークシステム事業費です。これは住民基本台帳をネットワーク化いたしまして、全国共通の本人確認を可能とすることにより、住民の利便性の向上や自治体における事務の効率化を図るための経費となっております。

システムの運用及び保守に係る経費といたしまして、保守管理委託料を計上しております。また、システムの安定運用を図るため、住民基本台帳法の規定に基づきまして、指定情報処理機関であります地方公共団体情報システム機構に対しまして、本人確認情報の処理事務に要する経費を交付金として計上しているものです。

次に、細目4の市町村財政支援事業費です。市町村振興宝くじ交付金は、高知縣市町村振興協会が市町村振興のために行う貸付事業等の原資といたしまして、市町村振興宝くじ収益金を交付するものでございます。

次の自治福祉振興資金貸付金、いわゆる県貸し資金ですけれども、こちらは財政の健全化を確保しつつ、地域の特性を生かしたまちづくりを支援するため、市町村等に対して貸し付けを行うものです。

続きまして、2の選挙費についてです。

1選挙管理費のうち、細目の1選挙管理委員会費については、選挙管理委員会の運営に係る経費を計上しております。

また、56ページをお開きいただきまして、2の明るい選挙推進事業費は、明るい選挙の実現を目指しまして、選挙啓発事業を幅広く行っております全国組織の明るい選挙推進協会に対する負担金のほか、各種研修会への参加、将来の有権者育成事業など、各種の啓発事業に係る経費を計上しております。

次に、2の選挙執行管理費ですが、こちらのほうは平成27年4月の任期満了に伴います県議会議員選挙の執行に要する経費でございます。

続きまして、58ページをお開きください。

債務負担行為です。先ほど御説明いたしましたとおり、県議会議員選挙が平成27年度当初に予定されておりますことから、26年度から27年度にかけて継続した取り組みといたしまして、啓発用の広告制作委託料565万8,000円について、債務負担を計上しております。

平成26年度の当初予算については以上でございます。

続きまして、平成25年度の補正予算について御説明申し上げます。

資料No.④の28ページをお開きください。

歳出予算といたしまして、総額1億7,200万円余りの減額補正をお願いするものです。主な要因といたしましては、いわゆる県貸し資金の需要の減、また昨年7月執行の参議院議員選挙におきまして、市町村への交付金が見込みを下回ったことに原因があります。

1つ目の1行財政運営支援費です。事務費のうち、旅費と役務費について、節減によりまして、支出見込み額が当初予算を下回るため、合わせまして160万円を減額するものです。

2つ目、2市町村財政支援事業費です。市町村振興宝くじ交付金につきまして、宝くじの売上金が当初予算の見込みよりも少なかったことに伴いまして、減額の計上となるものです。また、自治福祉振興資金貸付金につきましても、市町村の要望額が当初の見込みを下回りましたので、減額の計上となるというところです。

最後に、選挙執行管理費です。

まず、1参議院議員選挙執行経費につきましては、市町村等交付金におきまして、不用額が生じたことなどによります減額となっております。

市町村振興課からは以上です。どうかよろしく申し上げます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 基本的なことを教えてもらいたいんですけども、参議院議員の選挙は約5億円ぐらいですよ。県会議員が1億円なんですけども、県会議員のほうが立候補する人たちも多いし、あれなんですけど、どこの部分が違うんです。経費のかかる部分では。

◎岡田市町村振興課課長補佐 26年度の予算につきましては、26年度中の執行分ということとして、実際は27年度に予算計上になってきます。トータルで4億円、5億円ぐらいになろうかと思えます。

◎桑名委員 それとあわせて、参議院のこの管理費の委託金が5,900万円ぐらいマイナスなんですけども、これは大体どんなものですか、内容は。

◎岡田市町村振興課課長補佐 この参議院議員の減額につきましては、まず、国の基準額が減額されましたことに伴いまして、各市町村での経費が減額になっておりますのと、人件費と時間外ですが、市町村の時間外経費、そういったものの節減によりまして減額というふうな形になっております。

◎桑名委員 わかりました。

◎岡本委員 1点お聞きしたいんですけど、市町村の財政支援事業費ですけどね、補正とも関係するんですけど、補正で減額になっていきますよね、その減額の状況で今年度の予算、26年度の予算というのは決めました。だから、減額も余計あったから例年より少なくなったとか、そういうことはあるんですか。

◎岡田市町村振興課課長補佐 市町村への、いわゆる県貸しの貸付資金とかございますけれども、そちらのほうにつきましては、例年大体10月から11月に、うちの当初予算を計上

する時点でのニーズ調査という形になっておりますので、必ずしもこの25年度の決算を見込んだ形での計上というものにはなっておりません。

◎岡本委員 例年どおりということで判断してよろしいですね。

◎岡田市町村振興課課長補佐 はい。

◎岡本委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈統計課〉

◎梶原委員長 次に、統計課の説明を求めます。

◎成田統計課長 統計課でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

26年度当初予算案の内容につきましての御説明をさせていただきます。

まず、お手元のファイルの資料で②の議案説明資料59ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、総計で3億4,916万8,000円でございます。大半が国の統計調査の実施にかかわります委託金が内容となっております。

次に、60ページをお開きください。

歳出の御説明でございます。

12目の統計費です。予算総額は4億105万1,000円でございます。調査の増もございまして、前年度と比べまして5,083万3,000円の増となっております。

財源の内訳では、当課の業務が、主に国の統計調査を法定受託事務として行っておりますので、先ほど歳入でもごらんいただきましたとおり、87%ほどが国費ということになっております。

課の事業の全体概要を御説明申し上げます。

細目事業は、1の人件費から64ページにかけまして、18の細目事業がございまして、このうち3の全国消費実態調査費から17の経済センサス費までの15の事業につきましては、財源が全て国費でございます。国の統計調査ごとに予算を計上しております。それぞれの事業ごとに必要となります統計調査員の報酬でありますとか担当職員の時間外手当であります一般職給与費、調査を行います市町村への交付金のほか、旅費などの事務費を計上しております。

細目事業の説明につきましては、数が非常に多うございますので、申しわけございませんが、おおむね5年周期で実施をされます調査や予算額が大きな調査を中心に説明をさせていただきます。

まず最初に、1人件費でございますが、当課職員24名分に係るものでございます。

2番の統計整備普及費でございます。

2つ目にあります統計調査員確保対策事業委託料は、統計調査員希望者の登録や研修な

どを市町村に委託する経費でございます。

それから、国庫支出金精算返納金800万円でございますが、国費の返納を受け入れた翌年度に行うための予算でございます。従来、調査に係る国費は、受け入れた年度内に精算をし返納しておりましたが、調査が数多くございます。また、市町村との関係もございまして、額の確定に非常に時間を要しておりまして、時間外も発生をしておる状況でございますので、事務の軽減のために平成25年度から予算を計上させていただいております。

なお、予算の額につきましては、過去の返納実績から見込んでおります。

それから、次の事務費は、主に統計課で発刊をしております「高知県のすがた」や「県勢の主要指標」など、7種類の統計刊行物の印刷等に要する経費でございます。

それから、その下、3全国消費実態調査費でございます。5年周期の調査でございます。前は平成21年に実施をしております。世帯を抽出させていただきまして、家計の収支や貯蓄や負債、耐久消費財、住宅・土地などの家計資産を総合的に調査をさせていただき、国や地域別の世帯の消費、所得、資産に係る水準、構造、分布などの実態を把握しようとするものです。家計を対象といたしました調査には、細目番号6番の家計調査というものもございますが、標本数をふやしまして、詳細に収入階層別でございますとか、世帯主の年齢階層別などの世帯の属性からの分析を行いまして、税制、年金、福祉政策の検討などの基礎資料としようとするものでございます。調査期間は9月1日から11月末までの3カ月間で、市町村を通じまして県内11市と4町村で約800世帯を調査する予定でございます。

それから、61ページに移っていただきまして、4番労働力調査費でございます。毎月県内の約500世帯に御協力をいただきまして、月末の1週間の就業、不就業の状況を調べまして、雇用対策などの基礎資料としております。

次に、1つ飛びまして、6家計調査費でございます。毎月、国が指定をいたしました高知市と四万十市の117世帯に家計簿をつけていただきまして、世帯の収入、支出や貯蓄などの動向等を調査しております。

62ページ、8国勢調査費でございます。もう御承知のとおり、5年周期の調査でございます。次回は平成27年10月1日の実施となります。26年度は、調査区の設定でございますとか、高知市におきまして、10調査区で500世帯を対象に行う試験調査のための経費を計上しております。

続きまして、11番の毎月勤労統計調査費でございます。この調査は、県内の常用労働者が5人以上の約440事業所を対象にいたしまして、毎月の給与や労働時間、雇用の変動を調べさせていただいております。景気動向の判断などに活用されております。また、毎月の調査のほかに、7月には4人以下の小規模な約410事業所を対象にした特別調査も行っております。

次に、一番下になります12番農林業センサス費でございます。5年周期の調査でございます。前は平成22年2月に実施をしております。農林産物の生産を行うか、または委託を受けて農林作業を行い、生産または面積、頭数が一定規模以上の経営体を対象といたしまして、世帯員の構造と就業構造や農産物の出荷先、保有山林面積などを調査することとしております。あわせまして、農産地域の実態を総合的に把握をしまして、農林行政の企画、立案、推進のための基礎資料とするものでございます。

調査期日は平成27年2月1日で、市町村を通じまして調査を行います。

64ページに移っていただきまして、経済センサス費でございます。この細目には、平成26年7月1日に一体的に調査をいたします経済センサス基礎調査と商業統計調査の予算を計上しております。このうち経済センサスは、経済の実態を同一時点で包括的に把握するため、平成21年に創設をされたものでございまして、事業所、企業の基本的構造を明らかにする経済センサス基礎調査と、事業所、企業の経済活動の状況を明らかにする経済センサス活動調査の2つから成り立っております。

平成26年度は、平成21年7月以来2度目の経済センサス基礎調査を実施いたします。なお、活動調査のほうは、平成24年2月に第1回を実施しておりまして、次回は平成28年度に予定をされております。

今回の基礎調査では、農林漁家を除く全ての事業所を対象に、名称、所在地、従業者数、事業の種類や業態、年間総売り上げを調査いたします。

商業統計調査のほうは、商業、これは卸売業と小売業でございますが、商業を営む全ての事業所につきまして、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、販売、商品販売額等を把握いたしまして、商業に関する施策の基礎資料とすることを目的として実施をするものでございます。前は平成19年に実施をしております。

最後でございますが、一番下の18県民経済等分析事業費でございます。こちらは県単事業となります。景気動向を示す指標として、毎月の鉱工業生産指数を公表いたしますほか、県や市町村の経済規模や産業構造を推計いたします県民経済計算や市町村経済統計の作成、職員の統計に関する研修や勉強会などを実施する予算を計上しております。

当初予算につきまして以上でございます。補正予算はございません。

以上で統計課の説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎梶原委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎小松管財課長 それでは、管財課から説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

平成26年度一般会計当初予算案の概要について説明をさせていただきます。

資料No.②議案説明書の65ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

節区分のうち、記載のある2つ目でございます庁舎等使用料です。これは行政財産の使用料につきまして、管財課の光熱水費に充当するものでございます。

次の職員宿舎等貸付料につきましては、知事部局、教育委員会、警察につきまして職員宿舎の使用料につきまして、後ほど説明します市町村交付金に充当するものでございます。

66ページ、土地取得事業特別会計繰入金でございます。後ほど説明させていただきます。

それから、次の地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入金でございます。これは庁舎の営繕工事費に充当するものでございます。

次の雑入でございます。これは前段で説明がございましたように、歳入と歳出を同一課にするというものでございます。管財課収入としまして、駐車場利用料、それから古紙、空き缶等の売払収入、電話の団体負担分などにつきまして計上しております。前年につきましては労働保険料のみの計上でしたが、御指摘、御指導いただきまして、このように改正をしているものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

67ページでございます。

右側の説明欄に沿いまして説明をさせていただきます。

2の管財総務費、事務費は、文書の発送や收受業務、集中管理します33台の貸し出し自動車の維持管理等に要する経費でございます。

68ページをお願いします。

3財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための経費でございます。船舶等損害保険料は、漁業取り締まり船や浮き魚礁など31件につきまして、事故や災害など不測の事態に備えるための保険料でございます。

県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、県庁舎など県有施設の火災等災害保険料でございます。

県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして、県営住宅や職員住宅など県有資産の所在する市町村に対しまして、固定資産税にかわるものとして、固定資産税の標準税率と同じ100分の1.4の額を交付するものでございます。

4庁舎管理費は、本庁舎、西庁舎、北庁舎等の維持管理に要する経費でございます。

清掃等委託料につきましては、本庁舎等の清掃や駐車場整理業務など26件のほか、PCB特別措置法に基づきます高濃度PCB廃棄物の処分委託などの業務委託に係るものでございます。

本庁舎等警備委託料、機械設備等保守管理業務委託料につきましては、本庁舎等の警備業務や機械設備、電話交換設備等の保守管理など、合わせて6件の業務委託にかかわるものでございます。

69ページです。

庁舎営繕工事請負費につきましては、機構改革に伴います間仕切り等の諸工事や庁舎の設備改善、維持管理に必要な工事のほか、老朽化によります本庁舎屋上冷却塔改修工事や西庁舎、北庁舎屋上防水工事などを行うものでございます。

管理費につきましては、各庁舎の光熱水費や修繕等に要する経費でございます。

次の諸支出金、県有建築物南海トラフ地震対策基金積立金、基金運用を会計管理者に依頼して行っておりますが、その運用益等を積み立てるものでございます。

以上のとおり、管財課の平成26年度当初予算額は9億7,289万5,000円で、前年度と比べて増額になっています。主なものにつきましては、高濃度PCB処分委託料や庁舎営繕工事請負費などの増額によるものでございます。

70ページをお願いいたします。

債務負担行為ですが、これは西庁舎屋上防水改修工事につきまして、工区や施工時期を3区分して実施することとしまして、第3期分につきましては平成27年3月、4月、5月で実施していることによるものでございます。

一般会計は以上でございます。

749ページをお願いします。

土地取得事業特別会計、土地開発基金管理費でございます。

説明欄の管理費は、土地開発基金で新たに土地を購入する必要が生じた場合に備えまして、測量登記の委託経費などを計上しているものです。

また、一般会計繰出金につきましては、基金の運用益の歳入累計を一般会計へ繰り出すものでございます。

当初予算につきましては以上でございます。

次に、補正予算について説明させていただきます。

④議案説明書の31ページをお願いいたします。

説明欄、1庁舎管理費のうち、本庁舎等清掃、警備、設備等保守管理委託料、庁舎営繕工事請負費に係る入札残や所要工事が見込みを下回ったことによる減額でございます。

32ページをお願いします。

繰越明許でございます。

庁舎管理費ですが、西庁舎外来駐車場舗装等改修工事につきまして、計画調整に日時を要したため、繰り越しをお願いするものでございます。

管財課は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 遊休財産の処分の関係で、27年までの計画があって、随時売却されたりとかいろいろあるんですけども、その中で貸し付けというのがありますよね、一時貸し付けというのが。これは、一時貸し付けをするというのは、どういう場合にそういうことがされるのでしょうか。

◎小松管財課長 入札して売れば、そこで処分ということになりますけども、入札でも不落といいますか、売れない場合がございます。処分としては、随時売却という手続に移ってまいります。希望者があれば、売却するというような手続になります。ただ、長く保有して、なかなか買い手がいないというような物件もございます。その中で短期的、短期といいますが1カ月とか、それから1年程度、1年未満とかいろいろございますけども、そういうことで、貸し付けの希望がありましたときには検討いたしまして、貸し付けが適当ということにつきましては貸し付けいたします。

具体的には、今二葉町で北側の日産の耐震工事含めて工事をやっております。そのこの現場の作業員の方々に対する駐車場がないというようなこともございまして、そこなんかは一時貸し付けをしております。

◎坂本（茂）委員 ちょっと計画を見たときに、随時売却中とかいろいろあって、その中に2件ほど、赤岡の城山高校の寄宿舎跡地と二葉町と2件が貸し付けということになっていたもんでお聞きしたんですけど、その貸し付けの場合は、まあ言うたら、申し出があれば協議してということになるとしたときに、その単価の打ち方とかそういったのは、例えばそれとか、そういうのが貸し付けになっているとかということを知る方法ですね、ニーズのある方がここは貸し付けになっているのかどうか、あるいはなっているのかどうかは知らなくても、たまたま県に問い合わせたら、いやそれはお貸ししますというふうなことで対応になるのか、その辺はどうなのでしょう。

売却の場合は公告してやるんだろうと思うんですけども、この土地において貸すか貸さないかの判断というのはどういう形でされるのか、さっきちょっと言われましたけど、それを県民が知る状態はどういう形で知ることができるのかとかというのは、どうなのでしょう。

◎小松管財課長 遊休財産処分計画に関するものにつきましては、恐らく委員もごらんになったと思いますけども、ホームページで全て公開、閲覧できるように、お知らせするようしております。その中で、随時売却中の物件については、まだ買い主が決まってない状態ですので、そういうものにつきまして、県のほうに、この土地を利用できないだろう

かというような問い合わせがあるときもございます。ただ、それから県の遊休財産処分計画のことを御存じなくて、近隣を見ておったら県有地やということで、ここはどうだろうというようなことでお問い合わせがあることもございます。その時々に応じて対応させていただいております。

◎坂本（茂）委員 単価の打ち方は。

◎小松管財課長 単価につきましては、一般的に県で適応しております普通財産の貸し付けの基準がございます。それによりまして、価格に4%を掛けたものを基本にしております。

◎坂本（茂）委員 それは、まあ言えば、その土地の地価とかそういうのは換算されているんですか。

◎小松管財課長 遊休財産処分計画の中で鑑定評価が出ておるものにつきましては、そういった額を基礎にいたします。それから一般的な県有財産でありましたら、台帳価格というものがございますので、それを基準に計算をいたします。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

なかなか売却できんものは、有効に活用して収入を上げるというのは、それはもう必要なことやろうと思います。そこで、一定公平性を担保するとか、そういうことが必要かとは思いますが、お聞きしました。

それともう一つ、昨年、北庁の電力の入札を初めて行ったんですけども、ことし相当、まあ言えば出先機関を含めて大量に入札をするようになっておりますけども、これらについては、昨年の入札を踏まえてやったら適当だろうというようなことについて、全部されたのか、相当数的にも知事部局で65カ所、教育委員会で61カ所ですか。さらに、警察で17カ所というふうな形で電力の入札が行われようとしていますけども、これらについては、どういうんですか。一気にこれだけやって対応は可能なかどうか、ちょっと教えてもらいたいんです。

◎小松管財課長 会計管理局所管になりますので、後ほど会計管理局のときに確認いただければと思います。手続、会計管理局でやっております。

◎坂本（茂）委員 けど、管財課のホームページへ載っている。管財課のホームページへ出たんじゃないかな。違う。

◎小松管財課長 担当としては会計管理局でございます。

◎桑名委員 関連で、この入札については、管財課がやっていますよね。

◎小松管財課長 先ほど坂本委員からお話しありました北庁と西庁舎につきましては管財課で、まずやってみました。今お話しのあるように、庁舎の147カ所だったと思いますけども、これにつきましては、その後、私どもの入札をする際にも、会計管理局と相談をさせていただいてやっておりますけども、管財課の入札結果なんかも踏まえて、会計

管理局で県庁全体の電力の入札について検討し、今現在入札の手続を行っているところです。

今言われる147カ所だったと思いますが、その分につきましては会計管理局が所掌しております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。後ほど。

◎桑名委員 去年のちょっと入札について教えてもらいたいんですけども、去年10月に入札を西庁と北庁がしました。四国電力と日本ロジテックですかね。西庁は四国電力が安かったんですね、北庁はこの日本ロジテックが安くて、落札者というのは、合わせた分で四国電力に決まったようでございますが、これは別々に入札しといて、合わせて四国電力に落札と決めたその経過というか、入札の仕組みをちょっと教えていただければと思います。

◎小松管財課長 入札のその振り分け方といいますか、やり方はいろいろあろうと思います。実際、私どもがやったのは、北庁舎と西庁舎を一本というか合体して、これで入札してくださいということで公告をして、手続をしました。やり方としては、西庁舎一本についてどうですか。同時に、西庁舎と北庁舎を入札公告をするにしても、西庁舎と北庁舎、個別にそれぞれ入札して、個別に決定しますというやり方もあろうと思いますけども、私どもまずやったのが、西庁舎と北庁舎を合体して一本でどうですかという入札をした結果でございます。

◎桑名委員 でも、これ別々に、合体したといっても、入札させるときにはそれぞれ金額出させてやっているわけで、逆に合体することによってのメリットも出てこないと思いますし、別々にやっても、そこに効率性は出てこないと思うんですが、そしたら西庁舎と北庁舎といったら、合わせた金額でやったらいいんでしょうけども、別々に金額出させているわけですよ。

◎小松管財課長 入札の見積もりの内訳の中で、西庁舎について、所要見込みをやってください。それから北庁舎についてもやってください。で、入札書に記載する金額は、西庁舎と北庁舎のそれぞれ計算して出た結果の合計額で入札してくださいという入札を、この間はやりました。ただ、やり方としては、西庁舎でやってください。北庁舎でやってくださいというやり方はあろうかと思います。ただ、北庁舎というのは、比較的小さい建物でございますので、単独ではなかなかどうかと思いますので、今回は合体、2庁舎を一体化して入札手続をしたという、今、会計管理局がやっていますけども、それに対する一つの試行的な取り組みということもございますので、そういう方法でやらせていただきました。

◎桑名委員 はい、わかりました。

◎岡本委員 庁舎管理費について伺いたいんですけども、25年度の補正では、減額補正

になっていますよね、これは入札の関係で、予定額より少なくて済んだからということになったと思うんですけども、そのことが26年度にも反映されるんですか、これ。

◎小松管財課長 入札の結果、落札額がそのまま予算額に反映するというものではございません。一定の見積もりの方法がございますので、所要額を見込んで予算見積もりをして、予算計上をしております。落札の結果は、例えば80%落札になって、それを参考にしますと、予算額が80%になってしまって、適切な発注はできないと思うんです。

◎岡本委員 心配するのは、賃金が十分に支払われているのかとか、そのあたりを大変心配するところなんですけれども、かなりの減額になっていて、これだけ、まあ言えば、次年度は要らないだろうからということでの判断がされると困るんですよ。だから、賃金に影響はされてないと、この減額の補正がですよ。ということでよろしいでしょうか。そのあたりの見方ですよ。

◎小松管財課長 補正の直接の理由は、さっき委員も御発言のとおり、入札をした結果、現実に支払い額が少なくなっているんで、減額をさせていただくということでございます。

それから、賃金に影響を与えないかということです。確定的なことはちょっと申し上げられませんけども、一応私ども入札する際に、清掃等業務につきましては、人件費比率のかなり高い業務だと思っております。ですから、今申しましたように、予算を計上するときにも注意して予算を計上しますし、実際の入札事務に入るときには最低制限価格を設定して、最低制限価格を慎重に判断して入札事務を行っています。

◎岡本委員 これで最後、そういうことがないように、しっかりと追跡をしていただきたいということをお願いしておきます。

◎西森（潮）委員 今の関連ですが、今岡本委員がお話しされたのは、毎年のように業界から強い要請もあっている事項で、この分野の警備だとか清掃ちゅうのは、もろにほとんど人件費ですよ。しかも非常に高齢の方々とか、一般の会社を定年した人が働くとか、ほとんど最低賃金、逆に陳情でもよく話あるけど、それより以下になる。ということは、公共事業なんかでも今不落という現象起きているけど、この場合にはそういうことはないわね。安けりゃいいという感じで来ているから、これをもうちょっと上げてほしいと、最低を。これをいつも経営者側から要請があっているんですけど、その点は検討されています。

◎小松管財課長 最低制限価格、委託業務につきまして、最低制限価格を設けたのが最近でございます。それからその中で、最初はたしか、最初設定したときには60%が最低制限価格ラインだったと思います。ただ、その中でも、それでは不十分だということで、60%から80%の間で最低制限価格を設定できると、こういうような業務につきましてはですね、というような改善をしておりますので、委員のおっしゃることにつきましては、引き

続き検討していきたいと思います。

◎西森（潮）委員 ぜひね、それでこれも業者にも、それぞれどういう資格、いわゆる入札参加要件よね、全くそこそこ同じならいいんだけど、いろんな清掃にしても何にしても有資格者ちゅうのが要るんですね、だからそれをクリアしているのと、そういう会社の下請をやっていた人がたまたま出たから入札に参加しようかというのを、同じような土俵で入札行為が行われるというケースが多いわけよね、だから、それはやっぱし品質を低下するから、とりあえず仕事欲しいから落札をしようということで、ぎりぎりで落札をしておいて、あとは仕事を、手を抜くか人件費を抑えるかしかないですよ。だからそこを、一定の発注する限りはこういう条件で、それを参加する会社としてこういう資格が必要ですよということ。そして、最低こういう仕事をしてもらわなきゃいかん。そして、その仕事に対しては、そのとおりできているかどうかをチェックしていくということが必要だということを行っているんだけど、なかなかチェックとかというのは1回、入札が終わったらないわね、そこに僕は問題があると。

出先なんかでも、県庁の職員の家庭じゃったら、こんなに汚い階段でじゃということあり得んと。もうちょっと高知県の財産じゃから、しっかり管理ができるように、そういう価格とか仕事ぶりとかということをチェックする必要があるんじゃないですかということも再三申し上げできたんだけど、一つそういう点で、いつも言っていることやから、何とか検討して改善ができるように。ただ安けりゃいいちゅうもんじゃない。貴重な県民の税金でできた施設であるわけですから、守っていくということが大事ですから、そういう点へ配慮をしてもらいたいと思いますね。

◎小松管財課長 十分配慮といいますか、検討していきたいと思いますが、ただ、先ほども申しましたように、安けりゃいいという考えでは、もともと当然ないので、最低制限価格の設定にはかなり慎重に対応しているつもりでございます。

それから、日々の業務でございますので、履行の確認というのは、基本的には毎日毎日の業務の中で行っているつもりではございますが、一部御指摘を受けるようなところも実際ございますので、引き続いてちゃんと適切にやっていきたいというふうに考えますし、また必要なことにつきましては検討してまいりたいと思います。

◎西森（潮）委員 これ以上言わんけどね、要するに、こんな零細業者が請け負っている仕事で、こんなに金額が最低ということで積算をして、入札の予算というのを設定しておいて、残るといふことがあり得ん話ですよ。それは全部仕事を、手を抜くか賃金を抑えるかですよ。だから、そこをよく考えてください。そうでなきゃ、毎年業界からそんな要請、陳情じゃというて出てくりゃしません。よく実態を把握してやっていただきたい。これ以上、ここでは言いません。

◎米田委員 庁舎管理で清掃とか本庁舎で、入札は何件やったかなんかよくわかりません

けど、分けてね。警備の場合なんか、事業費からいうたら16%ぐらい残になっているんですよ。清掃等も10%近く残になっているので、この間、課長言われたように、最低制限価格も、もともとなかったのを80%まで設定をしてというて、非常に僕は前進していると思うんですよ。ただ、しかしそれにしても、言われるように事業費の8割か9割近くが人件費ですので、仮に受けた場合、もう人件費削らざるを得んですよ。そこら辺ちょっと事後の実態調査というか、問い合わせればあはできると思うんで、そこら辺、何か行政として工夫もしていただいて、後追いフォローをぜひしていただきたいなというふうに思うのと。

それと、以前も私たちも言って、単年度契約ではなくて複数年度、何かそういう契約どうでしょうかねと、そういう工夫できんでしょうかという、改善されちゅう、2年、3年でやりゆうところも何かあるようにも思っているんですけど、この場合はどんなふうにしていますかね、単年ごとじゃないですよ。

◎小松管財課長 本庁舎等でございますけども、管財課で所掌している中で複数年契約は、本庁舎の設備保守管理委託、これが3年契約でございます。それから、電気保安の委託料も3年契約でございます。それ以外は単年度契約でやっております。

複数年契約にするということは、選択肢の一つではあると思いますけども、考えておりますのが、受注機会の確保といいますか、拡大するためには単年度契約のほうが、業者にとってはいいのではないだろうかというふうな考えもございます。

それからまた、例えば本庁舎なんかでございますけども、複数年契約にしますと、WTOの入札に該当しますので、これもどうかなというふうなことを考えたりして、今現在は、先ほど申し上げましたものを除きまして単年度契約でやっておりますけども、複数年契約の事務の処理の仕方というのはあろうかと思っておりますので、今後も検討課題の一つとしては考えていきたいと思っております。

◎米田委員 県の行政事業の中で、出先かどうかようわかりませんが、清掃とかの業務を複数年でやりゆうところあるんじゃないかなと思って、記憶で、またそれは調べて、今言われたようにぜひ検討していただきたいと思うし、やっぱり中心は働く人、そこで清掃なり警備で頑張っている方々が毎年毎年不安を抱えながら、あっという間に1年来ますよね、そこら辺のやっぱり視点もあわせて考えていただきたいなというふうに思うんです。

ほんで言い方悪いけど、電気とか設備は、行政の側からいうたら都合がええきに二、三年やるわけよね。それやったら、同じように単年度でやってもいいじゃないですかと。じゃなくて、そういう分野によってはできるわけで、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。これは要請しておきたいと思っております。

もう一つ、事務的なことで申しわけないですけど、その上の県有資産等所在市町村交付金は、課長さん100分の1.4と言われましたけど、市町村によって固定資産税標準税率超え

ちゅうところありますよね。例えば、南国市なんか1.5になっちゃせんかと思うんですけど、そういうところは別に標準税率分で払ろうたらええということなのか、市民的に言うたら、市民は1.5払いゆうのに、そら行政は1.4でええかよという、公平性から見たときに思うんですけど、そこら辺は何か。

◎小松管財課長 国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして交付しておるものがございます。

◎米田委員 法律で、そしたら固定資産税は市町村固有の課税対象ですよ、そこが標準税率を超えて1.5になっちゃうと、都市計画税その上乗せしちゃうと、もう法律で最低の課税標準率ですよというふうにとうちゅうわけですかね。それをよう理解してないんです。

◎小松管財課長 この交付金が、申し上げましたように地方税法とかというもので交付するものじゃなくって、特別の国有資産等所在市町村交付金法、県以外のものが利用しておる建物土地ということで、多いもので、先ほど言いましたように職員住宅とか県営住宅とかというものが、交付金法の交付対象になりますよというものが個別の交付金法で定められておりますので、それに従って対応しているというのが現状でございます。

◎米田委員 はい、わかりました。

(な し)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続いて、総務部より2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

最初に、秦南団地（シキボウ跡地）利活用基本計画（案）について、政策企画課の説明を求めます。

◎中村政策企画課企画監 政策企画課でございます。

それでは、秦南団地（シキボウ跡地）利活用基本計画（案）について御説明いたします。

報告事項の政策企画課のインデックスのページをお開き願います。

表紙をめくっていただき、目次をごらん願います。

この計画案は、12月議会の総務委員会において御説明をさせていただきました素案を若干文言修正した上で、6ページの資料1の検討等の経過、7ページの資料2の秦南団地利活用検討会設置要綱を追加したものでございます。

整備の内容につきましては、素案から変更ございませんので、修正点を簡単に説明させていただきます。

それでは、1ページのはじめにをごらん願います。

最後の3行を追加しております。来年度からこの基本計画をもとに、高知市消防局、高知赤十字病院が、それぞれの施設整備について基本構想や基本設計に着手し、より具体的なものを作成していきます。また、県道高知北環状線から産業道路までの道路整備につきましても、高知市の都市計画決定後、県が事業認可を受け、実施設計や用地測量を行うなど、今後は各事業主体がこの基本計画をもとに事業を進めていくこととなります。

次に、6ページをお開き願います。

これまでの検討経過を記載しております。

12月議会以降も検討会を開催し、利活用基本計画（案）の最終確認を行いますとともに、1月24日から2月24日までパブリックコメントを実施いたしました。

ここで、大変申しわけございませんが、1点修正をお願いしたいと存じます。パブリックコメントの結果のほうなんです、いただいた御意見「0件」となっておりますが、実際には「17件」でございました。

それでは、資料の9ページをごらん願います。

利活用基本計画（案）に対する御意見の概要でございます。

8名3団体から17件の御意見をお寄せいただきました。

主な御意見でございますが、イオンモール高知の駐車場が少なくなることによる渋滞等を懸念する御意見が6件と、最も多くなっております。

これにつきましては、高知駅秦南町線の整備によって利用者の車両の退出経路がふえ、一定の改善は図られると考えられますが、なお、周辺道路への影響がなるだけ少なくなるようイオンモール高知と協議を進めてまいります。

次に多かった御意見は、高知駅から秦南団地まで路面電車を延伸する御提案で、3件ございました。

12月議会でも知事から答弁させていただきましたが、路面電車の高知駅からの北進につきましては、イオンモール高知の開業当時に検討した際、多額の初期投資が必要であり、また費用対効果の面からも、事業化は困難であると判断した経緯がございます。ただ、秦南団地へ高知赤十字病院が移転することになれば、人と車の流れが大きく変化することが予想されます。このため、今後、移転予定先の秦南団地への交通アクセスにつきましては、交通事業者とともに県と市で、効率的で、かつ利用しやすい公共交通の形を検討してまいりたいと考えております。

また、高知赤十字病院としましても、御利用される皆様に御不便をおかけしないようJR高知駅からの交通アクセスについて、関係機関への要請を含め、検討を進めていくこととしております。

その他の御意見は、4に記載しているとおりでございます。

なお、いただきました御意見に対する県、高知市、高知赤十字病院の考え方の詳細につきましては、本日、県庁のホームページで公表いたしました。

また、2月11日に高知赤十字病院の周辺町内会の皆様にお集まりいただき、この計画案と高知赤十字病院移転後の跡地の活用についての現状を御説明いたしました。

住民の方からは、跡地は病院に譲渡してほしい。また、高知赤十字病院の移転後は、速やかに新しい病院が開院できるように協力してほしいなどの御意見をいただきました。

高知赤十字病院からは、地元の皆様の不安を払拭する活用を、日赤本社と協議すると説明させていただきますとともに、県と高知市も、住民の皆様に理解が得られる活用がなされるよう対応していくこととお話しさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎西森（潮）委員 これは、今ちょっと修正していただいたところは、これはここへ来てから気がついたがかね。

◎中村政策企画課企画監 申しわけございません。

◎西森（潮）委員 ほんなら、ええわ。ちゃんと書いてもらう。それやったら、直す時間何ぼでもある。

◎坂本（茂）委員 1つは、このパブリックコメントに対する県の見解ですよ。さっき、例えば路面電車の延伸の関係は、知事が議会でも答弁していることなど述べられましたが、その他の意見についても、これに対する見解というのは、どっかでまとめて公表するみたいな形になるんでしょうか。

◎中村政策企画課企画監 先ほど御説明しましたように、本日、県庁のホームページで公表をさせていただいております。

◎坂本（茂）委員 見解も含めてと。

◎中村政策企画課企画監 はい。

◎坂本（茂）委員 それやったら、見解もここへ出してもらうたら、ええんじゃないです。今から帰ってホームページ見ないとわからないね、議論しようにも。

◎梶原委員長 書類のミスとか不備とか、委員会での説明ですんで、県としての見解もそれを公表しているのであれば、それを資料として、それはつけておくべきだと思いますので、また気をつけてください。

◎高橋委員 この8ページの資料で高知市の北消防署の位置を、この図面の中ではここで提示していますが、決まったものかどうかのなかも含めて、ここがいいという理由等が、もし決めているのであれば、何でここがいいのなのか、ちょっとわかりにくいんで、そういった議論をされたのかのなかも含めて少し説明をしていただきたい。

◎中村政策企画課企画監 既に高知赤十字病院と高知市の消防局のほうで協議が行われて

おりまして、消防についてはこの位置で確定ということで話を進めております。

まず、この位置に消防署を整備するというにつきましましては、まず南北道路を今回整備するというので、やはり南へのアクセス、市街地へのアクセスを考えた場合、消防はこの位置のほうがいいであろうというのが、高知市消防局の判断でございます。

◎梶原委員長 よろしいですか。

(なし)

◎梶原委員長 それでは、質疑を終わります。

◎坂本（茂）委員 この資料、さっきの話では、また出してくれる。

◎中村政策企画課企画監 後ほど資料をお回しいたします。

◎梶原委員長 そしたら、その資料を見て、また聞きたいこともあると思いますんで、またそのときには説明も。

◎中村政策企画課企画監 すぐにコピーをお回しいたします。準備させていただきます。

◎梶原委員長 次に、職員の不祥事について、人事課の説明を求めます。

◎吉村人事課長 人事課の吉村です。報告をさせていただきます。

今月5日に、県職員が窃盗事件で逮捕されました。皆様も報道等で御存じのことと思います。

職員の所属は、まんが・コンテンツ課、職、氏名、年齢につきましては、主事、石元滉、23歳でございます。

報告事項の概要の3番目の不祥事の概要等につきましては、昨年6月22日土曜日午後9時ごろから午後11時ごろまでの間、高知市帯屋町2丁目の路上に駐輪しておった自転車1台、時価13万円相当を窃取したものでございます。

ネットオークションに出品されているのを被害者の方が見つけて、捜査当局に届け出をして、御当局の捜査の結果、対象職員の犯行が明らかになって、逮捕されたものでございます。

今回の事態は、部長のほうからも申し上げましたけれども、県職員に対します信頼を著しく損ねる行為だと厳しく受けとめております。

今後の対応につきましては、捜査が進むにつれまして内容が明らかになり次第、公正に、厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

また、職員にいたしましても、公務員としての基本である法令遵守、服務規律の確保、また再発防止ということ、あわせまして徹底をいたしまして、県政に対します県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

資料に基づきます報告は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 結局、あれですか。逮捕されているんで、本人からの聞き取りとかと

というのは、もう全然できていないということですか。

◎吉村人事課長 はい。現在、本人と面談はできていない状況でございます。

◎梶原委員長 その本人と面談できていない、まだ勾留中。

◎吉村人事課長 はい、現在勾留中と伺っております。

◎西森（潮）委員 この事件を起こしたのが去年の6月22日、逮捕されたのはこの間、議会始まってからかな、テレビかなんかで言っていた。けど、この日にちら全然書いてないわね。

◎吉村人事課長 大変失礼いたしました。3月5日に逮捕されております。

◎高橋委員 この石元君ですけれど、県庁に勤め出してどれくらいになるのか、それともう一つは、ふだんの勤務態度よね、勤務状況がどうだったか。

実は僕、そんなに自宅が遠くないんで御両親も知っています。それで家庭環境としては、非常にいい環境の中で育ってきた子供なんで、意外な気がするんですが、ただ、最近の公務員、学校の教員も含めて、せんだっても登校拒否のような先生が出たりで、こういった事件も含めて、やっぱり全体として緊張感がありません。総務部長、けさほど陳謝をしましたが、こういった事案とかということも含めて、県民の信頼を著しく損なうだけじゃなしに、もっと公務員としての自覚を持ってしなきゃ、こんな事件も含めて毎年何件も起きていますよ。もっと管理職も含めて緊張感を持って、誰かのためにここで立てって、上司、管理職が済みませんでしたなんて、いつもそれで終わって、そのことが生かされていない。我々がしっかりそのことを皆さんに申し上げて、我々が皆さんをしっかり怒ると言うたらいきませんが、言わなきゃ、言う人おりませんよ。県民の皆さんは驚いていますよ、こういった事案を見て。もっとやっぱり緊張感を持って職員を管理職がしっかり常日ごろから指導する、そのことができてないからね、こんなことになるの。

もともと皆さん優秀なんで、管理職としての日ごろの仕事ができてないということにつながるよ、これは。県庁の職員さんの不祥事が多過ぎる。そのことを申し上げておきたい。

◎吉村人事課長 この職員は、平成21年4月に採用された職員でございまして、本年度5年目を迎えます。職員の仕事ぶりですけれども、非常に積極的で、よく気がつく、また現在まんが・コンテンツ課で仕事をしておりますけれども、勤務ぶりは良好ということ所屬長から聞いております。

◎小谷総務部長 お叱り、ごもっともだと思っております。

職員の不祥事案に対しまして、昨年も飲酒運転等ございまして、懲戒免職にさせていただきましたということで、おわびを申し上げます。そのほか、ほかの任命権者でも学校、先生方とか県警とか、いろんなところで不祥事がございまして、県民の皆様の信頼を損ねておる。これは我々としても深く反省をしております。

昨年の飲酒運転の後にも、改めて職員向けに服務規律の確保、綱紀肅正について徹底する通知を出しまして、通知を出しただけではなく各部局において、それぞれ所属長を呼んで各所属内でのきつい管理ということで徹底をいたしました。ただ、このような事件がさらに起こったのも、事実でございます。いま一度服務規律について、綱紀肅正について徹底をしてまいりたいと考えております。大変申しわけございませんでした。

◎弘田副委員長 これは非常に残念な事例で、私の近所の皆さんにどう思うかという話を聞いてみました。本当に非常に残念で、もともと県庁の職員に対する要望というか、厳しい意見が多いんですね。私はいつも、県庁の職員は地域福祉のために、それから地域の振興のために全力でやりゆうんだから、見かけとは違うんだよと、彼らは必死でやりゆうんだよということ、僕はふだん住民の皆さんに言わせてもらいます。

ただこれは、僕はもう言いわけができませんね。単なる窃盗だけじゃなくてネットオークションで売ろうとしていますんでね、これは、まあ言うたら詐欺も働こうとしゆうわけですね。そやから、今後の対応の最後に厳正に対処するとあるんじゃないけど、これは確実に厳正に対処してほしいと思いますね。そうせんとね、県庁の皆さんが一生懸命やりゆうことが無駄になりますので、これは要望というか、意見として言わせてもらいます。

◎小谷総務部長 先ほども御答弁させていただきましたけど、まだ本人に会えておりません。事実関係を確認しまして、また捜査の状況もあります。そういったことを踏まえて厳正に対処、これは処分ということになるかと思えますけども、厳正に対処させていただきたいと思えます。

◎梶原委員長 これは、実質25年6月22日の犯行というか、もう9カ月ぐらい捜査をずっと続けてきたことや、今回これで、勾留期間がこんなに長いことからいけば、余罪等のことなんかも、これからどうなるのかなというふうには思いますが、先ほど高橋委員も弘田副委員長も言われましたけども、もちろん万引きなんかもあってはならぬことですが、いろんな精神的に不安を抱えたりとか、そういう突発的なとこなんかでした万引きと比べて、もう完全に確信ですよね、他人の所有物を窃盗して、それを自分の利益のために売りさばくなんという、これはもう本当にあってはならんというか、先ほどから信頼を損ねると言うけど、自分たちも聞いたら、逆にもうあいた口が塞がらんというような反応の人が、本当に県民の皆さん多いと思うんで、これはこれまで警察、教育委員会等々の不祥事のときもずっと言い続けてきましたが、本当に一人のそういった心ないことのおかげで、多くの皆さんが本当に信頼を損なうきっかけになりますので、本当に厳正に厳しく対処していただいて、また再発防止に取り組んでいただくように強く要請をさせていただきます。

よろしいですかね。

(な し)

◎梶原委員長 以上で終わります。

続きまして、秦南団地利活用基本計画（案）について、先ほど求めていた資料が来ましたので、改めて御説明を願います。

◎中村政策企画課企画監 それでは、お手元のほうにパブリックコメントの結果というのをお配りしております。本日、これで県庁のホームページのほうに公表をさせていただいております。

先ほど御説明させていただきましたように、意見の募集期間は、26年の1月24日から2月24日で行いました。お寄せいただいた御意見は17件、8名3団体からでございます。

意見の主なものですが、1番、2番に書いてありますトラムの延伸についてが、御意見としては最も多くございました。先ほどこの部分は御説明させていただきましたので、省略をさせていただきたいと思っております。

2ページ目、お聞きいただきまして、3番目でございますけれども、こちらのほう、イオンの駐車場がなくなると、ますます渋滞や車の出し入れに時間がかかるのではないかと不安の声で、イオンの駐車場について、ふやしていただきたいというような要望をいただいております。この御意見についてが6件ございました。

先ほどお答えしましたように、現在もイオンモール高知とは、道路を含めましてさまざまな協議をしておりますけれども、引き続き今後も協議してまいります。道路の渋滞等ができるだけ避けられる状態をつくってまいりたいと考えております。

4番につきましては、No.1、2と同じ路面電車に関する要望でございます。

5番ですが、その他ということで、高知県庁、議会が建っているところについては、高知城寄りには暗いので、シキボウ跡地へ移転すべきですという御意見。それから、屋上にヘリポートを設置し、高層の立体駐車場を建設して県民サービスに努めていくべきですという御意見をいただいております。

これにつきましては、既に県庁の本庁舎及び議会棟の移転について、平成19年度に現在の建物の耐震改修と新築移転の経費を含めた詳細な比較や、防災の拠点としての機能、財源不足が見込まれる厳しい財政収支の見通しなど、あらゆる面からその是非について議論を尽くして、免震構造による耐震改修事業費が決定されておまして、それに基づきまして既に21年度から24年度に耐震改修工事を実施しており、現状で秦南団地への移転を検討するという事は困難というお答えになっております。

続きまして、3ページ目です。

6番の御意見は、高知市中消防署は、シキボウ跡地へ移転すべきだと思いますという御意見です。

これにつきましては、高知市の中消防署の本署機能、消防機能を北消防署に移管した上で、江ノ口出張所と統合整備するよう秦南団地（シキボウ跡地）利活用基本計画（案）に

盛り込んでおります。

7番でございます。高知赤十字病院の整備につきまして、高知赤十字病院をシキボウ跡地へ移転することは反対しますと。ヘリポートの設置については、高知医療センター、高知大学医学部にあり、現在近森病院にも建築中なので、高知赤十字病院には、ヘリポートの設置は必要ないと思いますという御意見でした。

これにつきましての考え方としましては、高知赤十字病院の現在地は、発生頻度の高い規模の南海トラフ地震が発生した場合でも長期浸水エリアになることが想定されており、患者の受け入れが困難な状況になることが予想されるため、秦南団地への移転は必要であると考えております。また、県内全域から重篤な患者を受け入れる広域的な災害拠点病院は、県内に3つございますけれども、そのうちヘリポートの整備がされていないのは高知赤十字病院のみとなっております。東西に長い本県の地理的な状況を考えますと、災害時のもとより、平時のドクターヘリ運航による救急医療の充実の面からも、ヘリポートの整備は効果が大きいと考えております。

◎梶原委員長 これ、全部説明聞いたら、ちょっと長くなるんで、主なもので質疑があればということによろしいですか。

◎弘田副委員長 1つだけ、トラム、路面電車のことですが、随分前にも延伸の計画とかありまして、調査したことがあるんですけど、そのときに結論は、鉄道の高架を何か1メートルぐらい上げんと下を通せんというふうな結論で、不可能であるというふうなことではなかったかと私は記憶しているんですけど、技術が進歩していますから、僕が言うのはもう15年ほど前の話ですので、この多額の初期投資が要するという部分は、例えば道路に電線張って、レール敷いて、それだけの部分か、あるいは昔と一緒に、鉄道の高架を1メートル上げんといかんとか、そこら辺のことを教えていただきたいんですけど。

◎中村政策企画課企画監 その1メートル上げないといけないということではなかったと思います。ただし、実際に電車を南北つなげるといった場合には、今の駅舎自体を相当工事しなければ難しいというお話も聞いておりますので、初期投資につきましては、やはり高額なものになるというふうなことでございます。

以前にイオンモール高知が開業するあたりに、県と高知市で調査をしたというふうに私のほうも聞いておりますけれども、その時点でかなり難しいという結論には達しているんですけども、今回、日赤が秦南団地に整備されることによって、どの程度人の流れ等が変わるかという状況が今ははっきりと見えてきませんので、今後、高知赤十字も含めまして、高知駅からどういうアクセスの方法が一番患者の方たちに利便性が高いのかということ、少し研究していきたいというふうに考えております。

◎弘田副委員長 当時の議論は、高知駅を1メートル上げるということは、旭あるいは一宮あたりまで、高架を全部上げんといかんということであったような記憶があります。で

すから、これは無理だなということを当時私らは感じたわけなんですけど、技術の進歩でそういったところができるのであれば、少し考えてもいいんじゃないかなというふうなことは思うんですけど、技術があったとしなければ、当時の状況と変わらんというのであれば、私は不可能じゃないかというふうに思うんですけど。

◎梶原委員長 ほかにはよろしいですか。

(な し)

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

以上で総務部を終わります。

《会計管理局》

◎梶原委員長 次に、会計管理局について行います。

最初に、議案について会計管理局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎大原会計管理者兼会計管理局長 会計管理局でございます。

会計管理局所管の議案につきまして御説明をいたします。

今議会に提出をしております会計管理局所管の議案は、平成26年度高知県一般会計予算など予算議案が7件でございます。

まず初めに、平成26年度当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の資料No.②議案説明書（当初予算）の557ページをごらんください。

平成26年度会計管理局一般会計の予算総括表でございます。

会計管理課が、対前年度14.5%増の3億6,819万8,000円、総務事務センターが、対前年度2.2%増の3億6,539万2,000円となっております。会計管理局全体では、対前年度13%増の7億3,359万円となっております。引き続き適正な会計事務の執行、効率的な事務の推進に取り組んでまいります。

次に、同じ資料の727ページをお開きください。

特別会計当初予算については、後ほどそれぞれの特別会計について課長から説明をいたしますが、会計管理課では、今年度に設けました収入証紙の管理を行う収入証紙等管理特別会計がございます。また、総務事務センターでは、職員給与の支給、旅費の集中処理、用品等の調達、共通経費の支払いについて、それぞれの特別会計を設けて総務事務の集中処理を行っております。

会計管理局の平成26年度当初予算案につきましては以上でございます。

続きまして、平成25年度補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の資料No.④議案説明書（補正予算）の350ページをお開きください。

総務事務センターの補正予算でございますが、用品等調達特別会計を所要見込み額の減

によりまして、5億6,200万円の減額をお願いするものでございます。

会計管理局の平成25年度補正予算案につきましては以上でございます。

なお、ここで、電気の購入契約につきまして御報告をさせていただきます。

資料はございませんが、口頭で説明をさせていただきます。

これまでは、特別規模電気事業者である新電力が四国に参入していませんでしたので、四国電力以外に電力供給の相手方がいないという理由で随意契約を行ってまいりましたが、平成24年度からは県内でも新電力が参入してまいりましたので、地方自治法の規定に基づき、県の施設である143の施設につきまして一般競争入札を行うこととし、ことしの1月17日に入札公告を行っておりまして、今月26日から3日間で入札を実施することとしております。

なお、この143の施設の管理者は、それぞれ所属がございまして、それぞれの契約ということになりますが、初めてということでもございまして、そういったノウハウがないといった中でございまして、今回は会計管理局で一括して対応していこうとしたものでございます。

私からの説明は以上でございます。詳細につきましては、各課長から説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

◎梶原委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈会計管理課〉

◎梶原委員長 それでは、会計管理課の説明を求めます。

◎藤田会計管理局次長兼会計管理課長 それでは、会計管理課の平成26年度の一般会計及び特別会計の当初予算案につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計の26年度当初予算案でございますが、お手元の資料No.②の議案説明書（当初予算）の558ページをお願いします。

歳入予算につきまして、主なものを御説明します。

中ほどの節の欄の支払未済資金としまして、1,313万6,000円を計上しております。これは債権者に対しまして、隔地払いであります送金通知書により支払いを行ったものの中で、金融機関で受領されないまま1年を経過した未払いの資金につきまして、私どもで歳入に受け入れるものでございます。

それでは、次に559ページをお願いします。

歳出予算のうち、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

会計管理課は、歳入歳出予算等の執行に伴う出納事務、現金の出納保管、国庫金の出納事務、そして各所属の会計事務が円滑に行われるよう支援し、確認するための検収や検査、また決算の調製など、会計事務の適正な執行とそのための支援を行うための経費でございますが、右端の説明欄の上から5行目、金融機関調査委託料11万4,000円でございます。

すが、これは歳計現金や基金の安全な運用のために、運用先となる金融機関の経営状況に関する調査を専門機関に委託して行うものでございます。

その次の6行目、財務会計システム運用等委託料5,266万2,000円でございますが、これまでは情報政策課が行ってございました財務会計システムの運用と保守業務につきまして、平成26年度からは、当システムを所管します会計管理課で行うものでございます。

なお、会計管理課予算が平成25年度から4,600万円ほどの増額となっておりますのは、このシステム運用保守の増加によるものでございます。

それでは、下から2番目の事務費の主なものとしたしましては、非常勤や臨時職員の賃金、コピー代など会計管理局の庶務経費のほか、指定金融機関等に対する出納事務の取扱手数料や、県証紙の印刷経費などでございます。

一番下の3収入証紙等管理特別会計繰出金、これにつきましては、特別会計で管理しております収入証紙の経理を行う上で証紙売りさばき手数料など、一般財源で手当てする必要があるものについて、その必要な繰り出しを行うものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

では、次に特別会計について御説明いたします。

同じく資料の730ページをお願いいたします。

収入証紙等管理特別会計の歳入予算となっております。

節欄区分の(1)一般会計繰入金、これは先ほど御説明いたしました一般会計から繰り出したものを受け入れるものとなっております。

その次の(2)証紙売りさばき収入、これにつきましては、売りさばき人が県に支払った証紙の代金となっております。

では、731ページの歳出ですが、右端の説明欄の1償還金186万3,000円、これにつきましては、証紙を購入された県民の方が、この証紙を使用する必要がなくなった場合などに、証紙と引きかえに証紙購入代金をお返しするためのものとなっております。

次の2一般会計繰出金につきましては、各所属に手数料等として納付されました証紙を各所属が一般会計の歳入処理として行った収入調定に対して、その払い出しを行うためのものとなっております。

説明のほうは以上で終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 さっきの電力の関係ですけれども、言われたように143施設ということで、すごくあって、参加するかせんかを、丸と空欄で申し出させてやるというような手法になっているんですが、確かにそれぞれの管理が違うからかもしれないんですが、例えば高知土木事務所で使用する電気と、あるいは高知土木が管轄している水門とか、そういうのも全部別々に入札すると。ほいで、さっきの話じゃないですけど、実際まとめて契約するか

とか、そのところは全部別々のやり方になるのでしょうか。

◎森田会計管理課会計支援推進監 会計支援推進監の森田といいます。

委員御指摘の今回は143の施設、それぞれ今現在施設ごとに契約をしております。例えば、先ほどおっしゃいました土木事務所の庁舎、それから水門、樋門いろいろございます。私どものほうも入札をするに当たって、一定そのロットを集めたら、また他県の状況を見たら、ロットを集めてやったり、入札をやったりした県もございます。ただ、ロットを集めることによって競争参加してくれなかったら、全く意味もございませんということで、初年度は今現在の契約単位といいますか、契約施設ごとにまずは入札をやってみようということで、現在のような形にとりました。

◎坂本（茂）委員 それと、この会計管理局がやろうとしているのは教育委員会と警察と知事部局ですけども、公営企業局はやるのでしょうか。

◎森田会計管理課会計支援推進監 この入札をするに当たって、全ての所属に対して説明会を行いました、電気の入札ですね。そのときに企業局の担当者もおいでになっておりました。今現在は入札をすると、いついつするというふうなことは聞いておりませんが、検討しているというふうには考えております。

◎坂本（茂）委員 特に公営企業局の中でも、いわゆる電気を発電しているところはいろいろ、四国電力とのいろんな関係もあって、ひょっとしたら悩ましいところもあるのかもしれませんが、病院なんかはやればいいんじゃないかとか、どうなのかなというふうに思います。そこは公営企業局の判断ということになってくると思うんですが、例えば、もし病院がやろうとしたときに、確かにあれかもしれませんが、知事部局と公営企業局の違いはあるかもしれませんが、幡多けんみんの中に看護学校があるわけですよ、同じ施設の中に。それをまた別々にするのかというようなことなんかも出てくるのではないかなというふうに思うんですけども、そういったことを含めて、今後いろいろやる中で改善していくことは改善して、より有効な方法を検討していくということなんでしょうか。病院の関係、ひょっともしわかれば。

◎森田会計管理課会計支援推進監 現在、まずは入札をそれぞれの施設、143でやってみようということで、初年度はですね。

次年度に向けて、私どものほうで、委員御指摘のございました。よりロットを集めて入札をやることによって、より効果が高まるんじゃないかと、競争性が高まるんじゃないかといったようなことを私どもも思っておりますので、まずは初年度の入札を見て、今度の、次回の入札に向けて検討していきたいというふうに思っております。

また、企業局につきましては、私ども今回入札に当たりまして、いろいろそれなりに勉強もさせていただきましたので、私どものノウハウを企業局のほうにもお伝え、また双方で議論をしていきたいなというふうに思っております。

◎坂本（茂）委員 今ちょっと見ていたら、これなんかもやっぱり別々なのかなと思うのは、高知海洋高校で使用する電気と寄宿舎と艇庫と、3つに分けているんですよ、同じ学校の中で。確かに、建物は違うわけですけども、それも有効な方法なのかなというふうに思ったりするんですけど。

◎大原会計管理者兼会計管理局长 施設によって、例えば通常の行政の施設でありますと、昼間は使うけれども夜間はほとんど電気を使わない。一方、病院とか警察というところは昼夜を問わず電気を使うというのがございます。施設によって、同じ施設の中にあっても新電力が基本的に入りやすいのは、1つは、昼間は電気を使うけれども夜間は使わない。そうすると基本料金が割高になっております、四国電力との契約の中では。そこには、新電力が比較的に入りやすいといったようなことがございますので、同じ所属の施設でも、24時間使う施設、昼だけ使う施設とか、ばらばら、いろいろございますので、今回は143を1つずつやって、最大の効果を出した中で、あと今後、グルーピングをするのがいいのかとか、そういうことをちょっと検討していきたいという意味でございます。

◎坂本（茂）委員 はい、わかりました。

（な し）

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈総務事務センター〉

◎梶原委員長 次に、総務事務センターの説明を求めます。

◎山中総務事務センター課長 それでは、総務事務センターに関する予算につきまして御説明いたします。

まず、平成26年度一般会計当初予算でございます。

資料No.②の議案説明書（当初予算）の562ページお願いします。

総務事務センター費の歳出でございますが、右の説明欄に沿って御説明いたします。

1の人件費は、当センターの職員24名の人件費でございます。

2の総務事務センター費でございますが、まず物品管理システム再構築等委託料とございます。これは再構築と書いておりますように、26年度に物品管理システムを再構築、つくり直しをいたします。物品管理システムというのは、平成9年度から始まっております、17年度に電子調達なんかを一遍組み込んだんですけども、かなり画面等が古いものになっておりまして、それと使い勝手も悪いということで、それからOSのサポートといたしますかね、あれがサーバーについては27年の4月、それからパソコンについてはXPですので、26年の4月に終わってしまうということもありまして、もう一気に作りかえてしまおうということでございます。

通常の今のシステムの運用保守というのが530万円ほどありますけれども、それ以外に再構築の委託料としまして2,579万4,000円というのを計上しております。

なお、この再構築につきましては、以降4年間の運用保守を含めまして、債務負担行為を出して5年契約でやるようにしております。金額的には政府調達になってしまいます。

それと、その次の総務事務集中化システム運用保守等委託料でございますが、4,119万2,000円、これが通常の総務事務集中化、これは臨時、非常勤等の雇用手続とか公共料金等の支払い、それから勤務実績管理などを行っておりますけれども、この運用保守が3,700万円余り、それとこれにつきましても今現在総務事務の集中化拡大をしております、県立学校の勤務実績管理とか手当の認定、それから年末調整、これを再来年度から導入しようということで教育委員会と調整しております。その関係でシステムの一部改修が必要になってまいりますので、その分の410万4,000円というのをプラスして計上しております。

それから、その次の旅費事務センター運営委託料、これは今近畿日本ツーリストに委託しております旅費事務センターの運営を委託するものでございます。消費税が上がりましたので、例年よりも280万円ほど増額になっております。

次に、事務費ですけれども、2,473万4,000円ということで、ちょっと前年度より1,400万円ほど多くなっております。昨年度まで自動車の任意保険料というのを別出しにしておりましたけれども、一応内容的に事務費に当たるということで、今回これに入っております。自動車の任意保険料が1,073万8,000円、これが警察本部を除く県有自動車の任意保険料でございます。

それから、災害時の職員用の備蓄物資の購入、これが300万円余り、これは去年御説明いたしましたけれども、勤務職員数分の食料と水、これを3日分確保するというので一応5年計画、といいますのは、5年が賞味期限になっていきますので、1年ごとに5分割して買うことによって、次の6年後からは、1年分だけ処理していったらいいという形ですので、計画的に毎年買っていかうとしていきます。

それと非常勤職員、これが今3名ですけれども、26年度5名、2人ふえます。その関係の増額が400万円余り。

主な内容は以上でございます。

それでは、特別会計につきまして御説明いたします。

734ページお願いいたします。よろしいでしょうか。

給与等集中管理特別会計でございます。

これは、いわゆる職員の給与を支給するもので、約1万3,000人ぐらいの給与を支給しております。前年度と比べまして、24億6,900万円ぐらい減っております。これは職員数が約156人減っております。財源は、今から説明いたします特別会計全てそうですけれども、立てかえの特別会計ですので、一遍特会で払っておいて、年度末に一般会計の歳出予算から公金振りかえでもらうという形でございます。

続きまして、737ページ、旅費集中管理特別会計でございます。よろしいでしょうか。

これは、職員のいわゆる出張等の旅費を集中支払いするための特別会計でございます。14億6,620万8,000円ということで、前年度から7,852万4,000円ぐらいふえております。これは、いわゆる一般会計の旅費の積み上げですので、そういった状態にあるということです。これもやはり年度末に一般会計の各旅費から公金振りかえで決算に対していただきます。

それから次、740ページをお願いします。

用品等調達特別会計でございます。

これは、本庁で必要な物品等の調達をうちで集中的に調達しておりますけども、その経費でございます。

予算額が13億3,100万円で、前年度と比べまして8,300万円ぐらいの減となっております。この用品につきましても、各一般会計で計上した物品、備品等の計上の集まりですので、年度によって波がございます。

この用品等調達特別会計では、今集中処理の拡大をしていることで、公安委員会の用品調達について、25年度ですね、今の年度につきましては、下半期ぐらいから始めようということで計上しておりましたけれども、それがこの2月から警察の物品につきましても私のところで、総務事務センターで調達できるものについては調達をしようということで始まりまして。ちょっとおくれましたので、その分の減額が、この後、補正で御説明いたしますけれどもあります。26年度につきましては、公安委員会の用品調達につきましては、公安委員会のほうで見積もっていただきまして約1億円減少しております。

次に、743ページをお願いいたします。

会計事務集中管理特別会計でございます。

これは、臨時、非常勤職員の賃金とか報酬、それから公共料金等共通経費の集中支払いをするための特別会計でございます。34億5,931万2,000円ということで、前年度より1億1,336万4,000円ふえております。これは先ほどちょっと御説明しました公安委員会の集中処理の拡大ということで、臨時、非常勤につきましても、本年度は下半期からうちのほうで集中的な処理を始めました。それは、25年度予算につきましては半年分計上しておりますので、予定どおりでございました。26年度は4月から1年分やりますので、その分、半年分ふえます。その分の増額になります。

以上が当初予算でございます。

続きまして、2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料No.④の352ページをお願いします。よろしいでしょうか。

用品等調達特別会計で、5億6,200万円の減額ということで、少し大きくなっております。これは先ほど説明いたしましたけれども、公安委員会の用品調達を今年度の下半期か

らでもやろうという予定で、公安委員会の需用費とか備品の予算の約半分を計上しておりました。ただ、先ほど言いましたように2月から始まるということで、さらに公安委員会というのはやはり特殊な物品ございますので、うちのほうで調達できる物品ということの調達になりますので、2月から始まりましたけれども、一千何百万円かぐらいの執行になりますので、約2億3,000万円ぐらい半年分の予算計上しておりましたけれども、それが約2億1,700万円ぐらい不用になってしまうと。

それから後は、例年どおりの入札残による減額でございますが、これも3億4,500万円という金額が大きくなっております。例年、入札残、それから調達が中止になったりというのが何千万単位で発生します。26年度の予算につきましては、こうした状況も加味しまして若干計上を抑えております。できるだけ補正額を少なくしようということで抑えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

よろしいですかね。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で会計管理局を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の審査は終了とし、この後についてはあす行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 それでは、あす以後の日程について、あすは午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

それと、あすの委員会運営について、西森(雅)委員から少し提案をいただいておりますので、説明を聞いて協議を願いたいと思います。

◎西森(雅)委員 あす教育委員会の審議ということになっていくわけですが、報告の中で、高校再編振興計画についての報告があることになっております。

そこで、この常任委員会では、教育委員長は出席をしていないわけなんですけども、やはり教育委員長にも来ていただいて、いずれにしても教育委員会で決めていくわけですので、教育委員長にも来ていただいて説明をいただければというふうに思いまして、教育委員長の委員会への出席を求めたいと思いますけども、どうでしょう。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

(異議なし)

◎梶原委員長 教育委員長等を認めるときは、執行部としてこれまで来られている例もあ

りますし、正式に委員会のほうから答弁者として来るようになりますんで、再編計画の報告のときだけで構いませんよね。

◎西森（雅）委員　そうですね。

◎梶原委員長　よろしいですか、それで。

（異議なし）

◎梶原委員長　それでは、あすの委員会運営についてはそういうふうにさせていただきたいと思います。

本日の委員会はこれで終了といたします。御苦労さまでした。　（17時15分閉会）